

2022

第2期日野市

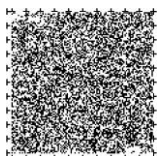
子どもの貧困

対策に関する

基本方針

▶2026





第2期子どもの貧困対策に関する基本方針の策定にあたって

平成29年3月、「子どもの貧困率」の過去最高更新や「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「生活困窮者自立支援法」の施行などを背景に、生活困窮者の実情や子どもの貧困にさらに目を向けて貧困の連鎖を断ち切り『全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるような地域』を目指して、「日野市子どもの貧困対策に関する基本方針」を策定いたしました。

基本方針では以下の「5つの目標」を掲げ、学識者・公募市民・有識者等の各分野の関係者で構成した「日野市子どもの貧困対策推進委員会」にて目標の推進及び達成に向けた進行管理を行ってまいりました。

- ①子どもの学習・体験機会の提供と個々の学力向上に取り組めます
- ②安心して生活できる環境を整え、生活習慣の改善を図ります
- ③子どもに係る経済的負担の軽減を図ります
- ④子育て家庭の悩みへの支援強化と生活の質の向上に取り組めます
- ⑤効果的に情報を発信し支援ネットワークを強化します

その結果、76事業103担当課の事業のうち46の事業において、当初に設定した目的や目標を達成するなど大きな成果を得たところです。

しかし、子どもを取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症拡大・ウクライナ情勢に伴う物価高騰などの誰もが想像しえなかった社会不安や経済的影響によって、激しく、かつ大きく変化し、子どもの貧困の深刻化が懸念されております。生活のあらゆる場が一変し、我慢や不安・孤独などを強いられ、未だ元通りの生活に戻れる見通しは立っていません。そのような中においてこれまで見逃されてきた「ヤングケアラー」といった社会問題も浮き彫りになりました。

一方、世界的には持続可能な開発目標（SDGs）の推進において、「貧困をなくす」ということも掲げられ、また、国においては子ども政策について一元的に対応するため、令和5年度より、その司令塔となる「子ども家庭庁」の設置が決定するなど、貧困の解消や子どもと親を包括的に支援する仕組みづくりも前に進められてきたところです。

このような状況を踏まえ、直近の子どもの生活実態や相対的貧困率及びこれまでの基本方針の評価を基にして基本方針の見直しを行うことといたしました。

そこでは、「目指すべき姿」と「5つの目標」は引き継ぎつつ、コロナ禍や物価高騰等に対する課題や顕在化してきた「ヤングケアラー」といった新たな課題への施策を加えたものといたしました。

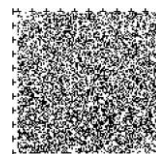
今後もこの基本方針を子どもの貧困対策を総合的に進めるための旗印として位置づけ、引き続き行政と地域が一体となって横断的な対策を推進してまいります。

最後に、この基本方針の推進及び見直しに携わっていただいた「日野市子どもの貧困対策推進委員会」の委員の皆様をはじめ、ご理解・ご協力を賜りました関係者の皆様に心より感謝申し上げます。



令和4年（2022年）10月

日 野 市 長 大 坪 冬 彦



目次

第1章 基本の方針策定にあたって

子どもの貧困について	2
(1)基本方針策定の背景	2
(2)子どもの貧困の課題	3
(3)「絶対的貧困」と「相対的貧困」	3
(4)全国の子どもの貧困率について	4
(5)子どもの貧困率の算出方法	5
基本方針の位置づけと対象	6
基本方針の期間と見直し時期	7
SDGs に関する子どもの貧困の取り組み	8

第2章 日野市の子どもを取り巻く現状

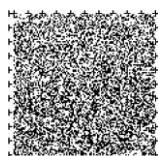
日野市の現状	10
(1)日野市の人口・世帯等の状況について	10
(2)日野市の子どもについて	14
(3)経済状況や保護者の状況について	24
生活実態調査から見える状況について	32
(1)調査の概要	32
(2)生活困難度	33
(3)子どもの状況について	37
(4)経済状況や保護者の状況について	53
第1期基本方針の評価	69

第3章 日野市における子どもの貧困の重要課題

76

第4章 基本的な考え方及び対策

目指すべき姿・指標	80
基本的な方向性(目標)	81
目指すべき姿・基本的な方向性(目標)の施策体系	82
施策体系に基づく主な事業	83
(1)拡充事業・新規事業	83
(2)維持・継続事業	89
(3)その他基本方針に関連する事業	93

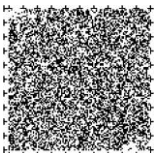


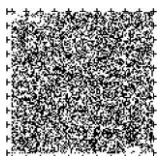
第5章 推進体制

推進体制	98
(1)基本方針の推進体制.....	98
(2)進行管理	98
(3)庁内各課の連携.....	98
(4)関係団体等との連携	99

資料編

日野市子どもの貧困対策に関する基本方針の策定および見直し 経過	102
日野市子どもの貧困対策推進委員会委員名簿.....	103
子どもの貧困対策の推進に関する法律・大綱のポイント	104
(1)子どもの貧困対策の推進に関する法律	104
(2)大綱のポイント	109

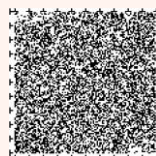




第1章

基本方針策定にあたって

- 1 子どもの貧困について（P2～）
- 2 基本方針の位置づけと対象（P6）
- 3 基本方針の期間と見直し時期（P7）
- 4 SDGsに関する子どもの貧困の
取り組み（P8）



(1) 基本方針策定の背景

令和元年国民生活基礎調査(厚生労働省)では、平成 30 年の日本全体の相対的貧困率が 15.4%、子どもの相対的貧困率が 13.5%となっており、約 7 人に 1 人の子どもが貧困の状況にあるという結果が出ました。また、働いているひとり親世帯の相対的貧困率は 48.1%となっており、OECD 諸国の中でも高い割合の層に入っています。

国においては、子どもの貧困が国全体に及ぶ重大な問題であるとの認識のもと、法整備が行われました。

平成 26 年 1 月、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。

平成 26 年 8 月には、この法律に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、さらに令和元年 11 月にはその見直しが行われました。

「現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す」

「子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施」を目的として、

「親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援」

「支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮」

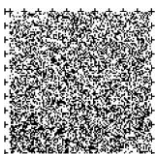
「地方公共団体による取組の充実」

の 3 つの基本方針が示されています。

そのような中、平成 27 年に本市では東京都と連携して子どもとその保護者に対し「子どもの生活実態調査」及び「日野市税務・社会保障データを用いた子どもの貧困率の推計」(以下「貧困率の推計」という。)を行い、その結果等をもとにして平成 29 年 3 月に「日野市子どもの貧困対策に関する基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定し、この間、方針に基づき施策を推進してきたところです。

その後、令和 2 年度および令和 3 年度において、この間の社会情勢や日野市の子ども達を取り巻く生活実態の変化等を把握するため、改めて「日野市子どもと保護者の生活実態調査」および「貧困率の推計」を実施して現状把握を行い、その結果等をもとに基本方針の見直しを行うこととしました。

今後はこの基本方針に基づき、引き続き行政と地域が一体となり、横断的に子どもの貧困対策を推進していきます。



（２）子どもの貧困の課題

「子どもの貧困」の課題は、子どもが経済的困窮等の状態にあることにより成長・発達の諸段階において健やかな育ちを妨げ、生活や学習、進路決定等の場で様々な制約を受けるなどし、その後の人生全体に影響を受けてしまうことです。

また、子どもの貧困は地域社会からの孤立を招くなど、社会性を阻害し、将来に希望を持てない状況になったり、自ら望む人生を選択することができなくなったりするなど、深刻な影響をもたらします。

子どもの貧困は、様々な問題が多面的かつ複合的に絡み合い発生しています。貧困の状況についても世帯によってその内容が異なり、個々に応じた支援が必要です。また、支援を行うためには様々な事業主体が垣根を越えてしっかりと連携し、包括的に対応していくことが必要です。

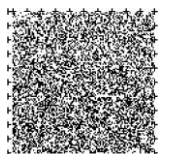
貧困の状態にある人への対策はもちろんのこと、貧困の状態に陥らないようにする予防的な対策も極めて重要です。

（３）「絶対的貧困」と「相対的貧困」

「絶対的貧困」とは、国や地域の生活水準とは無関係に生きていくうえで必要最低限の生活水準が維持されていない状態をいいます。例えば、飢餓に苦しんで食べるものがない、住むところがない、十分な医療を受けることができない等、最低限の生活水準に達していない状態です。

一方「相対的貧困」とは、その国や地域の水準において、殆どの人々が享受している「普通」の習慣や行為を行うことができない状態をいいます。子どもの生活に置き換えれば、日本の現代社会に生きる普通の子どもたちの生活、例えば学校に行き、クラブ活動をし、友だちと遊び、そして、希望すれば高校や大学等への進学もできる、そのような生活も困難な状態です。

この相対的貧困の概念は OECD 諸国において、「相対的貧困率」として測定され、数値化されています。



(4) 全国の子どもの貧困率について

国の子どもの相対的貧困率は、平成 12 年以降おおむね 15～16%台を推移しており、平成 30 年時点（新基準）では 15.7%（子どものおおよそ 7 人に 1 人）が貧困状態となっています。

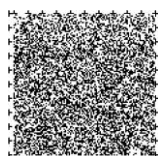
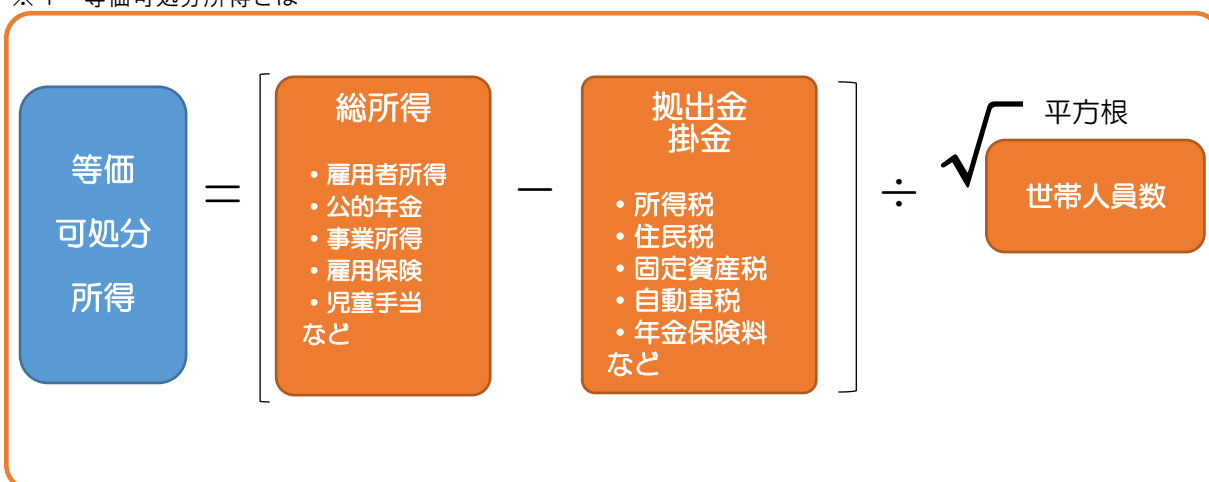
その中で、子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は 13.1%ですが、そのうち大人が 1 人の世帯の相対的貧困率は 48.3%で、大人が 2 人以上いる世帯に比べておおよそ 4.3 倍と非常に高い水準となっています。

表 1 相対的貧困率の推移

区分	平成 12 年	平成 15 年	平成 18 年	平成 21 年	平成 24 年	平成 27 年	平成 30 年 (※3)	
							従来基準	新基準
相対的貧困率	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%	15.7%	15.4%	15.7%
子どもの貧困率（※1）	14.5%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%	13.5%	14.0%
子どもがいる現役世帯（※2）	13.1%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%	12.6%	13.1%
大人が 1 人	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%	48.1%	48.3%
大人が 2 人以上	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%	10.7%	10.7%	11.2%
等価可処分所得（名目値） （※4） 単位=万円								
中央値（a）	274	260	254	250	244	244	253	248
貧困線（a/2）	137	130	127	125	122	122	127	124

資料：平成 30 年 国民生活基礎調査（厚生労働省）

- ※1 全国の世帯及び世帯員を対象に無作為抽出により実施した、国民生活基礎調査によるもので、都道府県別の数値は算出されていません。
- ※2 大人とは 18 歳以上の者、子どもは 17 歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯をいいます。
- ※3 「新基準」について
平成 30 年に OECD の所得定義の新たな基準（平成 27 年改訂）に基づき修正されたもの。
変更内容は、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものに変更されました。
- ※4 等価可処分所得とは



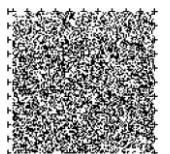
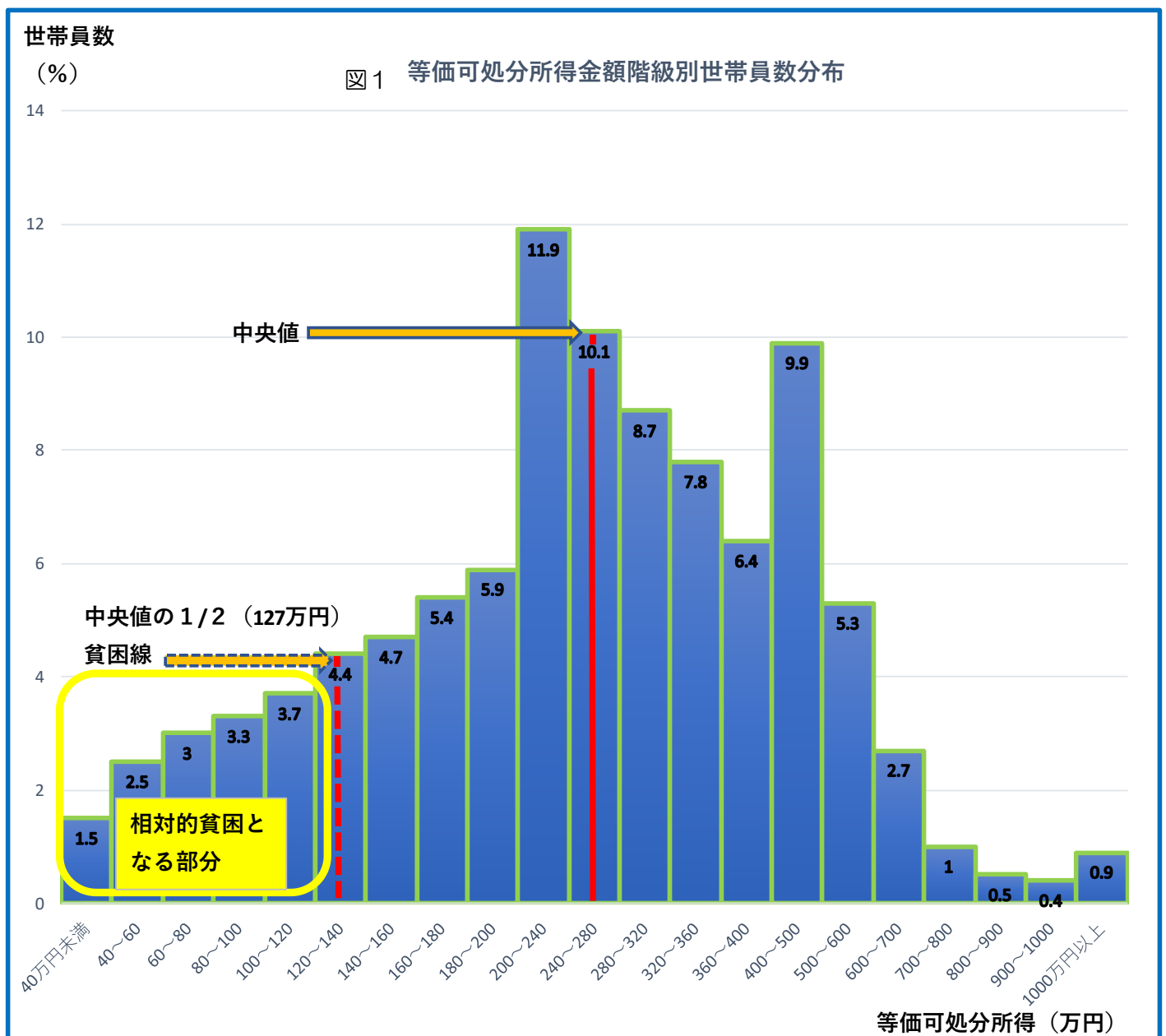
（５）子どもの貧困率の算出方法

子どもの貧困率は以下の手順で算出します

- ①全体の所得の「中央値」を求めます
 - ・最初に各家庭の等価可処分所得を算出します
 - ・その金額を多い順に並べ、「中央値」を出します
- ②中央値の $1/2$ を貧困線として設定します
 - ・貧困線より左側が相対的貧困となる部分です

* 2018（平成 30）年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は 127 万円となっています。

厚生労働省「2019（令和元）年 国民生活基礎調査」



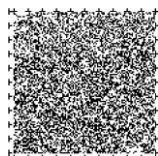
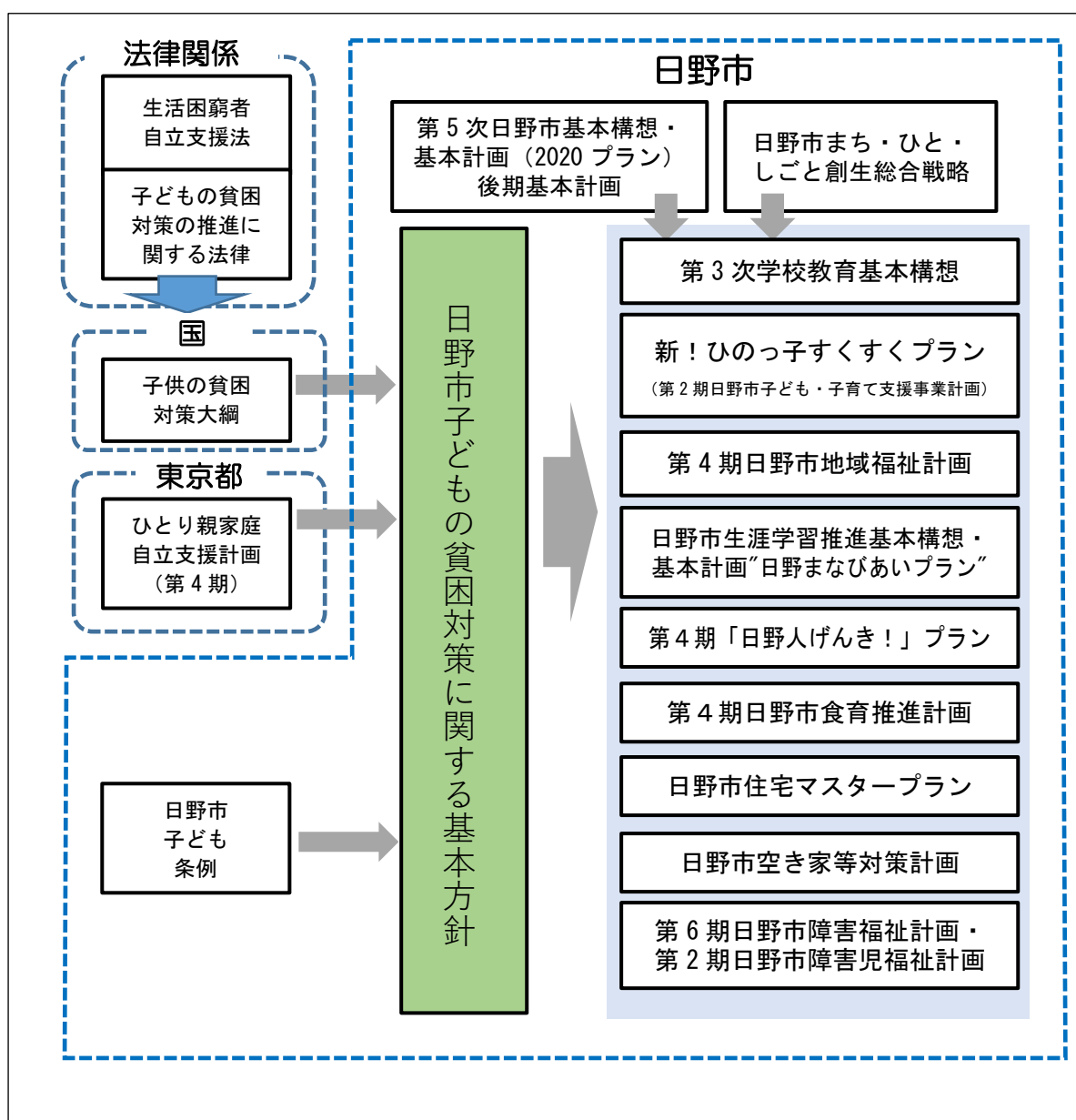
2

基本方針の位置づけと対象

本基本方針は、法、国、東京都の動向を踏まえながら、本市の最上位計画である「第5次日野市基本構想・基本計画（2020プラン）後期基本計画」をはじめ、「新！ひのっ子すくすくプラン（第2次日野市子ども・子育て支援事業計画）」や「第4次日野市地域福祉計画（ともに支え合うまちプラン）」等の各種関連計画に考え方を反映していくものです。

本基本方針の対象は、原則として妊娠期から17歳までの子どものうち困難を抱える家庭の子どもとし、その子どもの保護者についても対象とします。また、若者支援については17歳を超える年齢も対象とします。

図2 子どもの貧困対策に関する基本方針の位置づけ

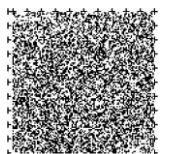
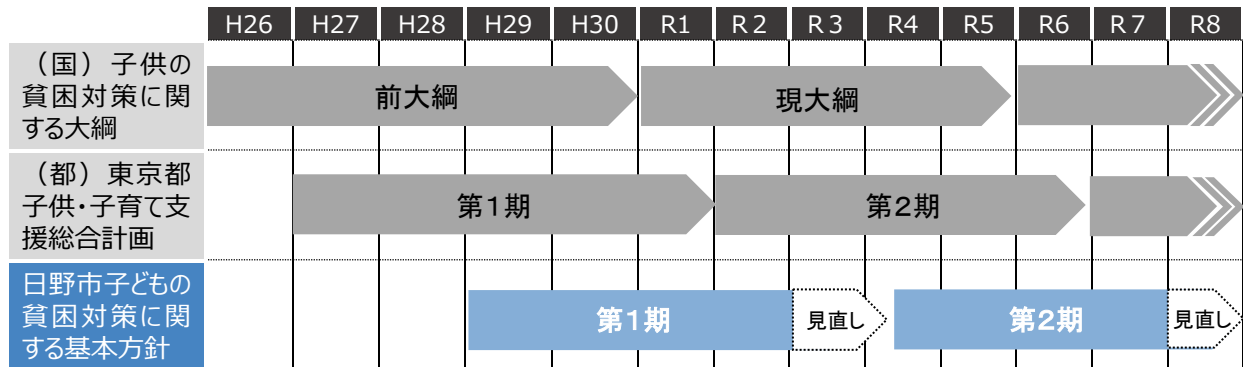


3

基本方針の期間と見直し時期

本基本方針は、本市としての子どもの貧困対策についての基本姿勢を示すとともに、具体的な施策・事業を盛り込んでいることから、法や大綱の見直し時期などを勘案して、期間を令和4年度後期から令和8年度までの5年度間とし、令和8年度には内容の見直しを行う予定です。

図3 期間と見直し時期



4

SDGsに関する子どもの貧困の取り組み

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは、平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で示された、平成 28 年 (2016 年) から令和 12 年 (2030 年) までの国際目標です。

国内実施と国際協力の両面において SDGs を推進していくために「SDGs アクションプラン 2022」が策定され、重点事項である「People 人間：感染症対策と未来の基盤づくり」の中に「子どもの貧困対策を推進するとともに、子ども中心の行政を確立するための新たな行政組織を 2023 年中に設置する」といった旨の記述があります。

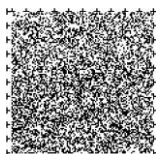
SDGs の目指す『「誰一人として取り残さない」社会の実現』は、「全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるような地域」の実現を目指す「日野市子どもの貧困対策に関する基本方針」の方向性と共通しています。

本基本方針においては、以下が関連する目標であると捉えています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

17 の目標のうち、本基本方針に特に関連する目標

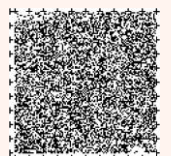
1 貧困をなくそう 	「1. 貧困をなくそう」 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	5 ジェンダー平等を実現しよう 	「5. ジェンダー平等を実現しよう」 ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う
2 飢餓をゼロに 	「2. 飢餓をゼロに」 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	8 働きがいも経済成長も 	「8. 働きがいも経済成長も」 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
3 すべての人に健康と福祉を 	「3. すべての人に健康と福祉を」 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	16 平和と公正をすべての人に 	「16. 平和と公正をすべての人に」 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
4 質の高い教育をみんなに 	「4. 質の高い教育をみんなに」 すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	17 パートナリシップで目標を達成しよう 	「17. パートナリシップで目標を達成しよう」 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



第2章

日野市の子どもを取り巻く現状

- 1 日野市の現状（P10～）
- 2 生活実態調査から見える状況について（P32～）
- 3 第1期基本方針の評価（P69～）



1

日野市の現状

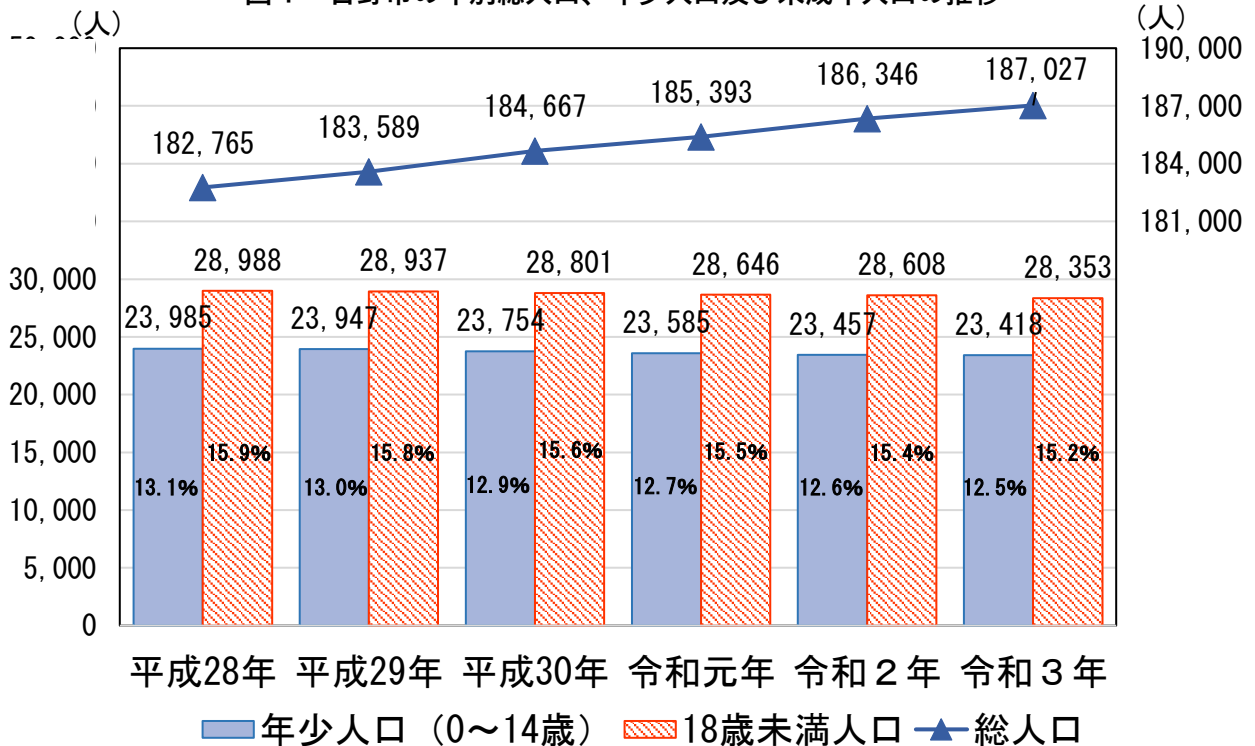
(1) 日野市の人口・世帯等の状況について

① 総人口、年少人口及び未成年人口

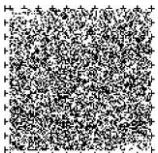
総人口増加の一方で、年少人口及び未成年人口は横ばい

- 本市の総人口は平成28年に182,765人でしたが、令和3年には4,262人増えて187,027人となり、増加傾向が続いています。一方、年少人口（0～14歳）と未成年人口（0～17歳）は平成28年からほぼ横ばいとなっており、令和3年における年少人口は23,418人、未成年人口は28,353人となっています。
- 総人口に対する年少人口と未成年人口の割合は、年少人口、未成年人口ともに平成28年から令和3年にかけて減少しており、年少人口は令和3年に12.5%、未成年人口は15.2%となっています。

図4 日野市の年別総人口、年少人口及び未成年人口の推移



資料 日野市市民窓口課（各年1月1日の数値）



② 生活保護の状況（その1）

生活保護被保護世帯数は増加傾向

- 本市の世帯数は平成28年度から令和3年度で5,228世帯増加し、令和3年度は91,915世帯となっています。また、被保護世帯数についても高齢化の進展などにより、生活保護を受給する世帯は年々増加傾向にあり、平成28年度は1,863世帯でしたが、令和3年度には2,217世帯へと約1.2倍に増え、保護率（※）は1.49%となっています。

表2 日野市の世帯数における生活保護世帯数及びその保護率の推移

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
日野市世帯数	86,687	87,654	88,757	90,138	91,215	91,915
日野市人口	183,985	184,761	185,530	186,731	187,048	187,060
被保護世帯数	1,863	1,928	2,035	2,096	2,187	2,217
被保護者数	2,465	2,505	2,615	2,697	2,771	2,782
保護率（%）※	1.344	1.361	1.415	1.452	1.494	1.493

※保護率は被保護者数／人口で算出

資料：日野市生活福祉課（数値は各年度末）

「生活保護」とは？

日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、ケガや病気、失業や離婚など、様々な事情で生活に困った場合に最低限度の生活を保障するとともに世帯の自立を助長する制度です。保護を受けることで差別されたり、不利益な扱いを受けたりすることはありません。

生活保護の種類

- ・生活扶助
- ・教育扶助
- ・医療扶助
- ・生業扶助
- ・住宅扶助
- ・介護扶助
- ・出産扶助
- ・葬祭扶助

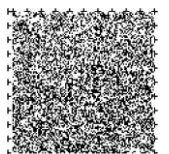
—日本国憲法第25条—

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

《担当課：セーフティネットコールセンター、生活福祉課》

※生活に困って保護を受けたい方は、

市役所2階セーフティネットコールセンターへご相談ください。



③ 生活保護の状況（その２）

- ・ひとり親世帯数は母子世帯の割合が高い
- ・18歳未満の被保護者の割合は横ばい

- 本市の被保護世帯数が年々増加している一方で、被保護世帯のうち、ひとり親世帯数の割合は平成28年度以降、年度によって増減はあるものの概ね横ばいです。
- 18歳未満の生活保護を受給している方の人数は、増減を繰り返しながら240～280人を推移しており、令和3年では258人となっています。「未成年人口のうち18歳未満の被保護者の割合」をみると、令和3年で0.92%となっています。

表3 日野市の被保護世帯におけるひとり親世帯数と割合

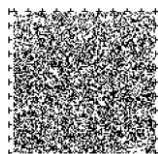
18歳未満の被保護者数及び未成年人口のうち18歳未満の被保護者の割合の推移

	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年
被保護世帯数	1,786	1,877	1,977	2,059	2,120	2,183
ひとり親世帯数	121	111	113	116	120	115
母子世帯数	115	105	108	111	117	112
父子世帯数	6	6	5	5	3	3
ひとり親世帯の割合（％）	6.8	5.9	5.7	5.6	5.7	5.3
母子世帯の割合	6.4	5.6	5.5	5.4	5.5	5.1
父子世帯の割合	0.3	0.3	0.3	0.2	0.1	0.1
18歳未満の被保護者数	268	272	249	266	280	258
18歳未満人口 *日野市全体	28,982	28,905	28,738	28,550	28,624	28,122
未成年人口のうち18歳未満の被保護者の割合（％）	0.92	0.94	0.87	0.93	0.98	0.92

資料：日野市生活福祉課（数値は各年7月現在）

18歳未満人口の数値は日野市市民窓口課（数値は各年8月1日現在）

※数値は少数点第2位で四捨五入しているため、合計の割合が合わない場合がございます。



注目ポイント

ひとり親世帯の生活が厳しい状況にあることを表す数値です。

児童扶養手当の受給者数は令和3年度で917人となっています。(P.24 図14)

また、令和3年度における被保護世帯のうち、ひとり親世帯は115世帯となっています。
(P.12 表3)

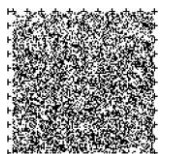
児童扶養手当受給者数を日野市におけるひとり親数とみなすと、そのうち、約13%が被保護世帯となり、およそ8世帯に1世帯と高い水準です。

ひとり親世帯へのより積極的な支援が求められます。

注目ポイント

《被保護世帯への子どもへの支援》

貧困の連鎖を断ち切るために、親に対する就労支援等の自立支援と併せて、その子どもに対する相談対応や就学支援、学習環境整備への支援、高等教育への進学支援などの自立支援が求められます。



(2) 日野市の子どもについて

① 日野市の子どもの貧困率

日野市の相対的貧困の子どもは1クラス（30人の場合）に約1～2人の割合であり、国の水準より少ない

- 本市の相対的貧困率は、全年齢層で12.3%と推計されます。日野市の約8人に1人が相対的貧困の状況にあるという推計になります。具体的には、日野市の総人口を基にすると、約23,000人が「相対的貧困」の状態にあると推計されます。
- また、17歳以下の子どもの相対的貧困率は日野市全体では6.3%と子どもの約16人に1人が相対的貧困の状況にあるという推計となります。日野市の未成年人口を基にすると、約1,800人が「相対的貧困」の状態にあると推計されます。
- 前回平成27年調査時の7.4%より若干の減少傾向が見られます。
- これらの数値を平成30年の国の数値と比べると、全年齢の相対的貧困率は、約3ポイント少なくなっており、子どもの貧困率については約7ポイント少なくなっています。

表4 日野市の子どもの貧困率

	日野市 (※3)		国（参考） (※4)
	今回（令和2年）	前回（平成27年）	平成30年
相対的貧困率	12.3%	13.4%	15.4%
子どもの相対的貧困率（※1）	6.3%	7.4%	13.5%
18～64歳の大人が1人の世帯の世帯員の貧困率（※2）	33.9%	37.2%	48.1%
相対的貧困線（貧困基準）（※5）	127.6万円	-	127万円

資料：日野市セーフティネットコールセンター

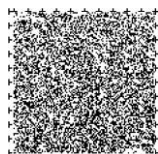
- ※1 子どもの定義は0～17歳
 ※2 0～17歳以下の子どもと18～64歳以下の大人1人によって構成される世帯
 ※3 「令和3年度日野市税務・社会保障データを用いた子どもの貧困率の推計」（令和2年の税務・所得データを用いた推計）
 ※4 厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査」
 ※5 厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」における貧困基準（等価可処分所得＝127万円）をCPI（総務省統計局「2015年基準消費者物価指数長期時系列データ品目別価格指数全国年平均（総合）」）によって調整した値（年間127.6万円）を日野市の貧困基準とし、等価可処分所得がこの貧困基準より低い世帯を「相対的貧困」とであると定義した。

注目ポイント

令和2年の本市の17歳以下の子どもの貧困率と相対的貧困率（全年齢）は両者ともに前回より若干の減少傾向が見られます。全体として、平成27年から平成30年、また、令和2年にかけて景気改善の流れにより、貧困率は改善したものと考えられます。

なお、令和2年の新型コロナウイルスの感染拡大による景気悪化が懸念されましたが、少なくとも令和2年時点においてはその影響は確認できませんでした。

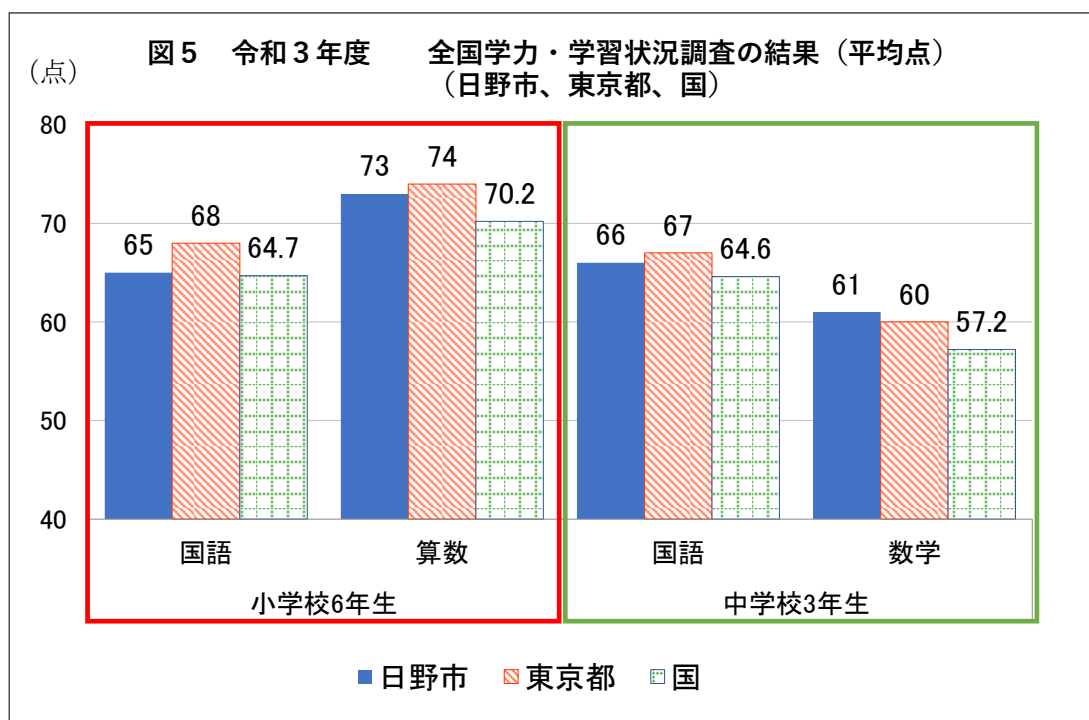
しかし、推計結果にかかわらず、コロナ禍の影響は実態として深刻であるということに注意する必要があります。



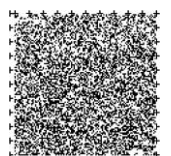
② 日野市の学力・学習状況

学力は全国平均を上回っているが、東京都の平均よりやや低い傾向となっている

- 令和3年度の全国学力・学習状況調査の結果において、本市は小学校6年生では各科目とも全国平均を上回り、東京都平均よりやや低くなっています。
- 中学3年生では、各科目とも全国平均を上回り、数学は東京都平均も上回っています。
- 子どもたちが、学校の成績や学力が低いことが理由で進路の選択の幅を狭めてしまうことは、将来的に、貧困状態に陥る一因にもなりかねません。様々な支援により子どもたちの基礎学力の向上を図ることが求められます。



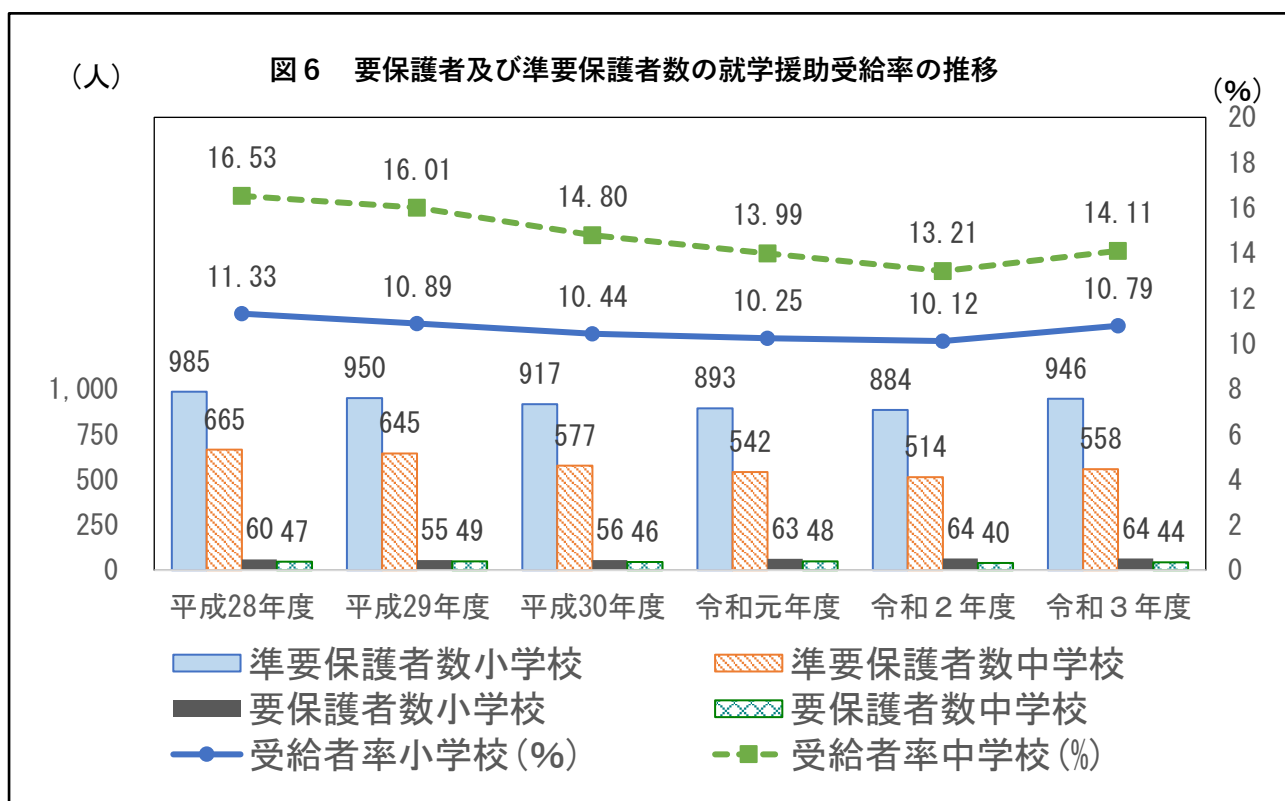
資料 日野市学校課



③ 要保護者及び準要保護者の人数及び就学援助受給者率

- ・「準要保護者」の人数は令和2年度まで減少傾向であったが令和3年度は増加に転じた
- ・「要保護者」の人数は令和3年度まで横ばい状態となっている

- 準要保護者数は、小学校、中学校とも減少傾向になっていましたが、令和3年度については増加傾向に転じています。要保護者数は横ばいとなっています。
- また、令和3年度の小学校の要保護者数は64人、準要保護者数は946人となり、中学校の要保護者数は44人、準要保護者数は558人となっています。
- 就学援助受給率は、小学校・中学校ともにやや減少傾向になっていましたが、令和3年度については増加傾向に転じています。



資料 日野市庶務課

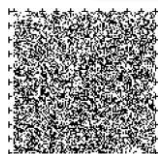
「要保護者」「準要保護者」とは？

経済的理由により就学困難な児童及び生徒のいる家庭のことで、主に生活保護を受けている家庭のことを要保護対象の家庭としています。

生活保護は受けていないがそれに準ずる家庭や、児童扶養手当を受けている家庭のことを準要保護対象の家庭としています。

なお、これらの家庭に対して給食費や修学旅行費など、就学に必要な援助を行う制度を就学援助制度といいます。

《担当課：庶務課》

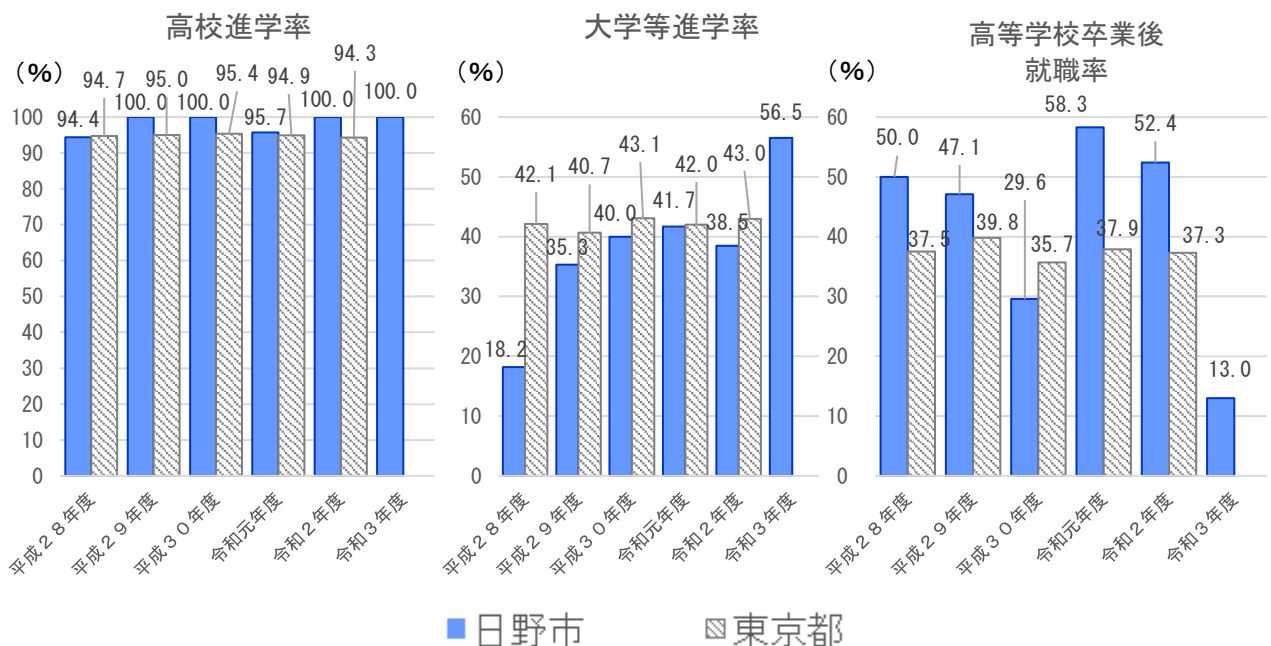


④ 生活保護世帯の子どもの進学率及び就職率

- ・生活保護世帯のほぼ全員が高等学校に進学
- ・高校卒業後は、進学と就職がほぼ半数ずつ

- 本市の生活保護世帯の子どもの高校進学率は、過去5年でいずれも90%以上であり、平成29年度、30年度、令和2年度、令和3年度は100%となっています。大学等進学率は概ね増加しており、平成28年度は18.2%でしたが、令和3年度には56.5%が大学等に進学しています。
- また、高校卒業後に就職した割合は半数程度で推移しており、東京都全体と比較すると高くなっています。

図7 生活保護世帯の子どもの進学率及び就職率の推移

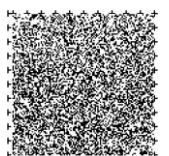


資料 日野市生活福祉課（数値は各前年度末）
東京都は厚生労働省社会・援護局調べ

注目ポイント

生活保護世帯の子どもの大学等進学率は、東京都全体の進学率と比較して低い状況にあります。貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を助長するためには、大学等への進学を支援していくことが有効であると考えられます。

平成30年には、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援のため、進学の際の新生活立ち上げの費用として「進学準備給付金」が創設されました。今後もより積極的な支援が求められます。



⑤ 日野市の小中学校におけるいじめ・不登校の状況

いじめは認知方法の定着により小・中学校で増加 不登校は中学校で大きく増加

- 日野市の小中学校におけるいじめの認知件数は令和3年度に顕著な増加が見られるが、いじめの発生件数が増えたということではなく、認知の方法が定着して数値となって表れたものと考えられます。令和3年度は小学校で718件、中学校で194件となっています。
- また、不登校件数についても同様に小学校、中学校ともに増加傾向となっていますが、件数としては中学校が小学校を大きく上回っています。令和3年度には小学校で126件、中学校で258件となっています。

表5 ◆日野市の小中学校におけるいじめの認知件数・不登校件数

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
いじめ	小学校	212	188	718
	中学校	106	98	194
不登校	小学校	93	103	126
	中学校	184	189	258

資料 日野市学校課（各年度末現在）

いじめの定義、不登校の定義

◆いじめの定義は平成25年、「いじめ防止対策推進法」により定義されました。

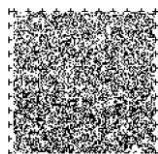
「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

と定められており、いじめの定義がより広がっています。なお、いじめの定義が法改正後、少しずつ浸透したことにより、積極的にいじめを認知するようになっていることが件数の増加につながっていると考えられます。

◆不登校の定義は平成28年、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」により定義されました。

相当の期間学校を欠席する児童生徒であって、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものをいうこと

と定められています。



⑥ スクールソーシャルワーカーの配置学校数及び相談件数

スクールソーシャルワーカーの配置学校数及び相談件数は令和元年度・令和2年度で増加していたが、令和3年度は減少

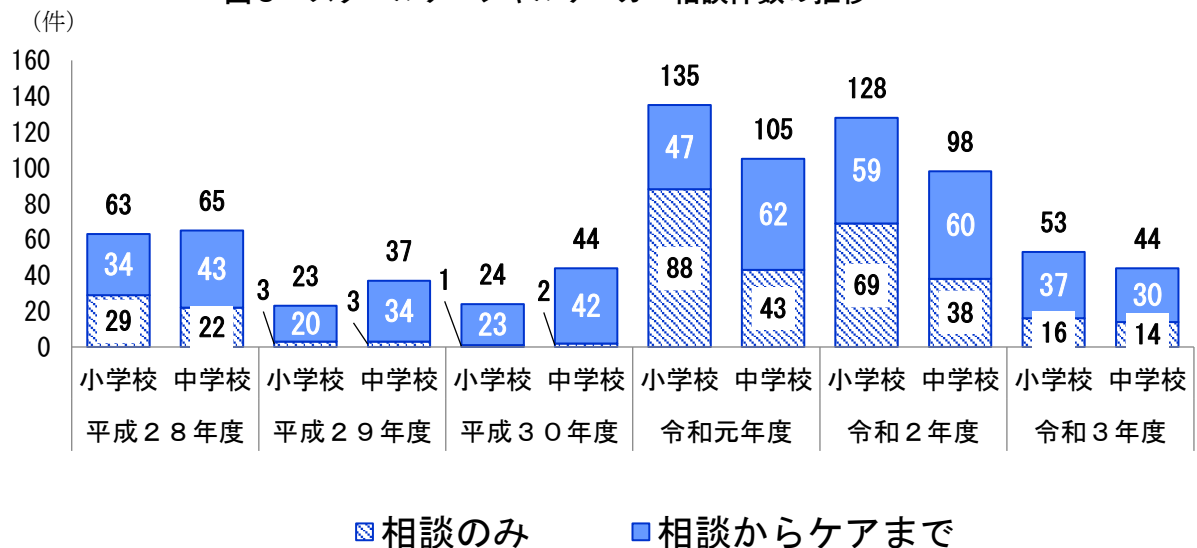
- スクールソーシャルワーカーは、市内の全ての小学校、中学校に配置されています。相談件数は、令和元年度以降、小学校・中学校ともに大きく増加していましたが、令和3年度には減少傾向に転じました。

表6 スクールソーシャルワーカー配置学校数の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元～3年度
小学校（校）	14	9	15	17
中学校（校）	8	7	7	8

資料 日野市発達・教育支援課

図8 スクールソーシャルワーカー相談件数の推移



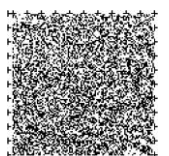
資料 日野市発達・教育支援課

「スクールソーシャルワーカー」とは？

スクールソーシャルワーカー（SSW）とは、社会福祉士、精神保健福祉士などの資格をもち、個々の子どもたちのニーズに応じて支援を行う専門職員です。

不登校や登校渋り、学校だけでは対応が難しいケースに対し、児童・生徒の全体像や背景にある家庭環境の課題などについて整理し、児童・生徒の力に合わせた生活支援ができるよう福祉の視点をもって取り組んでいます。

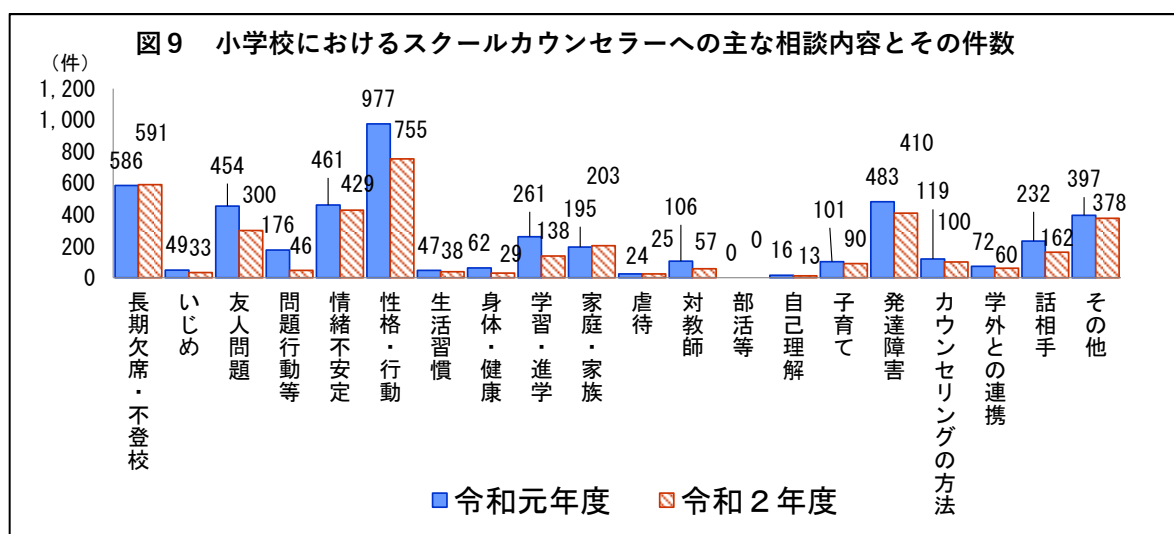
《担当課：発達・教育支援課》



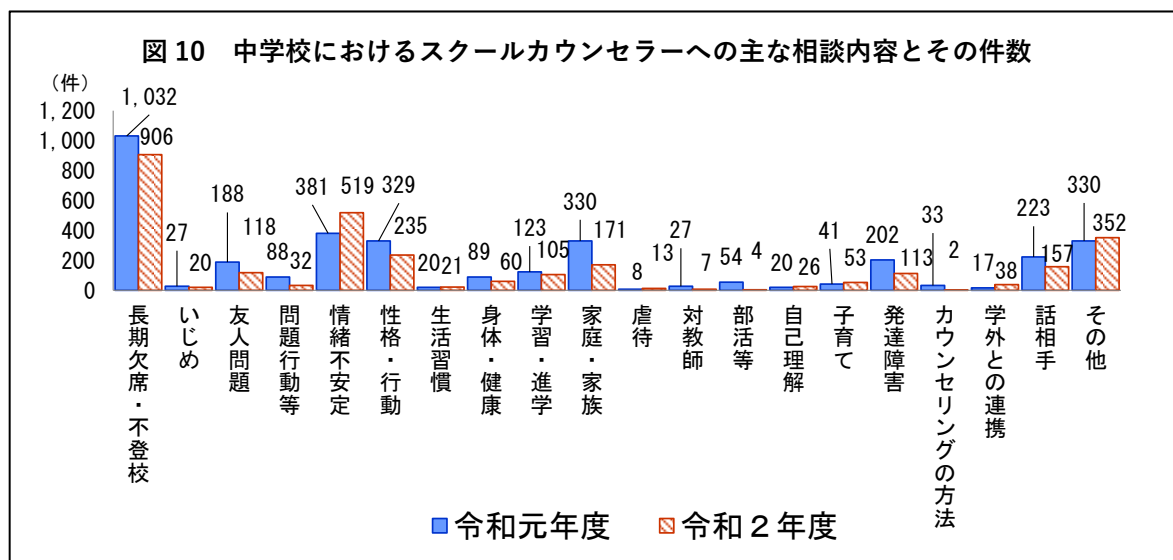
⑦ 小・中学校におけるスクールカウンセラーへの主な相談

スクールカウンセラーへの相談内容は小学校と中学校で異なる

- スクールカウンセラーは平成30年以降、小・中学校全校に配置されています。
- 令和元年度と令和2年度の相談件数について、小学校では「長期欠席・不登校」、「家庭・家族」、「虐待」が増加、中学校では「情緒不安定」、「学外との連携」の相談件数の増加が顕著になっています。
- 相談内容について、小学校では各年度とも「性格・行動」、「長期欠席・不登校」、「発達障害」についての相談件数が多くなっています。一方、中学校では「長期欠席・不登校」、「情緒不安定」、「家庭・家族」の相談件数が多くなっています。小学生に比べて複雑な精神状態であることや、本人も周囲の大人も様々な悩みや不安を抱えていることがうかがえます。



資料：日野市学校課



資料：日野市学校課

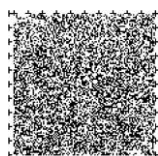


表7 小学校・中学校におけるスクールカウンセラーへの主な相談内容とその件数及び割合

相談内容	小学校				中学校			
	令和元年度		令和2年度		令和元年度		令和2年度	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
長期欠席・不登校	586	12.2	591	15.3	1032	29.0	906	30.7
いじめ	49	1.0	33	0.9	27	0.8	20	0.7
友人問題	454	9.4	300	7.8	188	5.3	118	4.0
問題行動等	176	3.7	46	1.2	88	2.5	32	1.1
情緒不安定	461	9.6	429	11.1	381	10.7	519	17.6
性格・行動	977	20.3	755	19.6	329	9.2	235	8.0
生活習慣	47	1.0	38	1.0	20	0.6	21	0.7
身体・健康	62	1.3	29	0.8	89	2.5	60	2.0
学習・進学	261	5.4	138	3.6	123	3.5	105	3.6
家庭・家族	195	4.0	203	5.3	330	9.3	171	5.8
虐待	24	0.5	25	0.6	8	0.2	13	0.4
対教師	106	2.2	57	1.5	27	0.8	7	0.2
部活等	0	0.0	0	0.0	54	1.5	4	0.1
自己理解	16	0.3	13	0.3	20	0.6	26	0.9
子育て	101	2.1	90	2.3	41	1.2	53	1.8
発達障害	483	10.0	410	10.6	202	5.7	113	3.8
カウンセリングの方法	119	2.5	100	2.6	33	0.9	2	0.1
学外との連携	72	1.5	60	1.6	17	0.5	38	1.3
話し相手	232	4.8	162	4.2	223	6.3	157	5.3
貧困の問題	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	397	8.2	378	9.8	330	9.3	352	11.9
合計	4,818	100	3,857	100	3,562	100	2,952	100

* 相談件数のうち、相談者については、児童生徒、教職員、保護者、その他を含む。

資料：日野市学校課

「スクールカウンセラー」とは？

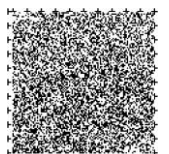
スクールカウンセラーとは一般的に、公認心理師、臨床心理士、精神科医等の資格を持つ学校に配置される心理の専門職員のことです。児童・生徒や保護者の心理・内面に焦点を当ててカウンセリングを行い、個々の悩みや問題の解決に向けた支援を行っています。《担当課：学校課》

注目ポイント

愛着や発達に課題を抱える児童が増加しているため、学校での個別対応の必要性が高まっています。家庭の貧困状態などを子どもの様子から早期に察知し、個々に応じた支援先にしっかりとつないでいくために、スクールソーシャルワーカーなどの更なる人材確保と育成が必要です。

なお、「長期欠席・不登校」の相談件数は、過去数年でも上位となっていましたが、これは新型コロナウイルス感染症拡大による影響もあると考えられます。

学校での学習機会の欠損は成績の低下により、将来の貧困につながる可能性もあるため、相談対応などの充実を図っていく必要があります。

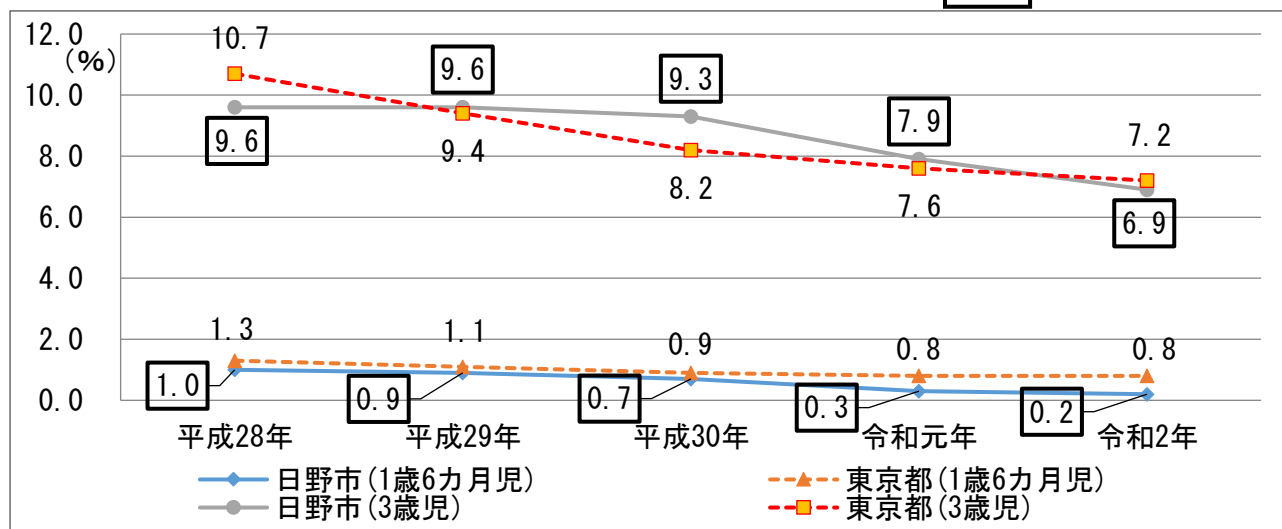


⑧ むし歯のある子どもの割合

未就学児のむし歯のある子どもの割合は低いが、 中学校で要治療者のうちの未受診者の割合が増加

- 本市の1歳6カ月児でむし歯がある子どもの割合は1.0%以下を維持しています。また、3歳児でも年々むし歯のある子どもの割合は低くなっており、いずれも東京都よりも低い数値です。
- 中学生では過去6年間で見ると、要治療者のうちの未受診者の割合が変動しつつも令和3年では48.7%と増加傾向になっています。

図11 1歳6カ月児、3歳児で虫歯のある子どもの割合の推移（日野市、東京都）



資料：日野市健康課

表8 市内中学校における歯科健診受診者数、要治療者数、未受診者数及びその割合（中学1年生）

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
受診者数（人）	1,422	1,426	1,343	1,416	1,365	1,382
要治療者数（人）	369	463	420	443	391	439
未受診者数（人）	159	210	170	191	203	214
要治療者のうちの未受診者の割合（%）	43.1	45.4	40.5	43.1	51.9	48.7

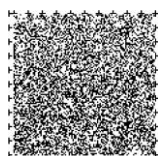
資料：日野市学校課

注目ポイント

子どものむし歯の数は、本市及び東京都とも改善傾向にありますが、一方で極端にむし歯の数の多い子どもがわずかにいることも事実です。

その背景には、家庭が貧困状態にあることが影響している可能性も考えられます。

定期的な歯科検診の機会を通じて、家庭環境に何かしらの問題を抱えている子どもが発見される事例もあるため、引き続き歯科検診を積極的に実施していくとともに、家庭環境に問題があると思われる子どもについては、関係部署と連携し早期対応を図っていく必要があります。

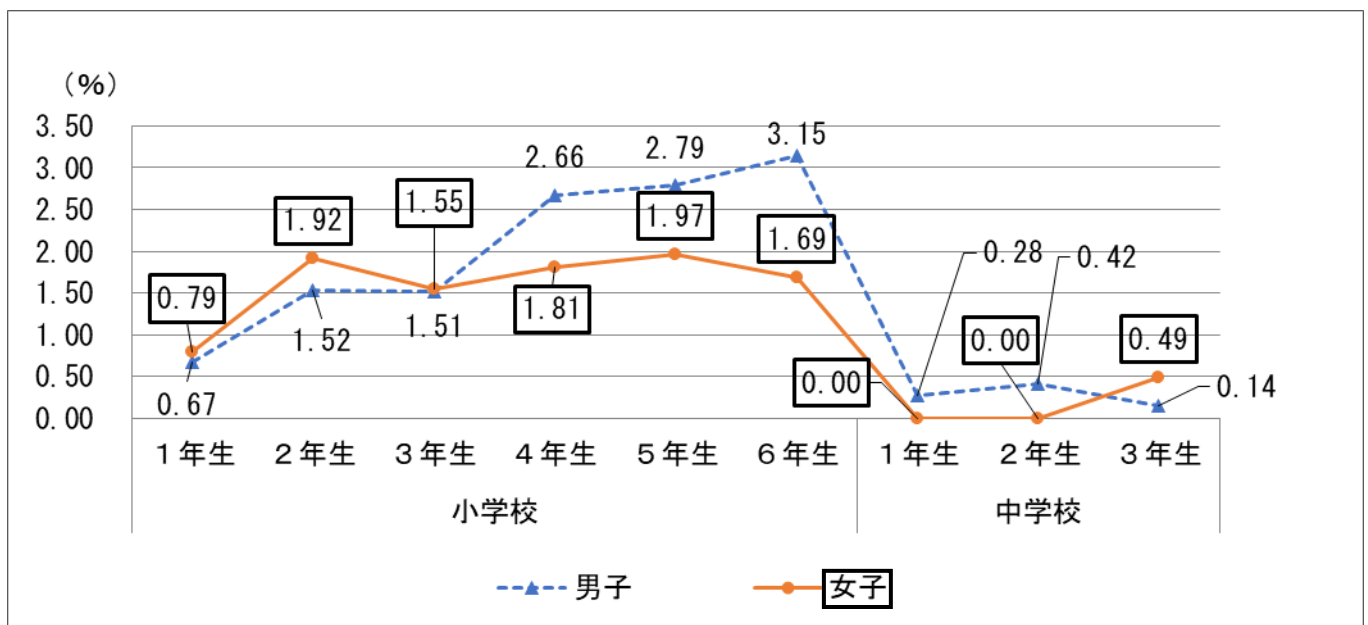


⑨ 小学校、中学校における男女別肥満傾向の割合

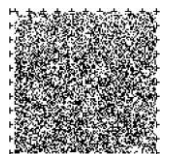
小学校では男子で肥満傾向の割合が女子より高く、
中学校では女子で肥満傾向はほぼゼロ

- 小学校、中学校で行われている定期健診で、肥満傾向について学校医が特に注意を要すると判断（BMI 値などではなく、学校医の判断による）した児童・生徒は、小学校では女子が全学年を通して2%前後です。一方、男子の割合は学年が上がるとともに増加し、特に小学校6年生の男子は3.15%と、女子の1.69%に対して2倍近く高く、男子のほうが肥満傾向にあります。
- また、中学校では男女ともに全ての学年で0.5%未満と肥満傾向の生徒は少ない状況です。特に、女子は中学校1年生、2年生ともに肥満傾向にある生徒の割合は0%です。

図12 小中学校における男女別肥満傾向の割合（令和2年度）



資料：日野市学校課



(3) 経済状況や保護者の状況について

① 児童育成手当、児童扶養手当の受給者数

児童育成手当、児童扶養手当受給者ともに減少傾向

- 平成 28 年度から令和 3 年度にかけての児童育成手当、児童扶養手当の受給者数をみると減少傾向です（図 13、14 参照）。
- 児童扶養手当を受給している人の就労状況については、「パート・アルバイト」が 35%と最も多く、続いて「正社員」が 29%となっています。その他、「就労していない」が 11%、「自営」が 6%、「派遣社員」が 6%となっています（図 15）。

図 13 児童育成手当受給者数の推移

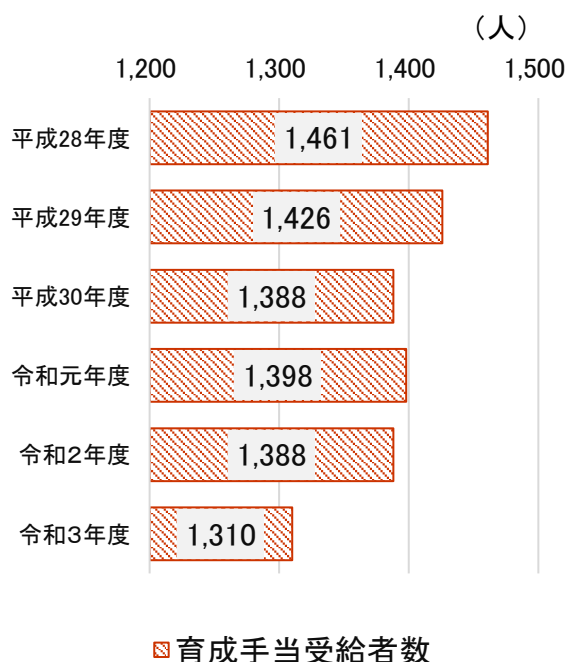
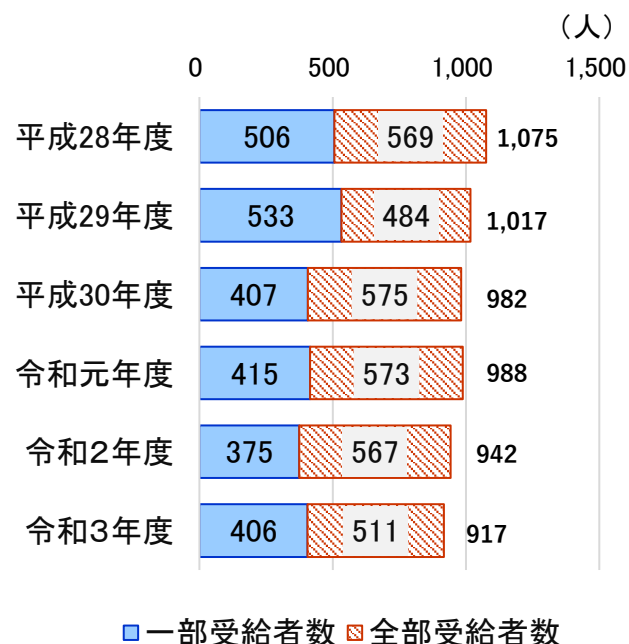


図 14 児童扶養手当受給者数の推移



資料：日野市子育て課

「児童扶養手当」「児童育成手当」とは？

国制度の児童扶養手当は、父または母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童に支給される手当です。

都制度の児童育成手当は、ひとり親家庭等の児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給するもので、障害手当と育成手当から構成されています。要件があれば、両方とも受給できます。

《担当課：子育て課》

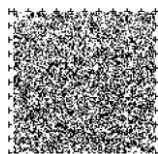
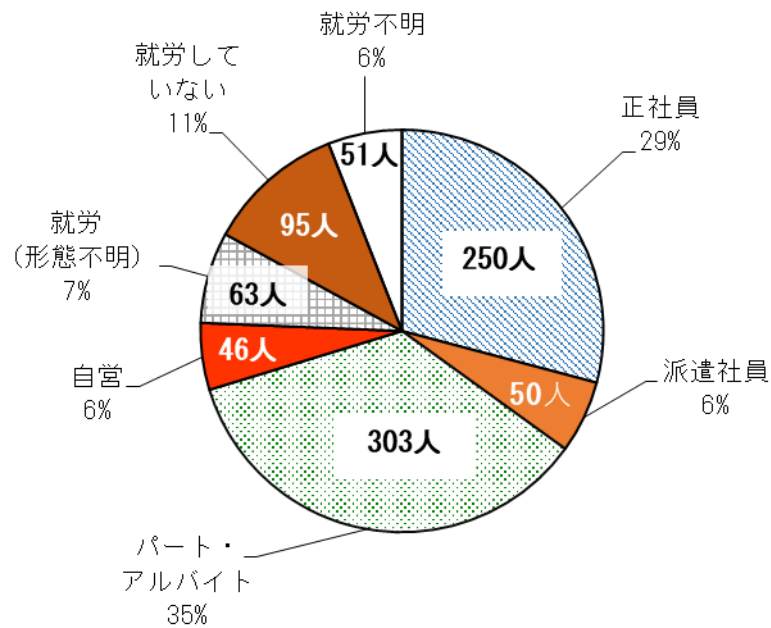


図 15 令和3年度児童扶養手当受給者の就労状況

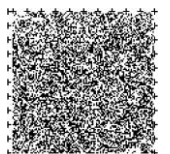


資料：日野市セーフティネットコールセンター

注目ポイント

児童扶養手当、児童育成手当受給者数がいずれも減少しています。

また、児童扶養手当受給者の就労状況は「パート・アルバイト」、「就労していない」の割合が高いため、ひとり親世帯がより安定した就労につながるよう、各種資格取得支援などを含めた寄り添った支援をしていくことが求められます。

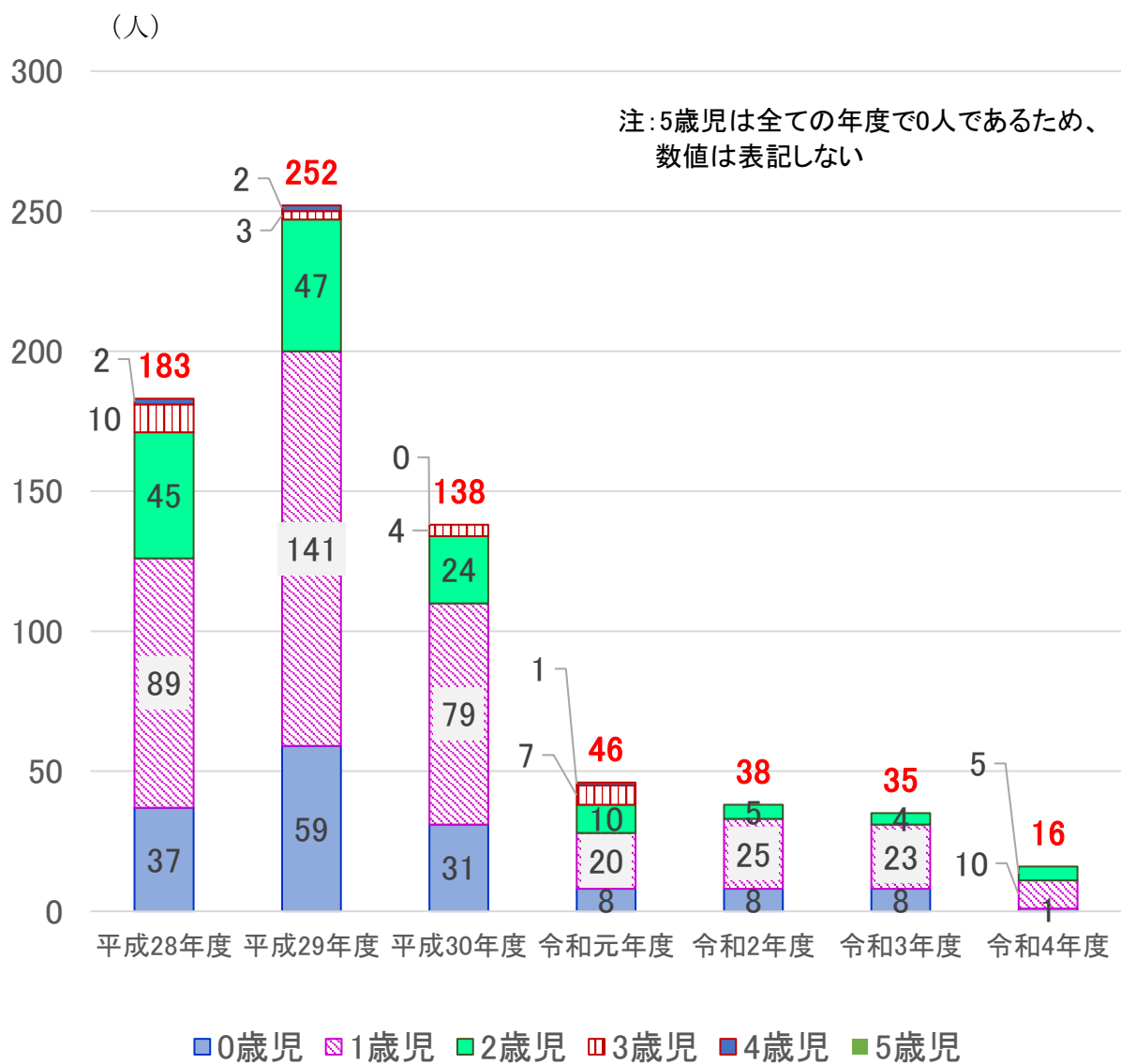


② 待機児童数の推移

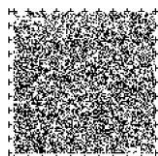
待機児童数は改善傾向

- 待機児童の総数は平成 29 年度まで増加傾向にありましたが、平成 30 年度から減少し、令和 4 年度では 16 人となっています。
- 年齢別にみると、「2 歳児」以上は大きく改善傾向にあり、「1 歳児」の割合がどの年度でも最も大きくなっています。

図 16 日野市 待機児童数の推移



資料：日野市保育課（数値は各年度 4 月 1 日現在）



③ 認可保育施設の利用時間、定員数と延長保育利用者数

延長時間を設けている保育施設は全保育施設のうち 93.9%
となっており、利用者数も多い

- 本市の保育施設の基本の保育時間は、7:00～18:00 の 11 時間です（至誠いしだ保育園、万願寺保育園のみ 7:15～18:15）。
- 令和 4 年度現在の保育施設数は小規模保育事業、認定こども園を含めて 49 か所あり、そのうち定員数が 100 人以上の保育施設は 27 か所となっています。延長時間を設けている保育施設は 49 か所で、ほとんどが 18:00～19:00、18:00～20:00 の時間帯で延長対応しています。また、1 日当たりの延長保育の利用者数はいずれの年度でも 2,000 人を超えています。

表 9 市内の延長時間別保育所数（令和 4 年度）

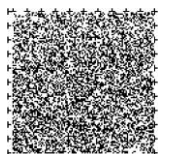
延長時間	保育施設数（か所）
18:00～19:00	20
18:00～20:00	21
18:15～19:15	1
18:16～19:00	2
18:15～20:15	1
18:30～19:00	1
なし	3

資料：日野市保育課

表 10 1 日あたりの延長保育実利用者数の推移

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
年間実利用者数 （公立・私立合計）	2, 225	2, 265	2, 232	2, 532	2, 143	2, 304
月間実利用者数 （公立・私立合計）	186	189	186	211	179	192

資料：日野市保育課

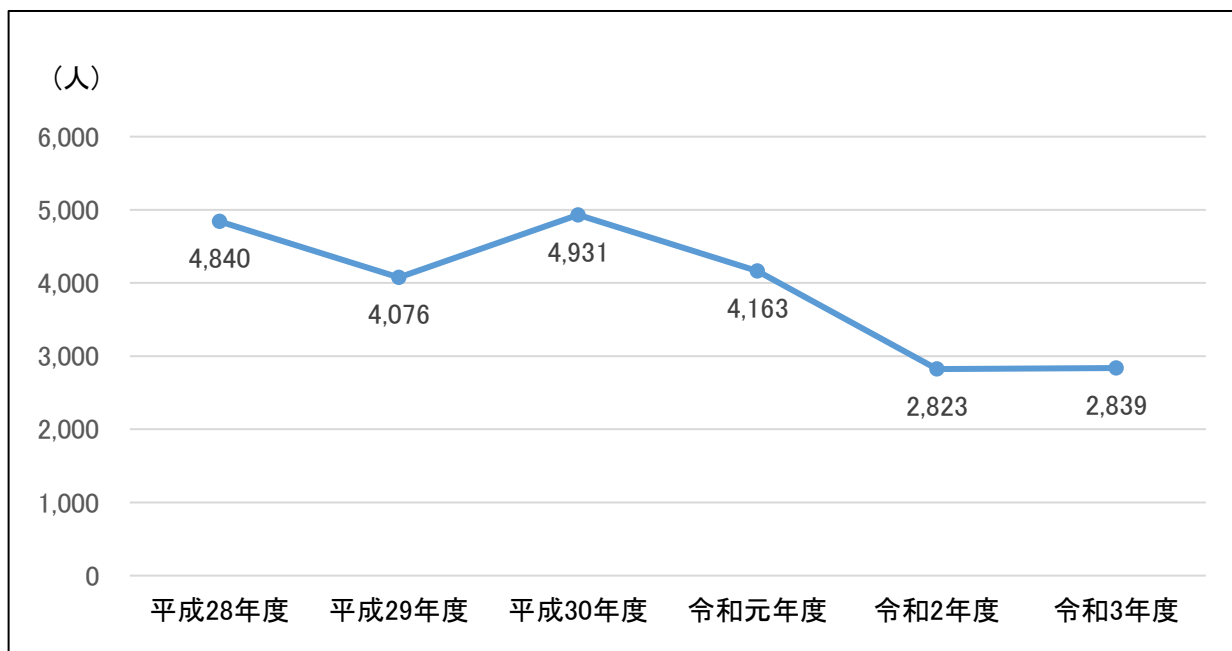


④ 一時保育事業実施施設別利用者数

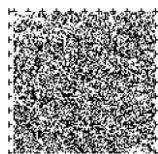
一時保育事業の利用者数は直近で減少傾向

- 本市では、令和3年度現在、一時保育事業を9か所の施設で実施しています。利用者数はおおむね4,000人以上で推移していましたが令和2年度で減少し、令和3年度では2,839人となっています。なお利用者数の減少は、新型コロナウイルス感染症拡大が影響していると考えられます。

図 17 一時保育事業実施施設別利用者の推移



資料：日野市子ども家庭支援センター

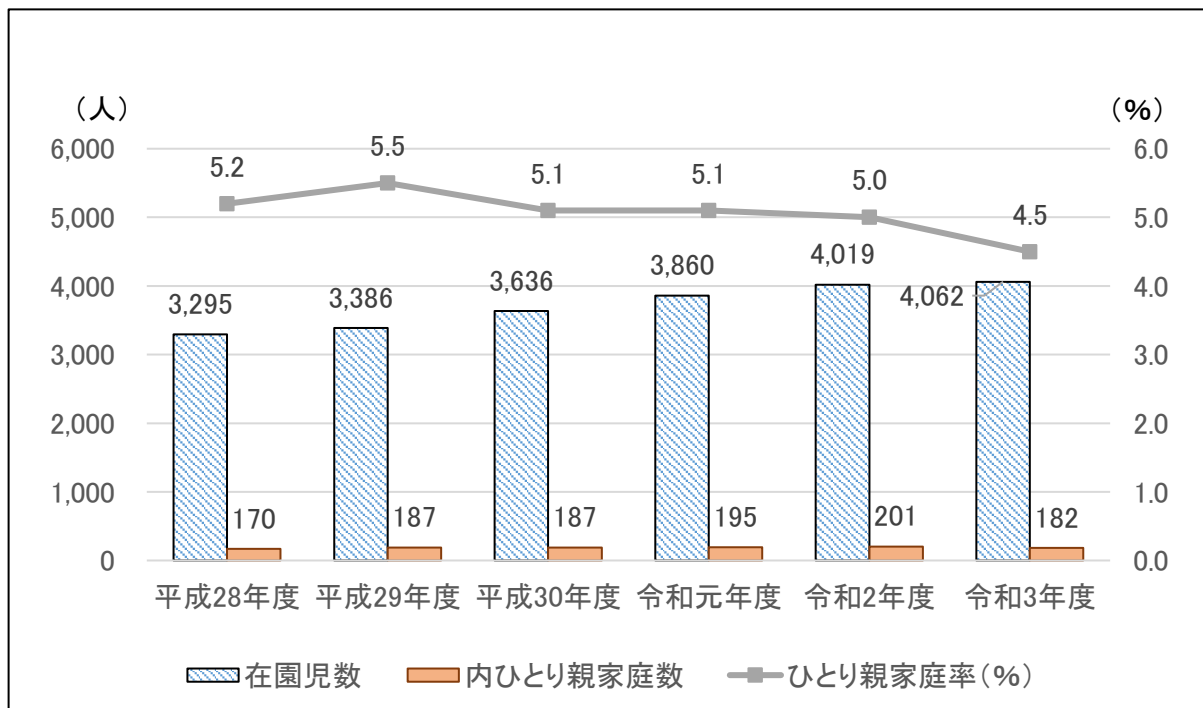


⑤ ひとり親家庭就園率

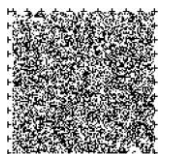
認可保育所及び認定こども園在園児のうち、
ひとり親家庭の在園児数は増加傾向

- 認可保育所及び認定こども園における在園児数は全体的に増加傾向となっており、ひとり親家庭の子ども在園児数は、概ね5%程度で推移しています。

図18 ひとり親家庭就園率（認可保育所+認可こども園）



資料：日野市保育課（各年度4月1日現在）

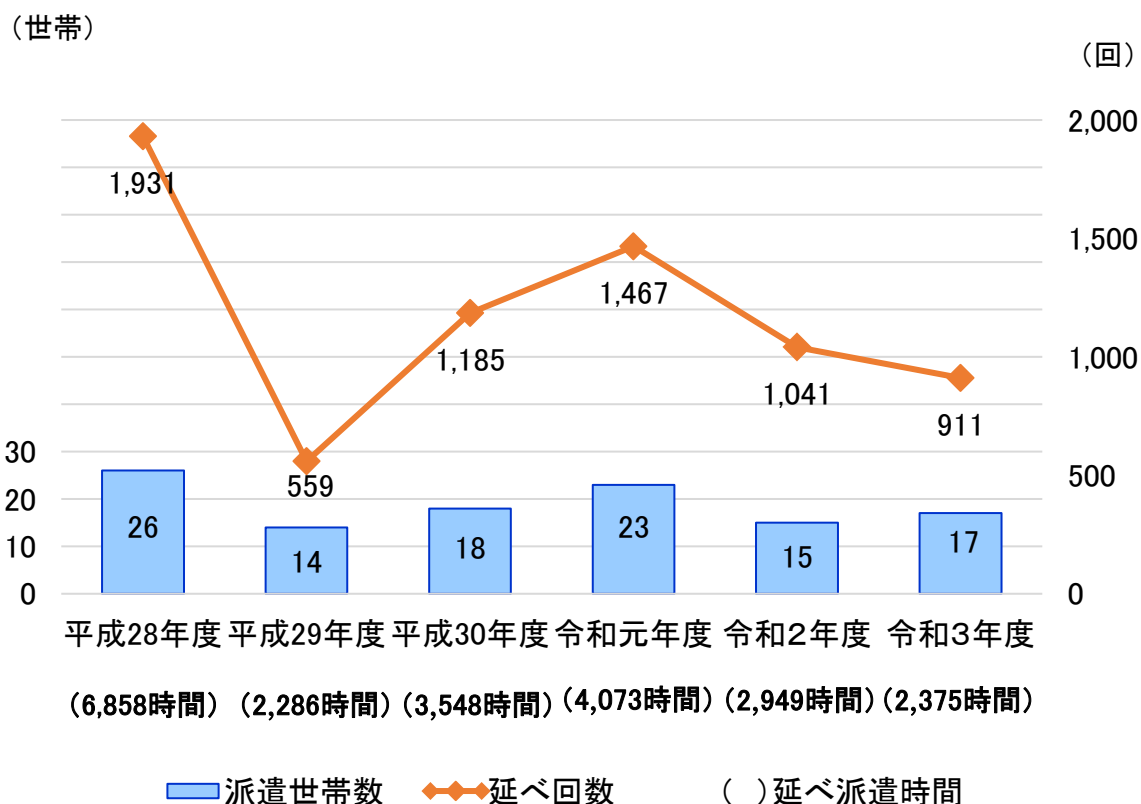


⑥ ひとり親へのホームヘルプサービスの利用状況

ひとり親へのホームヘルプサービス利用は年度によって異なる

- ひとり親へのホームヘルプサービスを利用している世帯数は年度によって変動があり、令和3年度は17世帯でした。また、延べ派遣回数と延べ派遣時間については、いずれも平成28年度と比べると令和3年度は減少しています。なお、令和3年度の利用件数等の減少は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響も考えられます。

図19 ひとり親へのホームヘルプサービスの利用派遣世帯数、延べ派遣回数、延べ派遣時間の推移

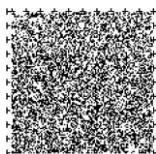


資料：日野市子育て課

「ひとり親へのホームヘルプサービス」とは？

就労等のため家事・育児にお困りのひとり親のご家庭に、一定の期間、ホームヘルパーを派遣します。当事業は利用者の自立の促進を目的とし、日常生活が安定するまでの一定期間補助的な支援を行う制度です。

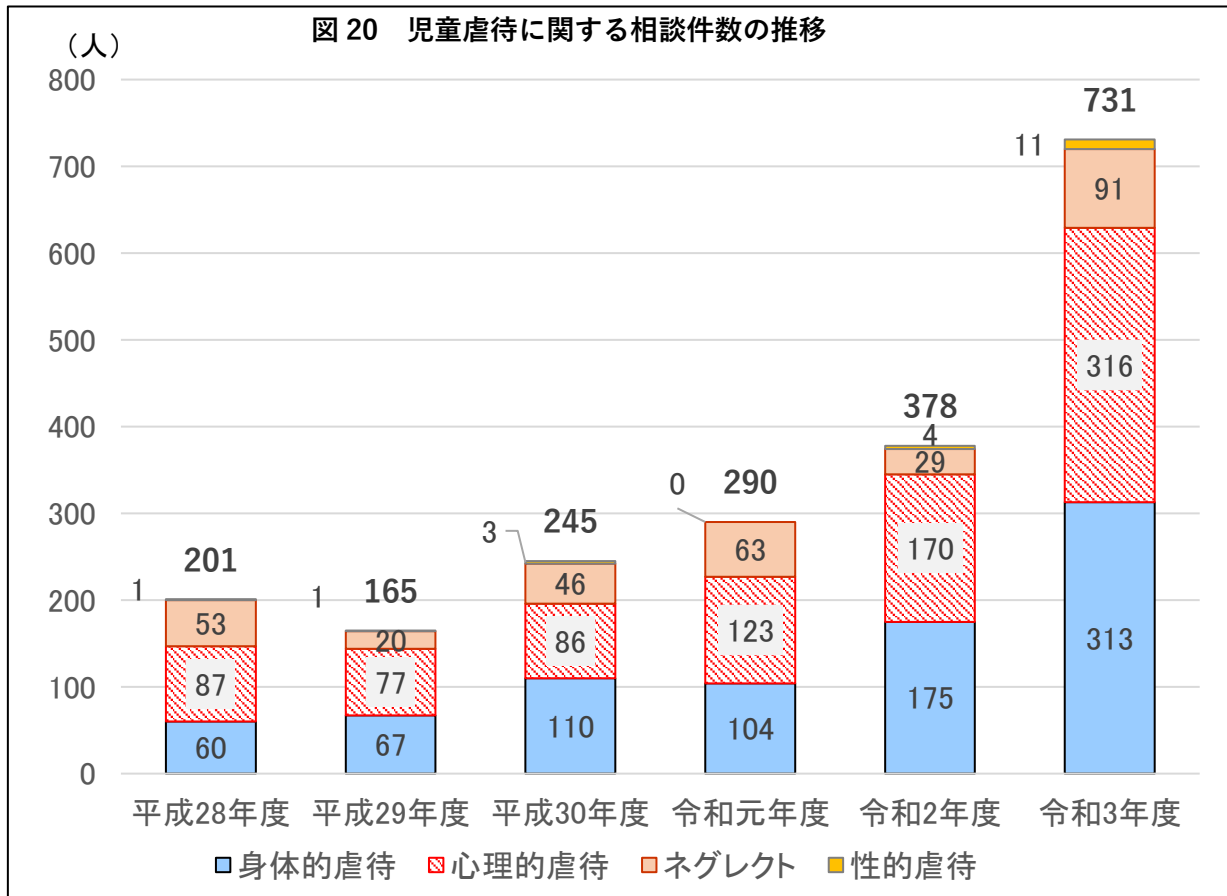
《担当課：子育て課》



⑦ 児童虐待の状況

虐待相談件数はここ数年で大きく増加

- 児童虐待に関する相談件数について、平成28年度から増加傾向で推移していましたが令和2年度より急増し、令和3年度では平成28年度の約3.5倍の731件となっています。
- 相談内容の内訳として、令和3年度で「心理的虐待」が316件と最も多く、次いで「身体的虐待」が313件となっています。

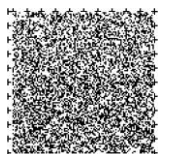


資料：日野市子ども家庭支援センター

注目ポイント

令和2年度及び3年度における虐待の増加の背景には、虐待に対する社会的な意識の高まりや、コロナ禍でのテレワークの普及や休園・休校などによって親子が一緒に過ごす時間が増えた一方で、仕事と育児が家庭内に共存することによるストレス増加や、家族以外の人との接点・つながりの希薄化、収入減少などの悩みを抱えた親の孤立化などがあるものと考えられます。

引き続き、子どもや家庭からのSOSにいち早く気づき、地域住民も含めたネットワークにより、早期対応を図っていくことが重要です。



2

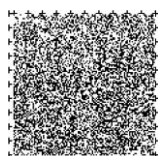
生活実態調査から見える状況について

(1) 調査の概要

- ◆調査対象：市内在住小学5年生、中学2年生、16～17歳（高校2年生学年相当）の児童・生徒とその保護者
- ◆調査時期：令和3年2月18日～3月1日
- ◆調査項目：①子どもの生活（食、所有物、活動、子どものための支出）、子どもの遊び、子どもの人間関係と居場所、子どもの自己肯定感、子どもの健康状態など
 ②保護者の状況（健康状態、生育環境、子どもとの関係、相談相手の有無）など
 ③子ども質問数：小学生46問、中学生46問、16～17歳48問
 ④保護者質問数：小学生保護者55問、中学生保護者55問、
 16～17歳の保護者53問
- ◆調査方法：無記名アンケート方式により、日野市立小中学校に通学児童・生徒とその保護者は学校を通して行い、高校2年生相当世帯については、郵送で調査を行った。
 回答は、アンケート用紙及びLINE回答により回収した。

表 11 アンケート配布数と回収数

		小学生		中学生		16～17歳	
対象		本人	保護者	本人	保護者	本人	保護者
対象者数		1,587	1,587	1,636	1,636	1,701	1,701
	学校配布数	1,572	1,572	1,437	1,437		
	郵送数	15	15	199	199	1,701	1,701
総回収数		1,276	1,238	1,100	1,125	499	506
	紙回収数	1,193	1,124	1,038	1,037	439	438
	LINE回収数	83	114	62	88	60	68
総回収率		80.4%	78.0%	67.2%	68.8%	29.3%	29.8%



(2) 生活困難度

- ・日野市における子どもの貧困度合いを判定するため、「生活困難度」という指標を使用しました。
- ・「生活困難度」は、「①収入」、「②家計の逼迫」、「③子どもの体験や所有等の欠如」という3点から導き出しています。

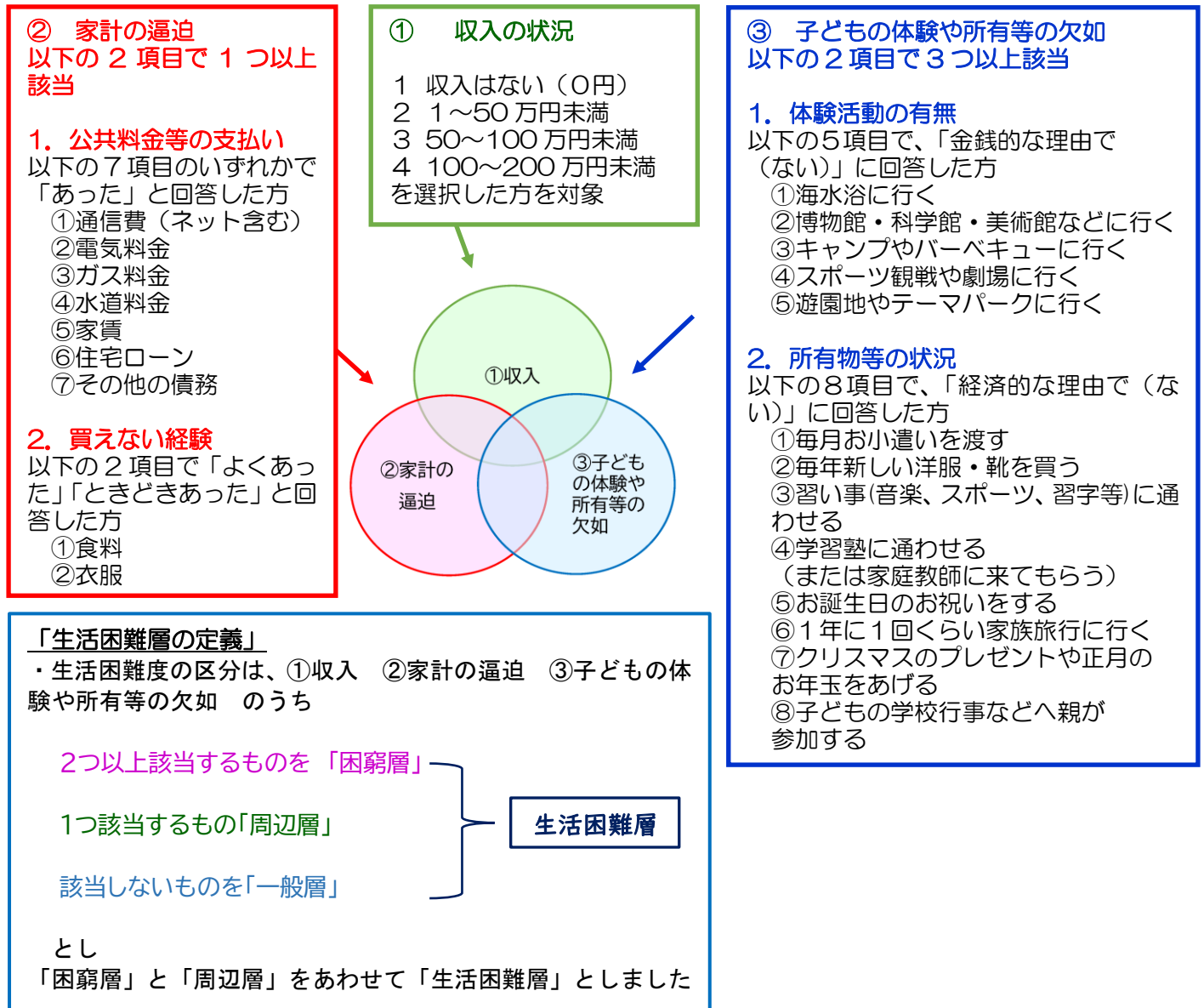
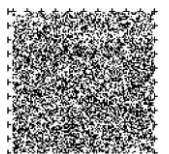


表12 各「生活困難度」の割合

項目	小学5年生	中学2年生	16～17歳
①収入の状況	4.9%	5.1%	5.1%
②家計の逼迫	8.2%	9.8%	8.1%
③子どもの体験や所有等の欠如	11.5%	5.4%	7.2%



アンケート内容【保護者票・共通】

① 収入の状況

◆ 公的年金と社会保障給付金以外の収入についてお聞きます。お子さんと生計を共にしている世帯全員の方の、おおよその年間収入（税込）はいくらですか。（1つに○）

- | | |
|----------------|----------------|
| ① 収入はない（0 円） | ⑧ 500～600 万円未満 |
| ② 1～50 万円未満 | ⑨ 600～700 万円未満 |
| ③ 50～100 万円未満 | ⑩ 700～800 万円未満 |
| ④ 100～200 万円未満 | ⑪ 800～900 万円未満 |
| ⑤ 200～300 万円未満 | ⑫ 900 万円以上 |
| ⑥ 300～400 万円未満 | ⑬ わからない |
| ⑦ 400～500 万円未満 | |

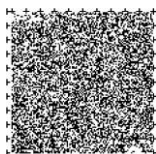
② 家計の逼迫

◆ 過去1年の間に、経済的な理由で、以下の A～G のサービス・料金について支払えないことがありましたか。（それぞれ、あてはまる番号1つに○）

	あった	なかった	該当しない (払う必要がない)
A 通信費	1	2	3
B 電気料金	1	2	3
C ガス料金	1	2	3
D 水道料金	1	2	3
E 家賃	1	2	3
F 住宅ローン	1	2	3
G その他の債務	1	2	3

◆ あなたのご家庭では、過去1年の間に、お金が足りなくて、次のものを買えないことがありましたか。（それぞれ、あてはまる番号1つに○）

	よくあった	ときどきあった	まれにあった	まったくなかった
A 食料	1	2	3	4
B 衣服	1	2	3	4



アンケート内容【保護者票・共通】

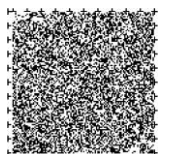
③ 子どもの体験や所有等の欠如

◆過去2～3年において、あなたのご家庭では、お子さんと次のような体験をしましたか。
(それぞれ、あてはまる番号1つに○)

	ある	ない		
		金銭的な理由	時間の制約	その他の理由
A 海水浴に行く	1	2	3	4
B 博物館・科学館・美術館などに行く	1	2	3	4
C キャンプやバーベキューに行く	1	2	3	4
D スポーツ観戦や劇場に行く	1	2	3	4
E 遊園地やテーマパークに行く	1	2	3	4

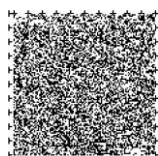
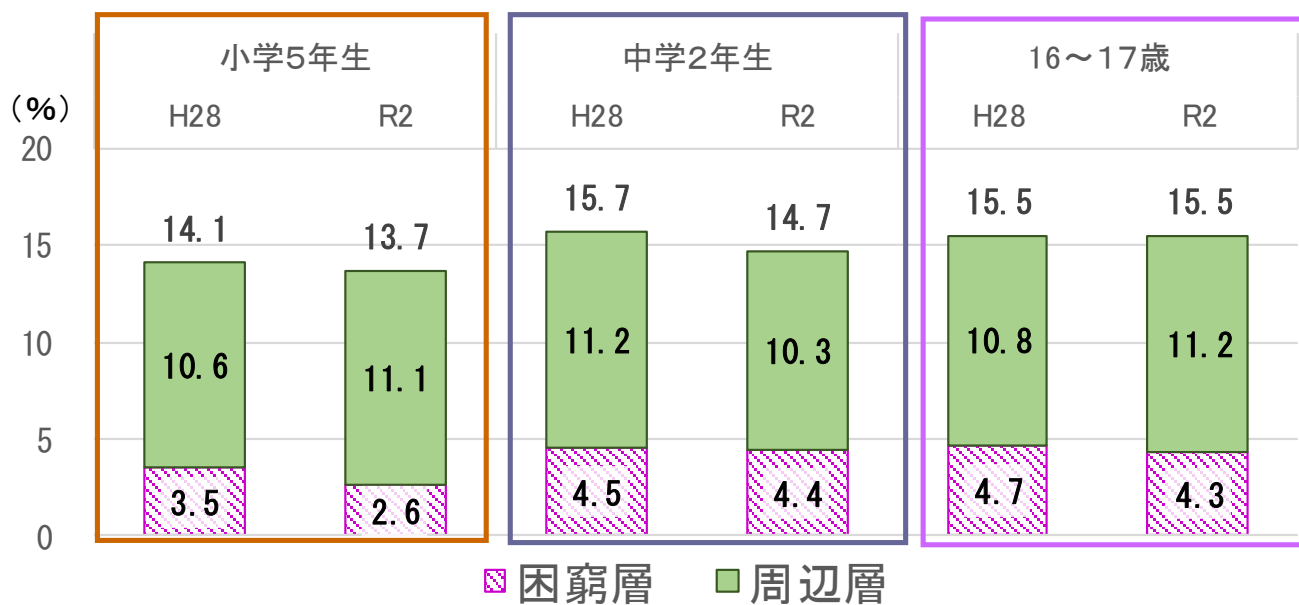
◆あなたのご家庭では、お子さんに次のことをしていますか。A～Hについて、「1 している」「2 していない、したくない（方針でしない）」「3 していない、経済的にできない」「4 していない、その他の理由でできない」のうち、あてはまるものに○をつけてください。
(それぞれ、あてはまる番号1つに○)

	している	していない		
		したくない (方針でしない)	経済的に できない	その他の理由で できない
A 毎月お小遣いを渡す	1	2	3	4
B 毎年新しい洋服・靴を買う	1	2	3	4
C 習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる	1	2	3	4
D 学習塾に通わせる (または家庭教師に来てもらう)	1	2	3	4
E お誕生日のお祝いをする	1	2	3	4
F 1年に1回くらい家族旅行に行く	1	2	3	4
G クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる	1	2	3	4
H 子どもの学校行事などへ親が参加する	1	2	3	4



生活困難層の割合は、前回調査(H28)と比較して
小・中学生はやや低下、16～17歳は横ばい

図 21 生活困難層の割合（H28 の日野市のデータとの比較）



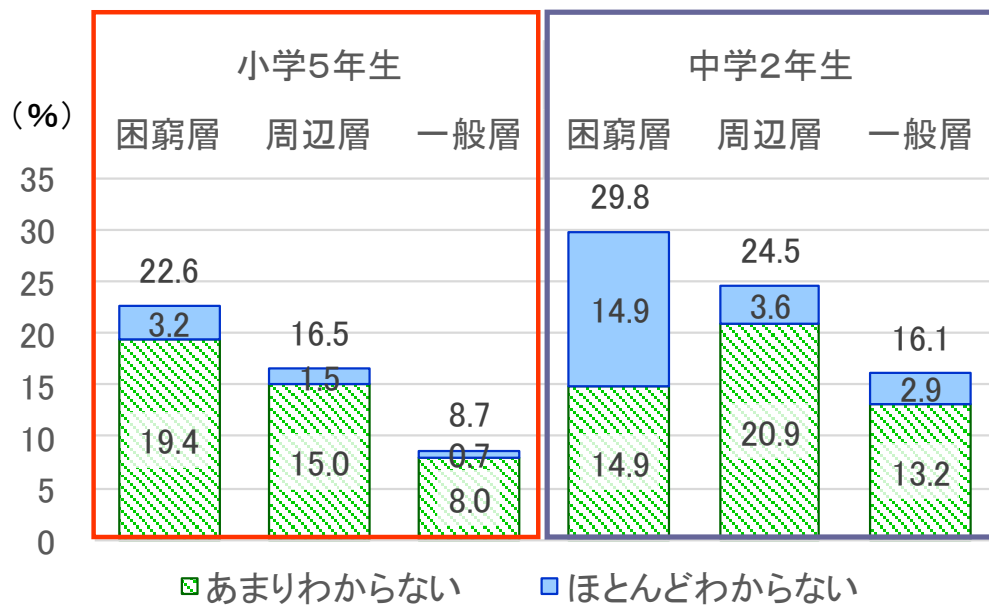
(3) 子どもの状況について

① 学校の授業の理解度

中学生の困窮層は「ほとんどわからない」が多い

- 小学5年生・中学2年生ともに、困窮層および周辺層では『ほとんどわからない』『あまりわからない』の割合が一般層に比べて高くなっています。特に中学2年生の困窮層では「ほとんどわからない」の割合が高くなっています。

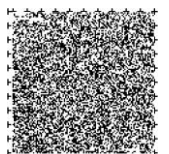
図 22 学校の授業の理解（子どもアンケート）



アンケート内容【小学5年生、中学2年生票】

◆あなたは、学校の授業でわからないことがありますか。（1つに○）

- | | |
|-----------|-------------|
| 1 いつもわかる | 3 あまりわからない |
| 2 だいたいわかる | 4 ほとんどわからない |



② 学習スペース

- ・ 約 90%は勉強ができる場所がある
- ・ 勉強ができる場所がない子どもについては、
ほしいと思っている割合が高い

- 小学5年生、中学2年生、16～17歳ともに全てにおいて、「ある」の回答が、約90%となっています（図23）。
- 「ない」の回答の内訳を見ると、勉強する場所が「ほしい」と思う割合が「ほしくない」を上回っており、年齢が上がるにつれて割合が多くなっています（図24）。

図23 勉強ができる場所の保有状況

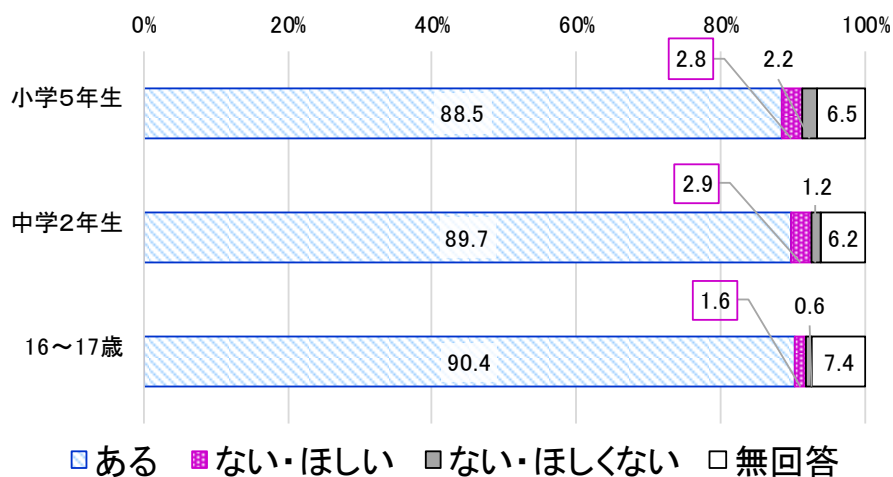
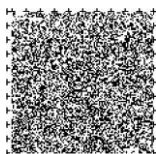
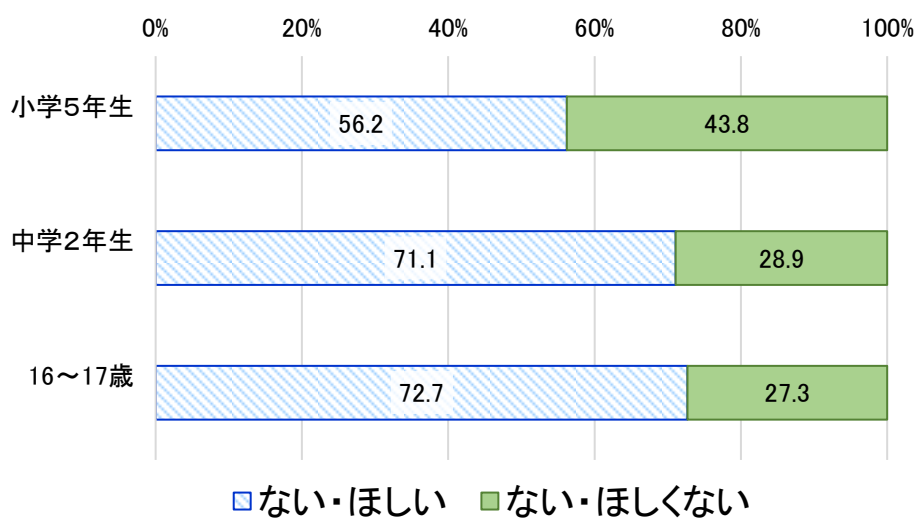


図24 勉強ができる場所がない子どもの内訳



③ 勉強機の保有状況

- ・「勉強ができる場所がある割合」よりも、自分専用の勉強機を持っている割合は低い
- ・勉強機がない子どもについては、ほしいと思っている割合が高い

- 勉強機が「ある」と回答した割合は、小学5年生が69.7%で中学2年生は84.3%です(図25)。
- 「ない」の回答の内訳を見ると、勉強する場所が「ほしい」と思う割合が「ほしくない」を上回っています(図26)。

図25 勉強機の保有状況

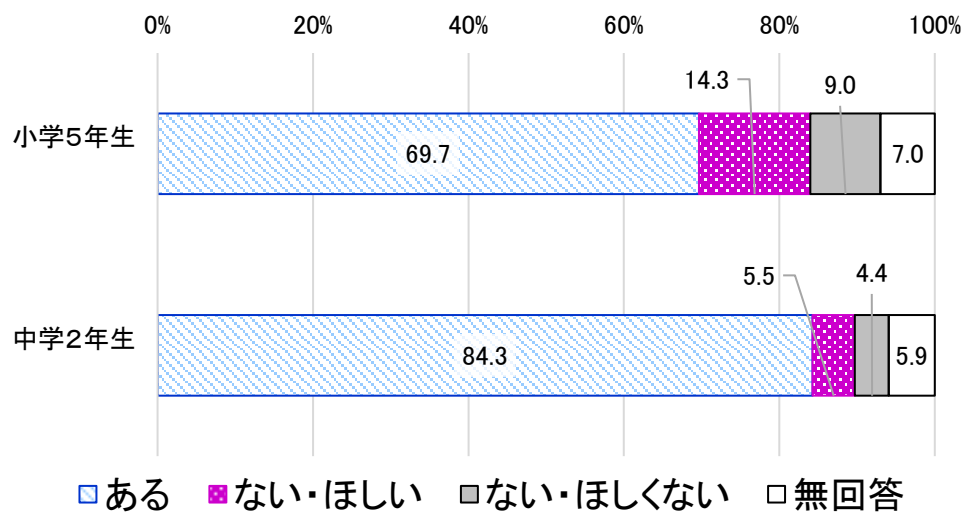
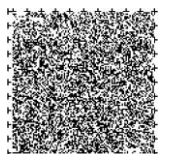
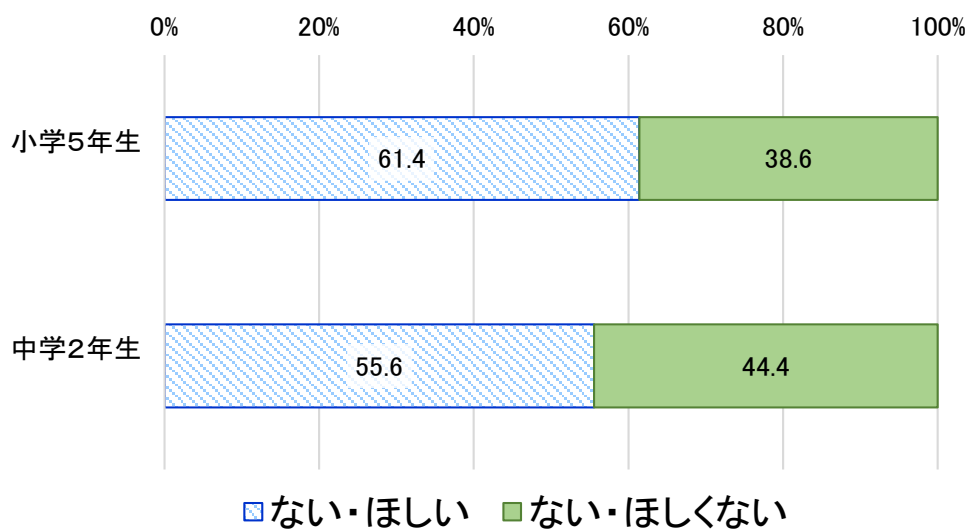


図26 勉強機がない子どもの内訳



④ 必要な物品の所有状況（欲しいが、持っていない）

インターネットのパソコンがほしいが持っていない割合が高い

- 「欲しいが、持っていない」の割合が高いものとして、「（自宅で）インターネットのパソコン」の割合が高くなっています。コロナ禍により、オンライン事業など学校や塾での必要性が高まったためと考えられます。

図 27 「ない(ほしい)」と回答した
小学5年生の割合

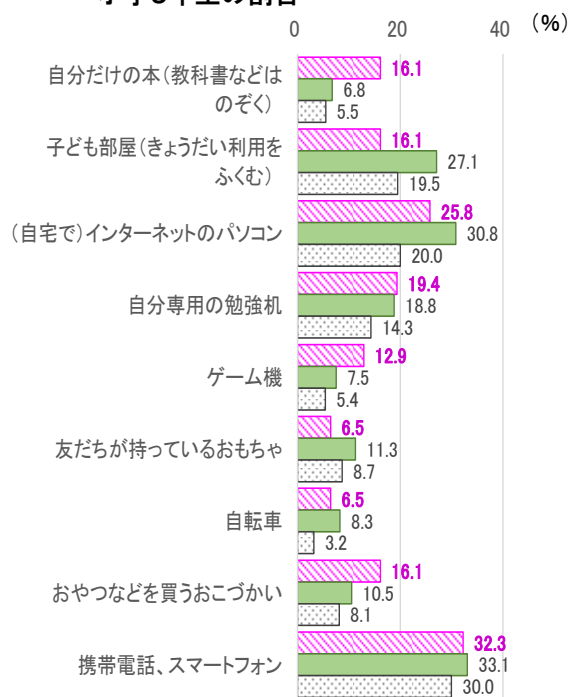


図 28 「ない(ほしい)」と回答した
中学2年生の割合

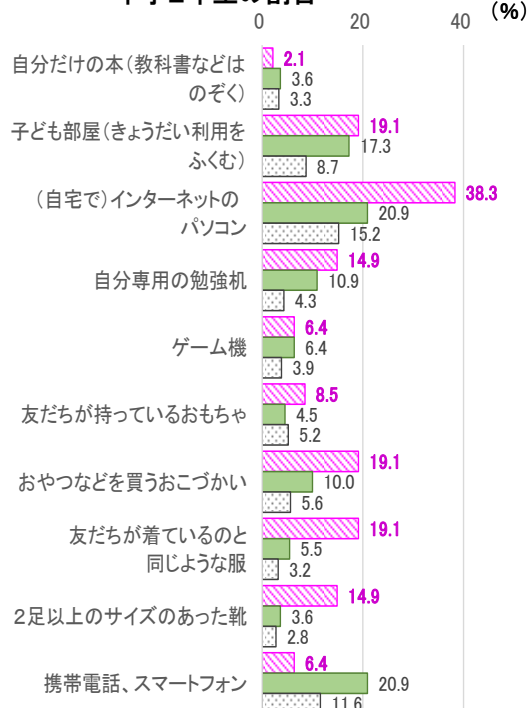
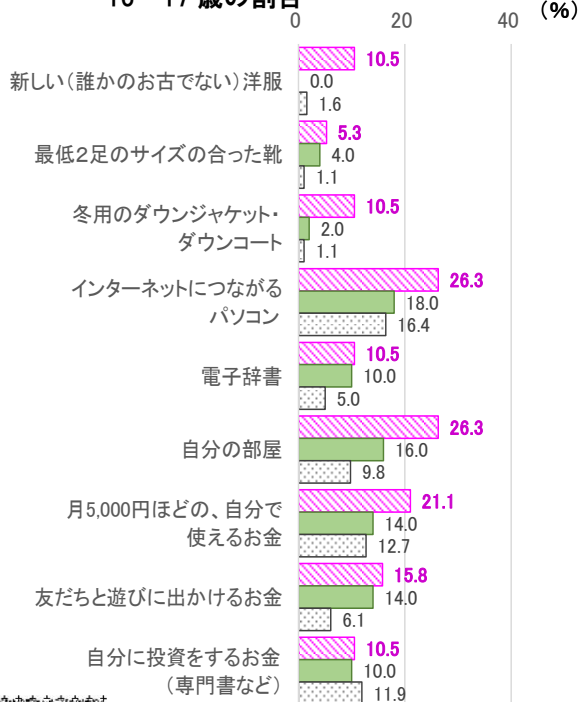
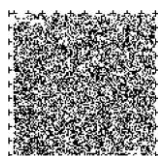


図 29 「ない(ほしい)」と回答した
16～17 歳の割合



困窮層 周辺層 一般層



アンケート内容【小学5年生、高校2年生、16～17 歳票】

(小学5年生、中学2年生)

◆あなたには、自分で使うことができる、以下のものがありますか。ある場合には「1 ある」に○をつけてください。ない場合には、それがほしいものであれば「2 ほしい」、いららないと思うものであれば、「3 ほしくない」に○をつけてください。(それぞれ、あてはまる番号1つに○)

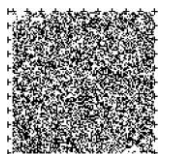
	ある	ない	
		ほしい	ほしくない
A 自分だけの本(学校の教科書やマンガはのぞく)	1	2	3
B 子ども部屋(兄弟姉妹※と使っている場合もふくむ)	1	2	3
C (自宅で)インターネットにつながるパソコン	1	2	3
D 自宅で宿題をすることができる場所	1	2	3
E 自分専用の勉強机	1	2	3
F スポーツ用品(野球のグローブや、サッカーボールなど)	1	2	3
G ゲーム機	1	2	3
H たいていの友だちが持っているおもちゃ	1	2	3
I 自転車	1	2	3
J おやつや、ちょっとしたおもちゃをかうおこづかい	1	2	3
K 友だちが着ているのと同じような服	1	2	3
L 2足以上のサイズのあった靴	1	2	3
M 携帯電話、スマートフォン	1	2	3

※小学5年生票では「きょうだい」

(16～17歳)

◆あなたには、次のA～Lの物品を持っていますか。それぞれ、あなたの状況に最も近いものに○をつけてください。(それぞれ、あてはまる番号1つに○)

	持っている	持たたいが 持っていない	持たたくない いららない
A 新しい(誰かのお古でない)洋服	1	2	3
B 最低2足のサイズの合った靴	1	2	3
C 冬用のダウンジャケット・ダウンコート	1	2	3
D 自分専用のふとん又はベッド	1	2	3
E 家の中で勉強ができる場所	1	2	3
F インターネットにつながるパソコン	1	2	3
G 電子辞書	1	2	3
H 自分の部屋	1	2	3
I 月5,000円ほどの、自分で自由に使えるお金	1	2	3
J スマートフォン	1	2	3
K 友だちと遊びに出かけるお金	1	2	3
L 自分に投資をするお金 (専門書や文献、職業訓練コースなど)	1	2	3



⑤ 子ども本人の進路意向

困窮層は「中学まで」「高校まで」の割合が多く、
困窮層、周辺層は「家にお金がないから」の割合が多い

- 進学の予定については、困窮層では小学5年生、中学2年生、16～17歳ともに、「高校相当まで」「短大・高専・専門学校まで」の割合が一般層より高くなっています。
- 高校までの進学を希望した方に進学をしない理由を聞いたところ、困窮層・周辺層では小学5年生、中学2年生、16～17歳ともに、「家にお金がないと思うから」に回答した割合は、高くなっています。

図 30 進路の意向（短大までの方の割合）

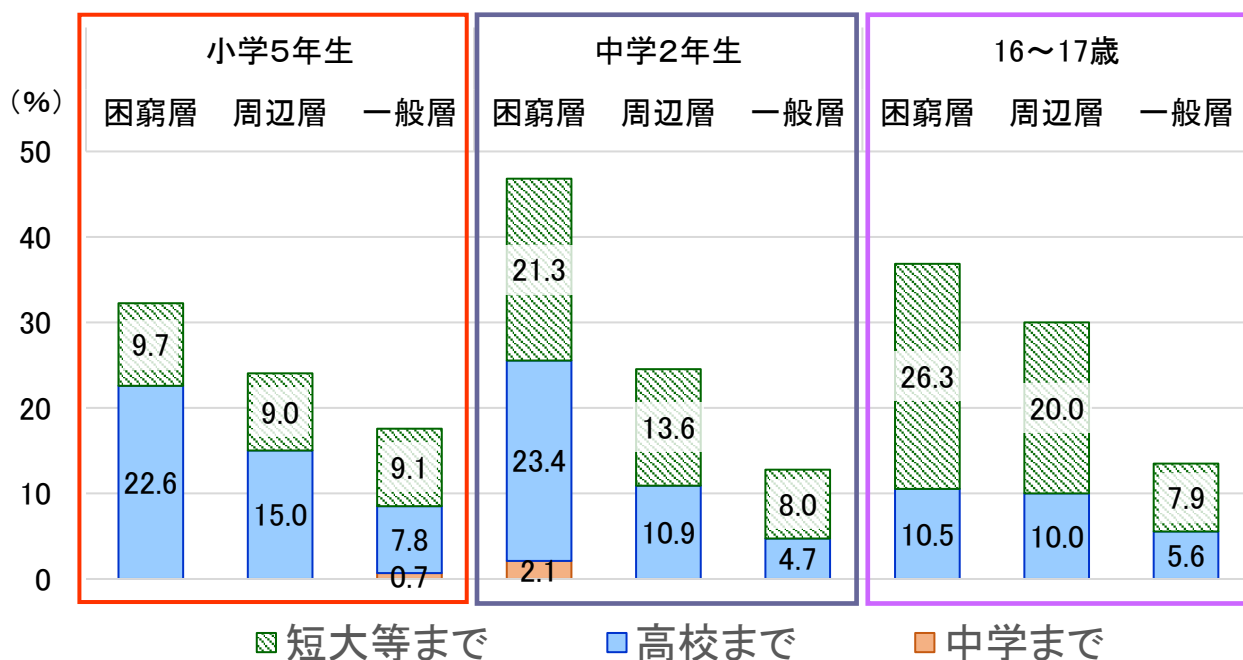
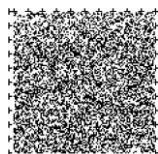
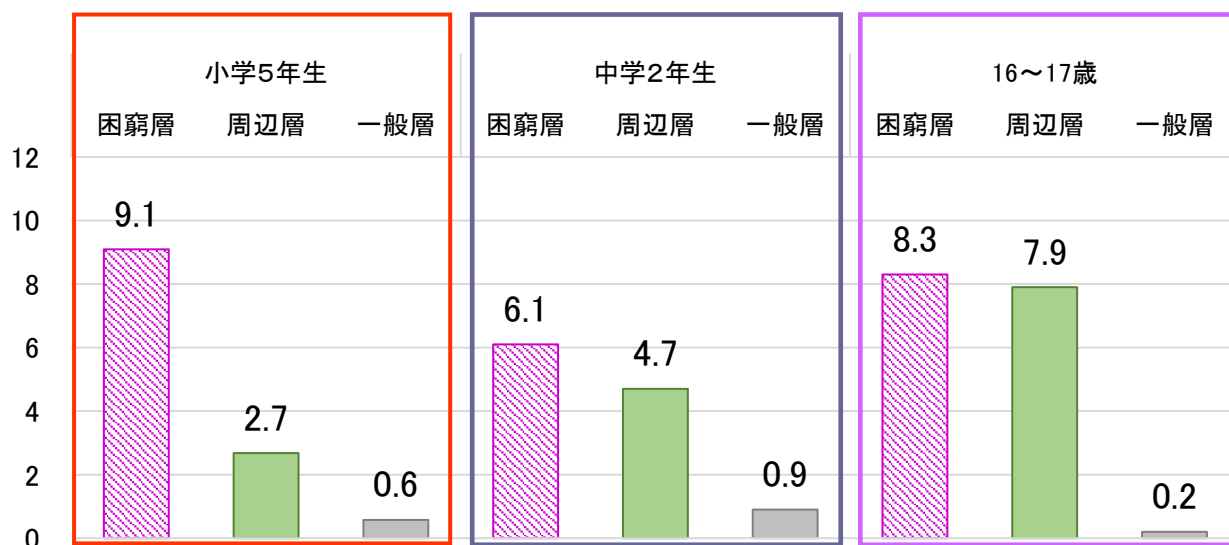


図 31 「家にお金がないと思うから」進学しない人（進学が高校以下）の割合



アンケート内容【小学5年生、中学2年生、16～17 歳票】

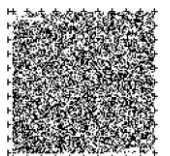
◆あなたは、将来、どの段階まで進学したいですか。あなたの考えにもっとも近いものに○をつけてください。(1つに○)

- | | |
|----------------|--------------|
| 1 中学まで※ | 4 大学、またはそれ以上 |
| 2 高校まで | 5 まだわからない |
| 3 短大・高専・専門学校まで | |

※16～17 歳票では「中学までで進学は終わり」

◆1～4 を選んだ人にお聞きします。なぜそれを選んだのか、その理由を教えてください。(あてはまる番号すべてに○)

- | | |
|----------------------|----------------|
| 1 希望する学校や職業があるから | 6 家にお金がないと思うから |
| 2 自分の成績から考えて | 7 勉強したくないから |
| 3 親がそう言っているから | 8 その他 |
| 4 兄・姉がそうしているから | 9 特に理由はない |
| 5 まわりの先輩や友達がそうしているから | |

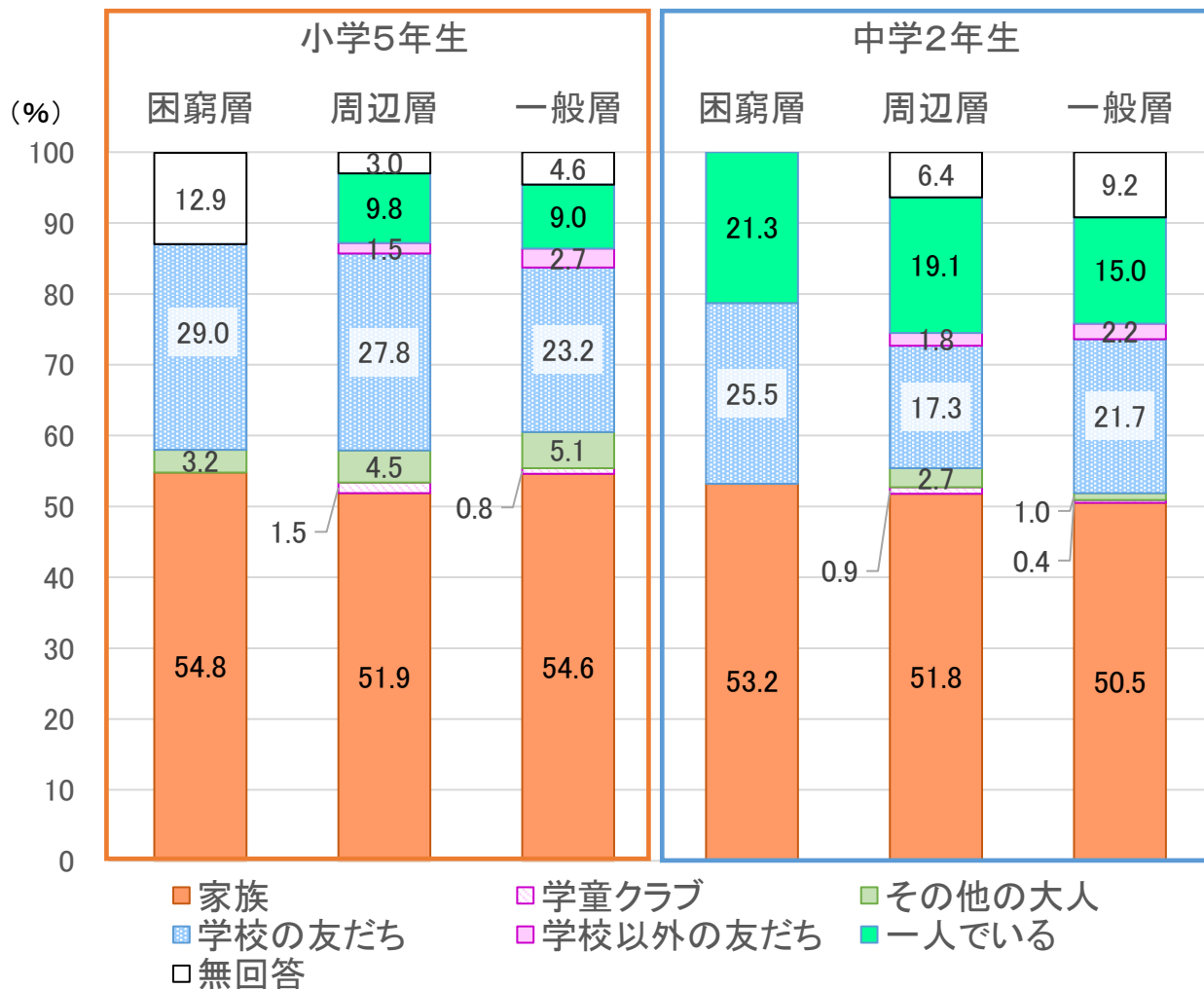


⑥ 放課後をだれと過ごすか

- ・放課後は「家族」と過ごす割合が高い
- ・中学2年生は一人で過ごす割合が高い

● 中学2年生については、困窮層・周辺層で「一人でいる」が一般層と比較すると割合がやや高くなっています。

図 32 放課後をだれと過ごすか



アンケート内容【小学5年生、中学2年生票】

(小学5年生、中学2年生)

◆あなたは、平日（学校へ行く日）の放課後（夕方6時くらいまで）はだれと過ごしますか。一緒に過ごすことが一番多い人に○をつけてください。（1つに○）

- 1 家族（祖父母（※1）、親せきなどもふくむ）
- 2 児童館やその他の施設の職員や施設に来ている生徒（※2）
- 3 その他の大人（近所の大人、塾や習い事の先生など）
- 4 学校の友だち
- 5 学校以外の友だち（地域のスポーツクラブ、近所の友だちなど）
- 6 一人でいる

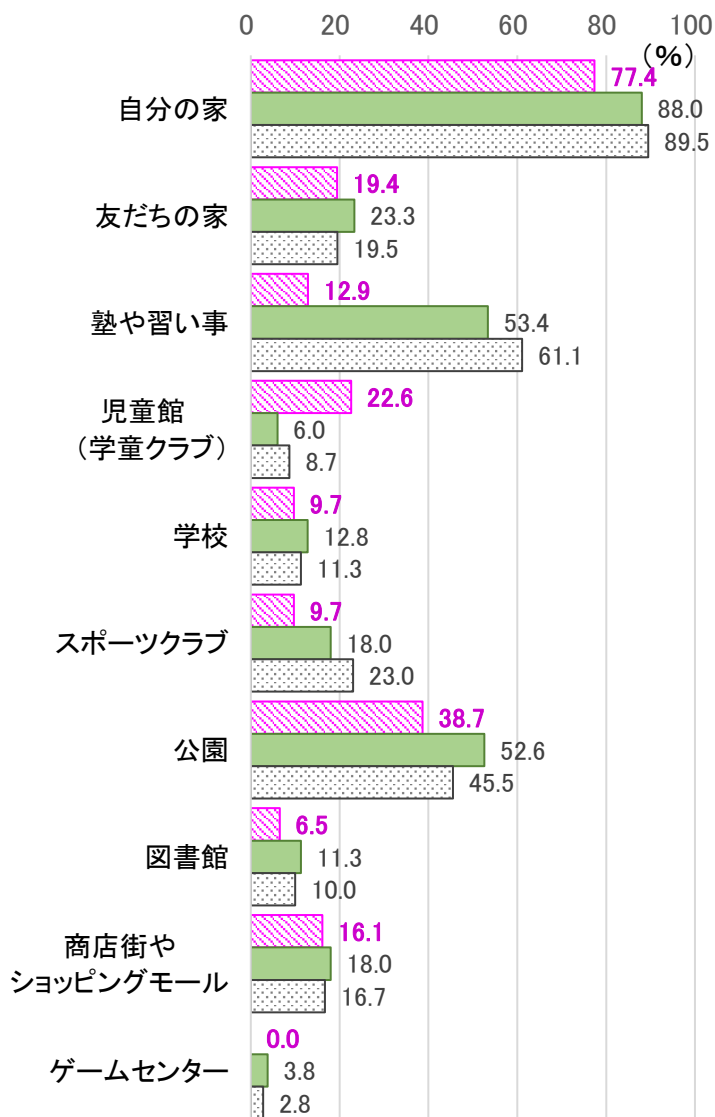
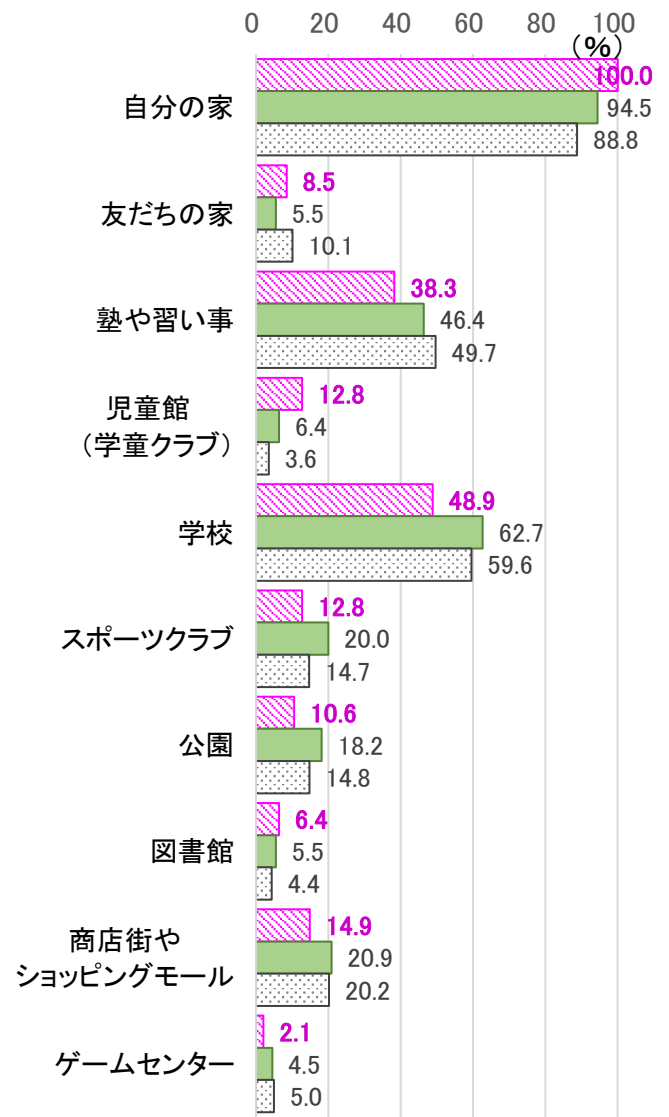
※1 小学5年生票では「おじいちゃん、おばあちゃん」

※2 小学5年生票では「学童クラブ、その他の施設の職員や施設に来ている児童」

⑦ 放課後の過ごし方

困窮層では「塾や習い事」の割合が低い

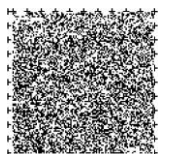
- 小学5年生の困窮層・周辺層では「塾や習い事」の割合が低い一方で、困窮層は「児童館（学童クラブ）」の割合が高くなっています。
- 中学2年生の困窮層では「児童館（学童クラブ）」の割合が高い一方で、「学校（部活など）」、「塾や習い事」の割合が低くなっています。

図 33 放課後「週に1～2回」以上
過ごす場所(小学5年生)図 34 放課後「週に1～2回」以上
過ごす場所(中学2年生)

■ 困窮層

■ 周辺層

■ 一般層



放課後の過ごし方に関するアンケート

アンケート内容【小学5年生・中学2年生票】

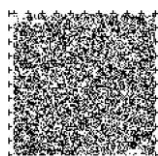
(小学5年生、中学2年生)

◆あなたは、平日（学校へ行く日）の放課後（夕方6時くらいまで）、どこで過ごしますか。
1週間のうち、そこで過ごすおおよその日数に○をつけてください。（それぞれ、あてはまる番号1つに○）

	毎日	週に 3～4日	週に 1～2日	そこでは 全く過 さない
A 自分の家	1	2	3	4
B 友だちの家	1	2	3	4
C 塾や習い事	1	2	3	4
D 児童館※1	1	2	3	4
E 学校（部活など）※2	1	2	3	4
F スポーツクラブの活動の場	1	2	3	4
G 公園	1	2	3	4
H 図書館	1	2	3	4
I 商店街やショッピングモール	1	2	3	4
J ゲームセンター	1	2	3	4
K その他	1	2	3	4

※1 小学5年生票では「児童館（学童クラブ）」

※2 小学5年生票では「学校（クラブ活動、放課後子ども教室「ひのっち」など）」

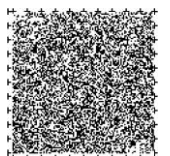
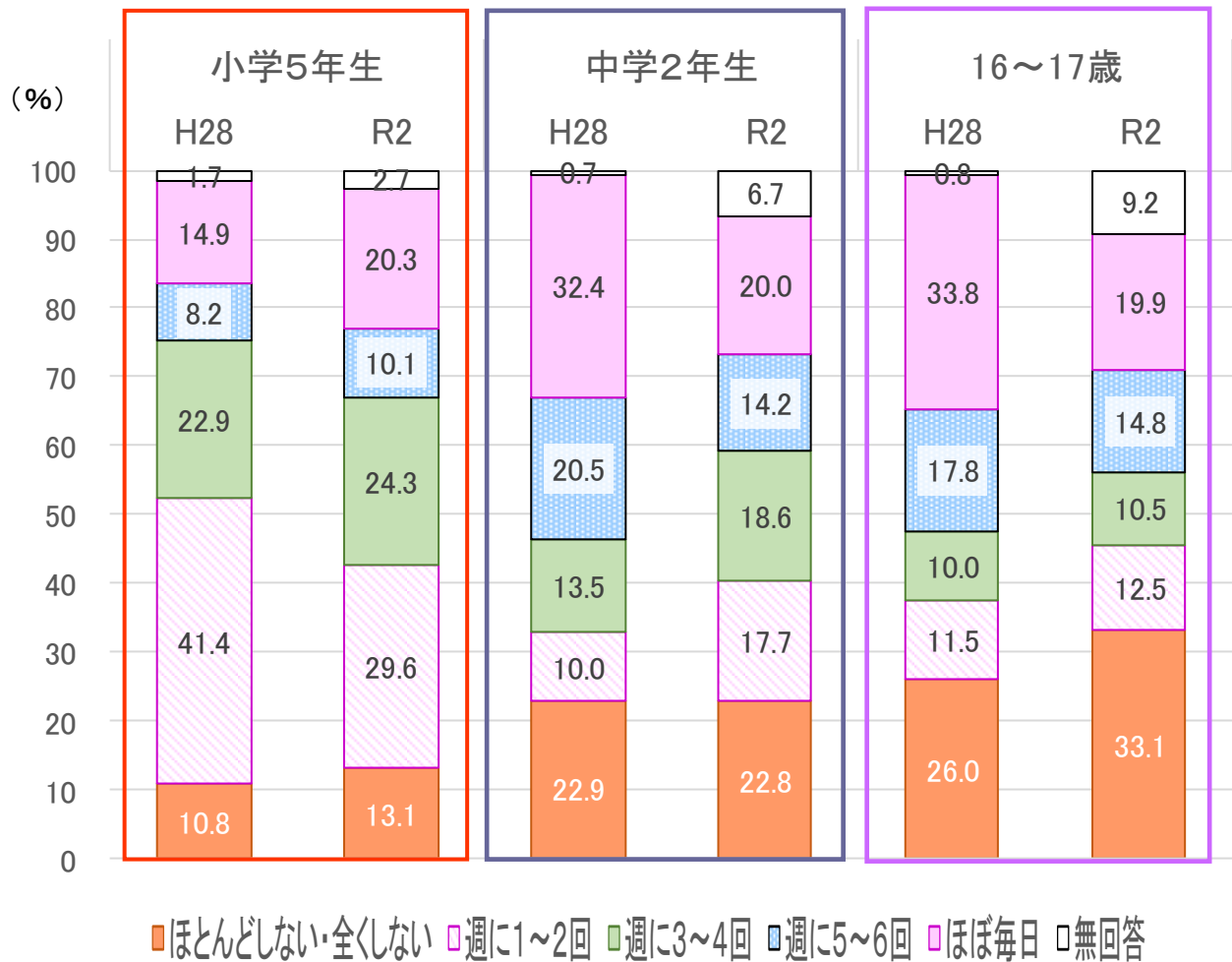


⑧ 30分以上からだを動かすことや習い事（その1）

平成28年度との比較では「ほとんどしない・全くしない」が増加傾向

- 平成28年度調査と比較すると16～17歳では、「ほとんどしない・全くしない」が33.1%と7.1ポイント高くなっています。

図35 30分以上からだを動かすことや習い事（平成28年度との比較）

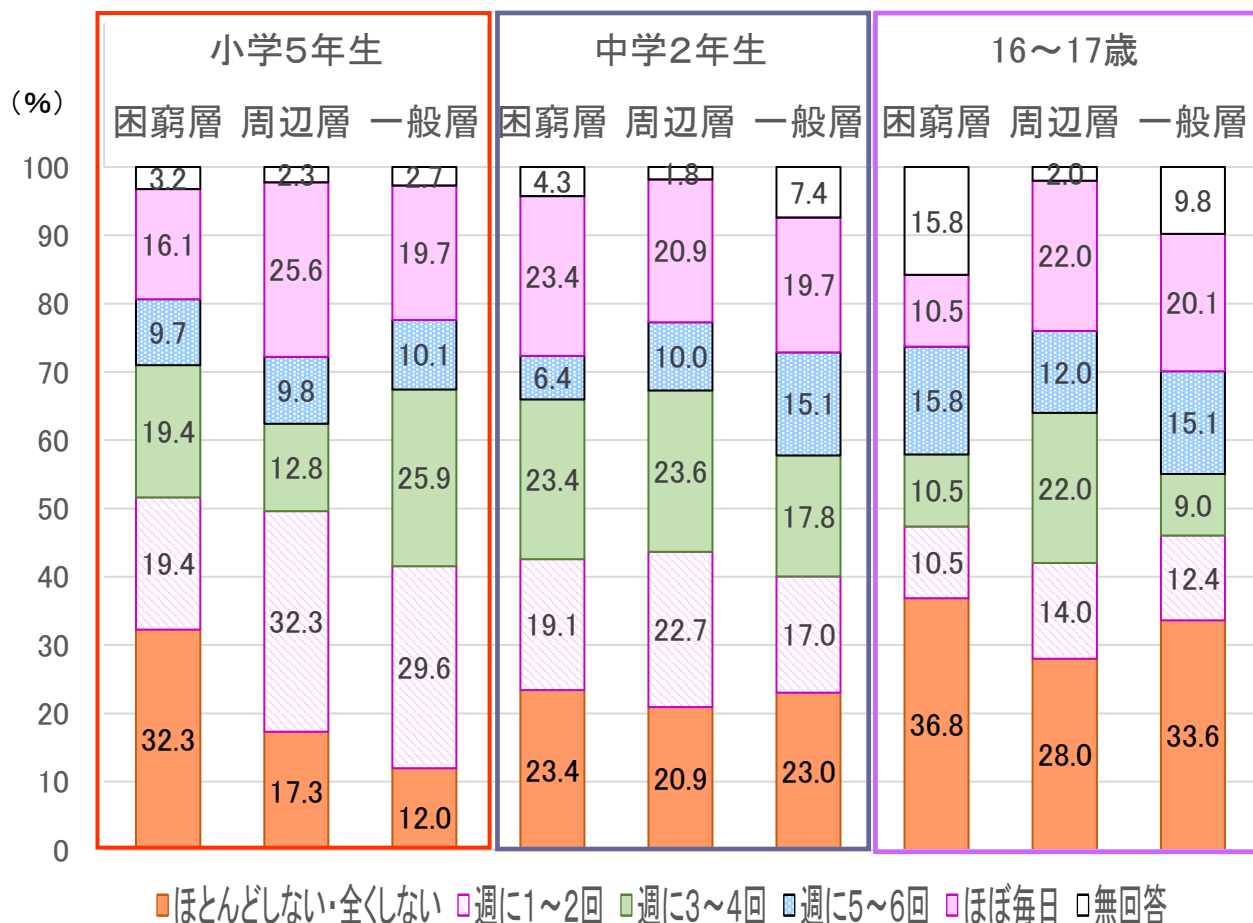


⑨ 30分以上からだを動かすことや習い事（その2）

困窮層では「ほとんどしない・全くしない」の割合が高い傾向

- 小学校の困窮層で「ほとんどしない・全くしない」が3割を超えており、一般層の3倍近くとなっています。

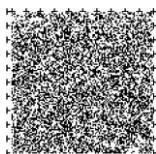
図 36 30分以上からだを動かすことや習い事の割合



アンケート内容【小学5年生、中学2年生、16~17 歳票】

◆あなたは、30分以上からだを動かす遊びや習い事を1週間でどれくらいしますか。（1つに○）
 ※例：なわとび等の外遊び、室内遊び、自転車、サッカー、野球、空手、剣道、体操、バレエ、水泳など

- | | |
|-----------------|----------|
| 1 ほとんどしない・全くしない | 4 週に5~6回 |
| 2 週に1~2回 | 5 ほぼ毎日 |
| 3 週に3~4回 | |

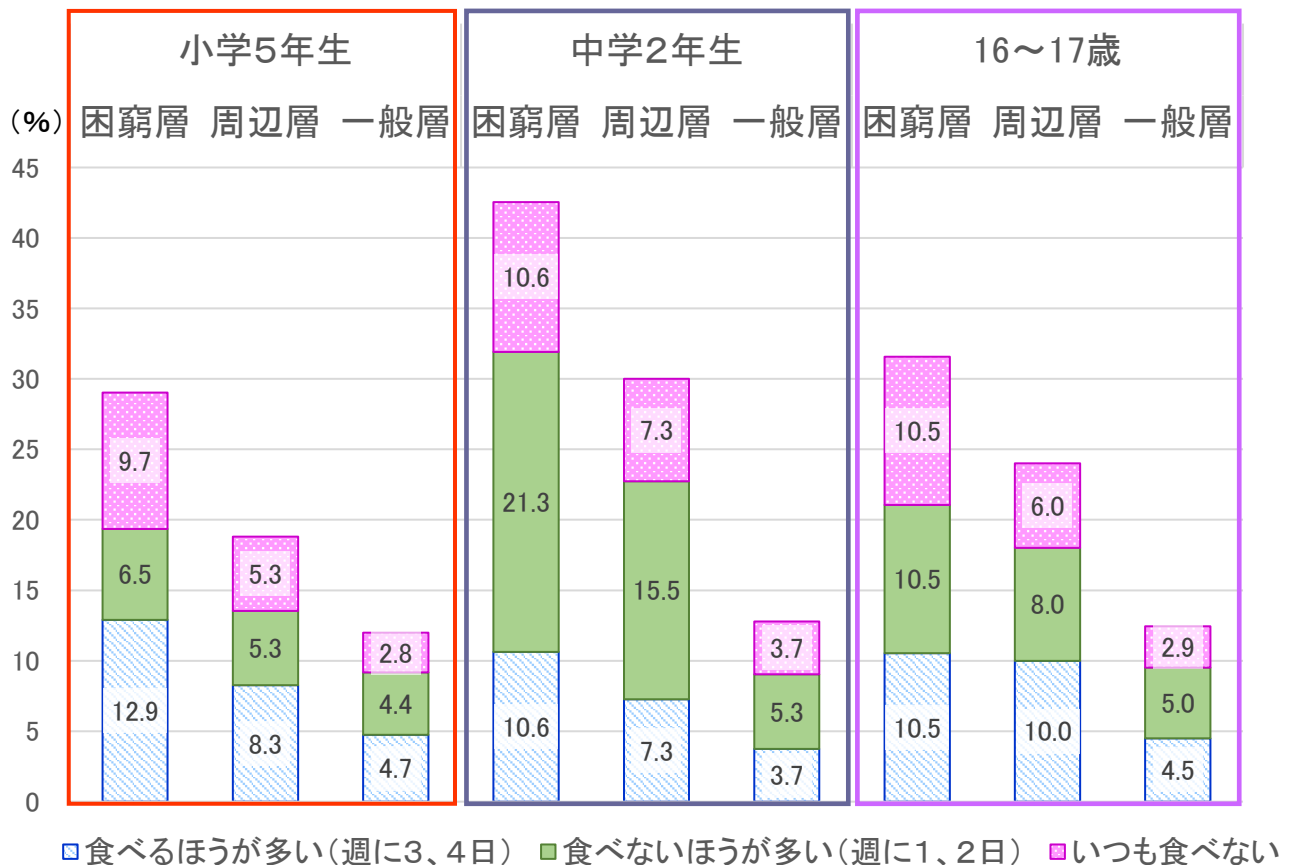


⑩ 朝食の状況

困窮層では「いつも食べない」が多い

- 「困窮層」では「食べないほうが多い（週に1、2日）」「いつも食べない」への回答が多く、特に中学生では顕著となっています。
- 食べていない理由は経済的な理由のみではないと考えられますが、一般層と比較すると明らかに食べない傾向が強く出ているため、今後、有効な方策等を検討する必要があります。

図 37 朝食をあまり食べない、食べない人の割合



アンケート内容【小学5年生、中学2年生、16~17歳票】

(小学5年生、中学2年生)

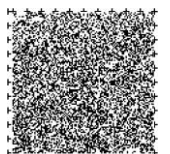
◆あなたは、平日（学校に行く日）に毎日朝ごはんを食べますか。（1つに○）

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1 いつも食べる（週に5日） | 3 食べないほうが多い（週に1、2日） |
| 2 食べるほうが多い（週に3、4日） | 4 いつも食べない |

(16~17歳)

◆あなたは、平日（学校や仕事に行く日）に朝食を食べますか。（1つに○）

- | | |
|-----------------------|----------------------------|
| 1 平日はほぼ毎日食べる | 4 平日で、朝食を食べるのは、週に1~2回ほどである |
| 2 月に1~2回、平日でも食べない日がある | 5 朝食を食べる習慣はない |
| 3 週に1~2回、平日でも食べない日がある | |

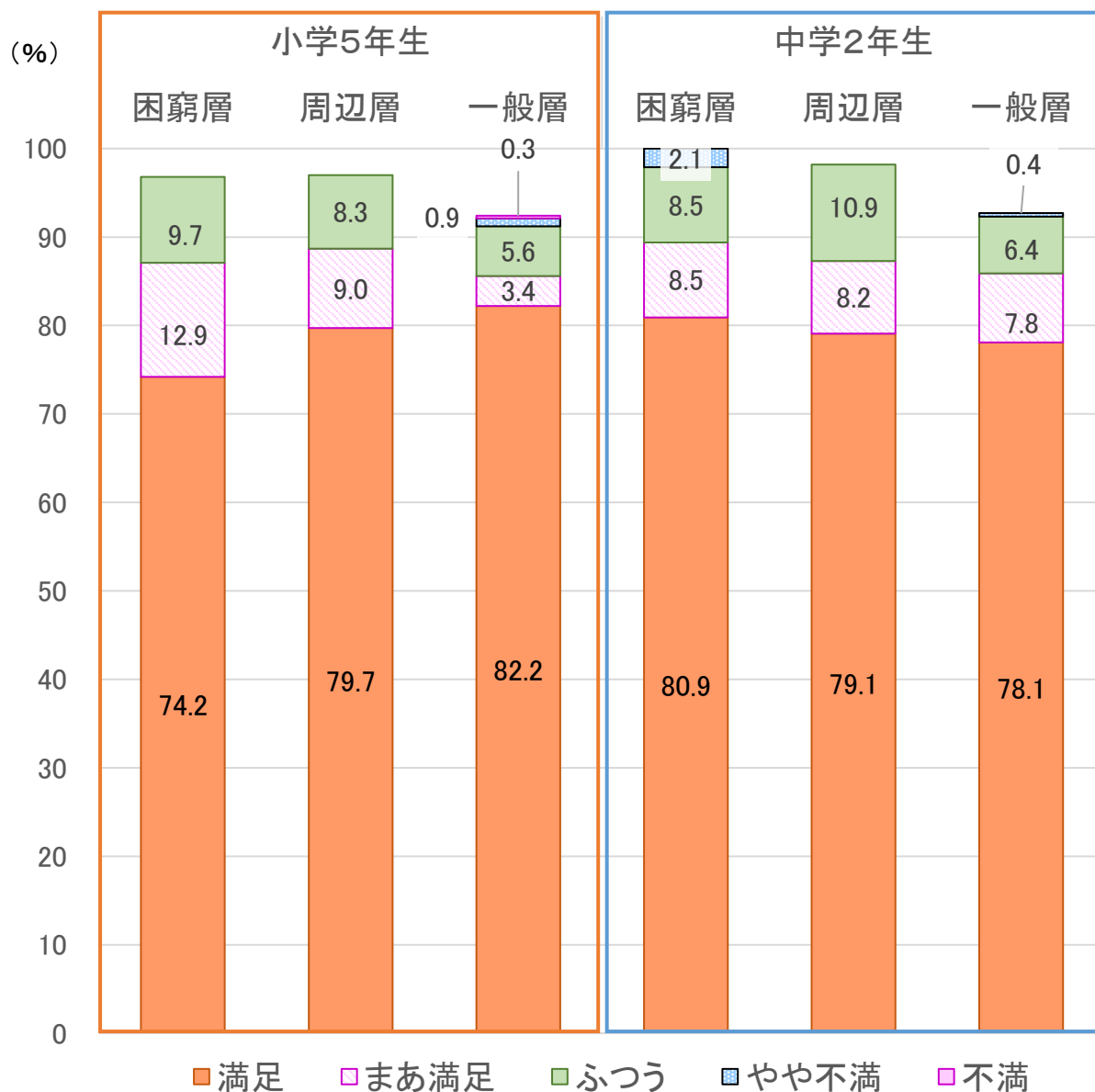


⑪ 食事の満足度

小学5年生の困窮層では満足度が低い

- 食事の満足度については、小学5年生の困窮層では「満足（足りている）」が74.2%と一般層と比較して8ポイント低くなっています。

図 38 食事の満足度の割合

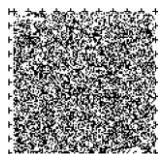


アンケート内容【小学5年生・中学2年生票】

(小学5年生、中学2年生)

- ◆あなたは、給食をのぞいた、家などでの食事の量について満足していますか。
(1つに○)

- | | | |
|-------------|--------|------------|
| 1 満足（足りている） | 3 ふつう | 5 不満（足りない） |
| 2 まあ満足 | 4 やや不満 | |



⑫ ヤングケアラーの状況について

困窮層・周辺層は一般層に比べて、
「毎日、きょうだいや祖父母の介護」をする人の割合が高い

- 平成 28 年度調査との比較では、きょうだいの世話や祖父母の介護を毎日する人の割合はやや減少しています。
- 生活困難度別では、16～17 歳の方の「困窮層」「周辺層」で「毎日きょうだいや祖父母などの介護をする」への回答が多くなっています。

図 39 きょうだいの世話や祖父母の介護をする人の割合(平成 28 年度との比較)

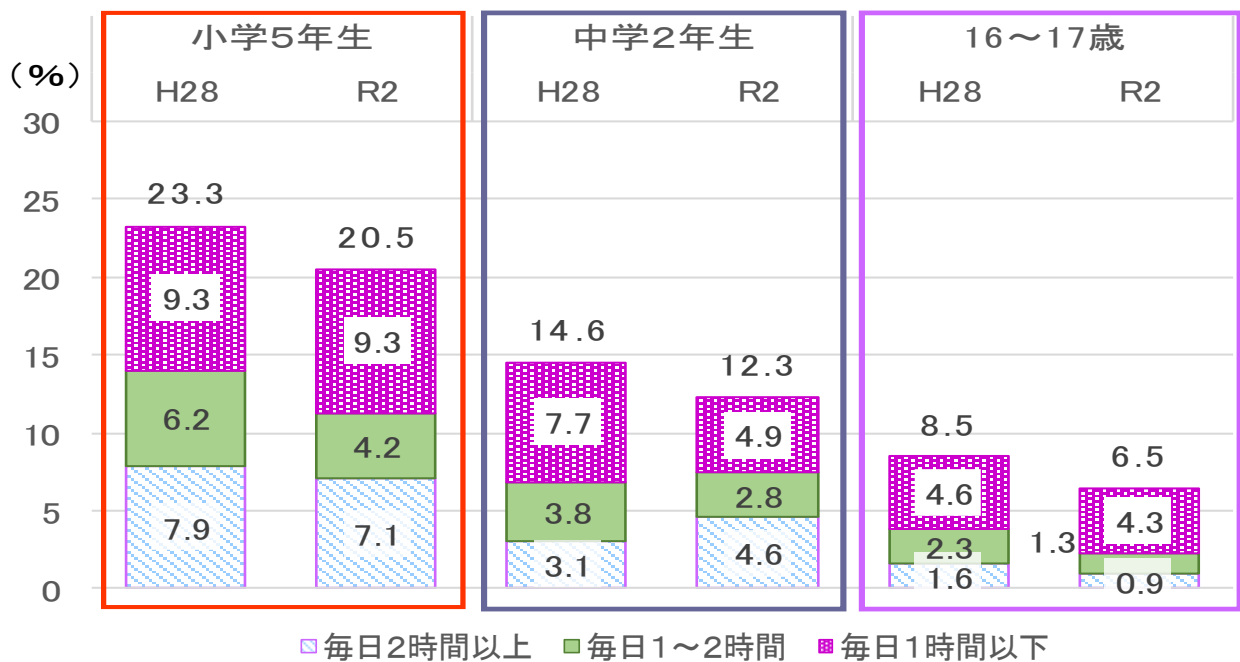
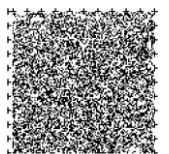
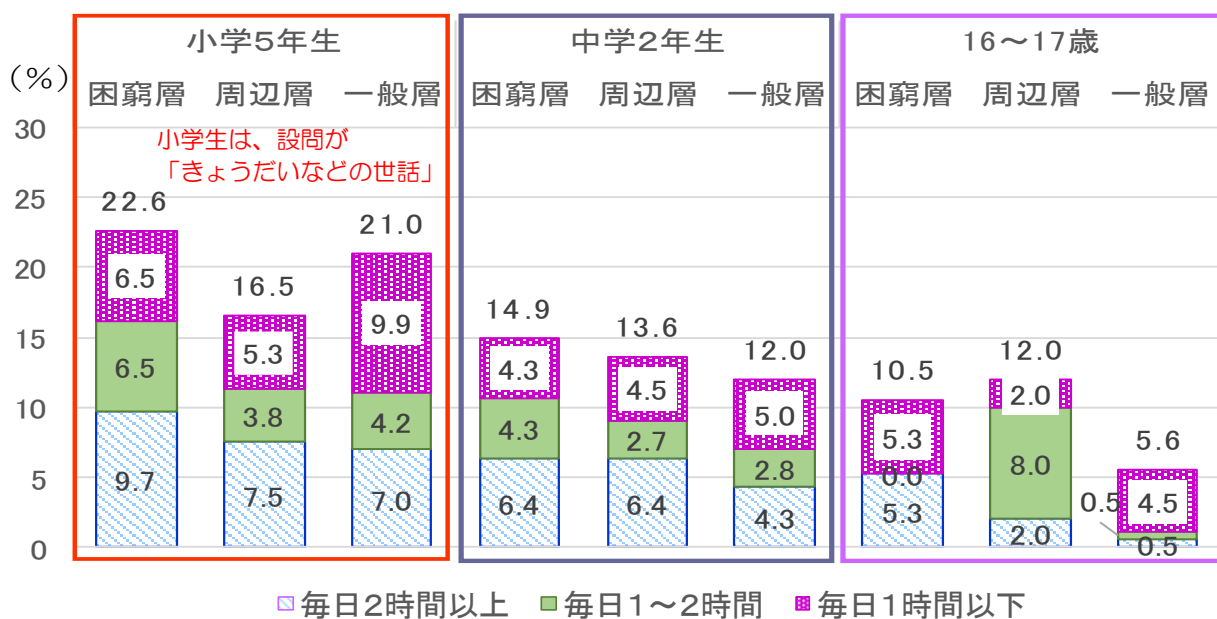


図 40 きょうだいの世話や祖父母の介護をする人の割合



「ヤングケアラー」とは？

- ・法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。
- ・家事等に割く時間が多いため、勉強や自由な時間が削られてしまうことが多くあります。
- ・近年は、社会的な課題として認知され始めており、支援のニーズが高まっています。

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

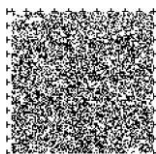
アンケート内容【小学5年生、中学2年生、16～17 歳票】

◆あなたは、以下の活動を、ふだん、どれくらいしますか。（それぞれあてはまる番号1つに○）

	毎日 2時間 以上	毎日 1～2 時間	毎日 1時間 以下	1週間に 4～ 5日	1週間に 2～ 3日	1週間に 1日	全然 しない
A ゲーム機で遊ぶ	1	2	3	4	5	6	7
B テレビ・インターネットを見る	1	2	3	4	5	6	7
C 室内での他の活動（読書、室内遊びなど）	1	2	3	4	5	6	7
D 公園で遊ぶ※1	1	2	3	4	5	6	7
E 家事（洗濯、掃除、料理、片付けなど）	1	2	3	4	5	6	7
F 兄弟姉妹の世話や祖父母の介護※2	1	2	3	4	5	6	7

※1 16～17 歳票では「屋外での運動」

※2 小学5年生票では「きょうだいなどの世話」

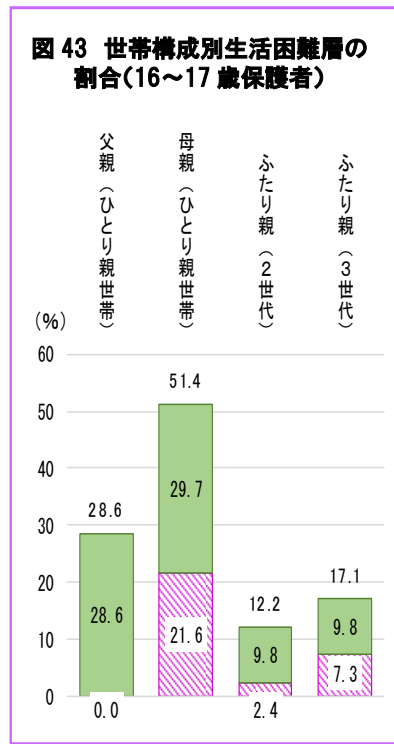
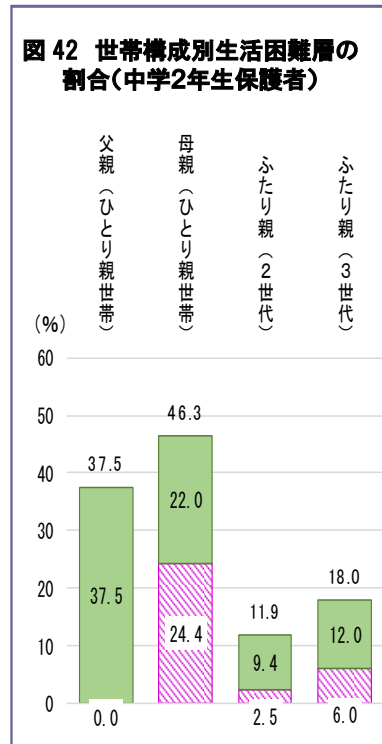
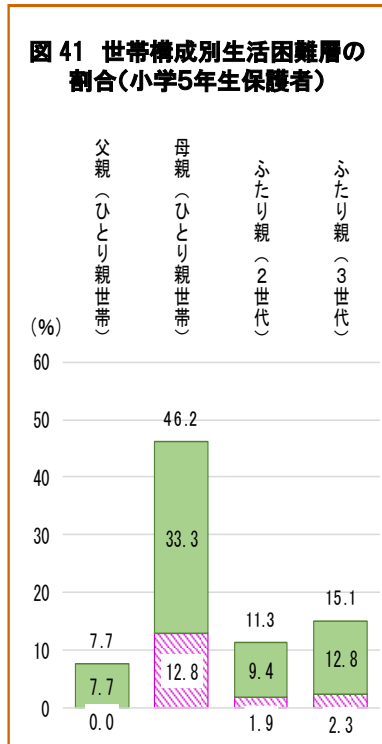


(4) 経済状況や保護者の状況について

① ひとり親家庭の状況

『母親』ひとり親世帯は、困窮層・周辺層の割合が高い

● 『母親』ひとり親世帯については、約半数が「困窮層・周辺層」となっている。



■ 困窮層 ■ 周辺層

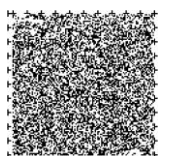
アンケート内容【保護者票・共通】

◆現在のあなたの婚姻状況を教えてください。(1つに○)

- | | |
|------------------|---------|
| 1 結婚している(事実婚を含む) | 3 死別 |
| 2 離婚(別居中を含む) | 4 未婚・非婚 |

◆お子さんと同居しているご家族の方は、どなたですか。(あてはまる番号すべてに○、いずれもお子さんから見た続柄)

- | | | | |
|------|------|----------|--------|
| 1 父親 | 4 祖母 | 7 弟 | 10 その他 |
| 2 母親 | 5 兄 | 8 妹 | |
| 3 祖父 | 6 姉 | 9 その他の親族 | |

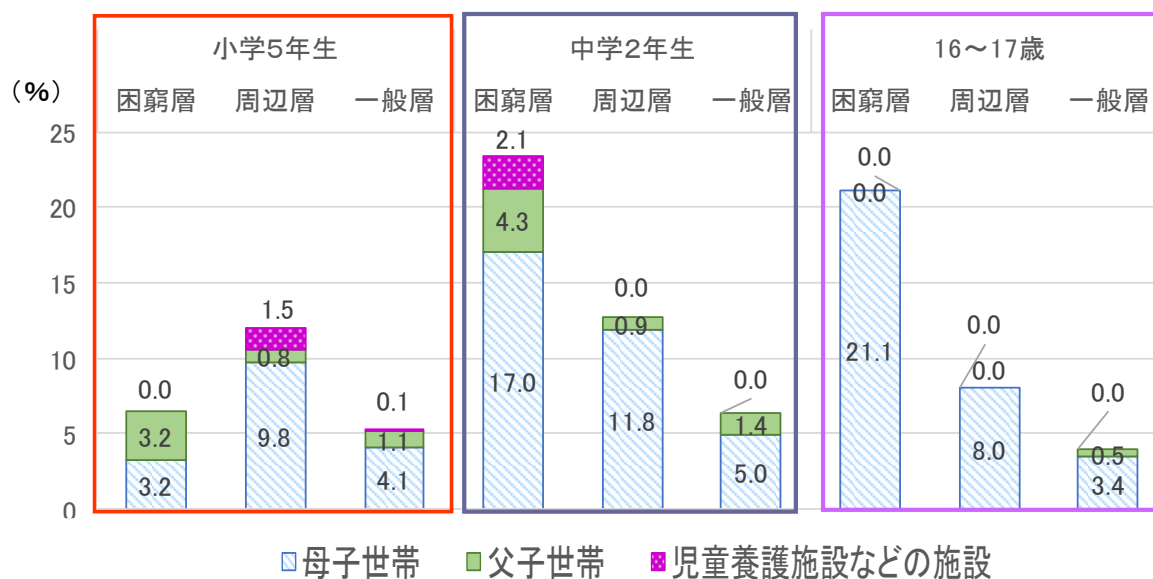


② 保護者が15歳のときの家庭の様子

困窮層・周辺層では「母子世帯」だった割合が高い

- 小学5年生の保護者は、周辺層は「母子世帯」だった割合が高くなっています。
- 中学2年生の保護者及び16～17歳の保護者は、困窮層・周辺層では「母子世帯」だった割合が高くなっています。

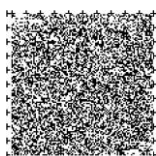
図44 保護者が15歳のときに、ひとり親世帯・施設入所等の抜粋



アンケート内容【保護者票・共通】

◆あなたが15歳の頃のご家庭の様子に最も近いものに○をつけてください。(1つに○)

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1 両親世帯（祖父母との同居あり） | 5 父子世帯（祖父母との同居あり） |
| 2 両親世帯（祖父母との同居なし） | 6 父子世帯（祖父母との同居なし） |
| 3 母子世帯（祖父母との同居あり） | 7 児童養護施設などの施設 |
| 4 母子世帯（祖父母との同居なし） | 8 その他 |

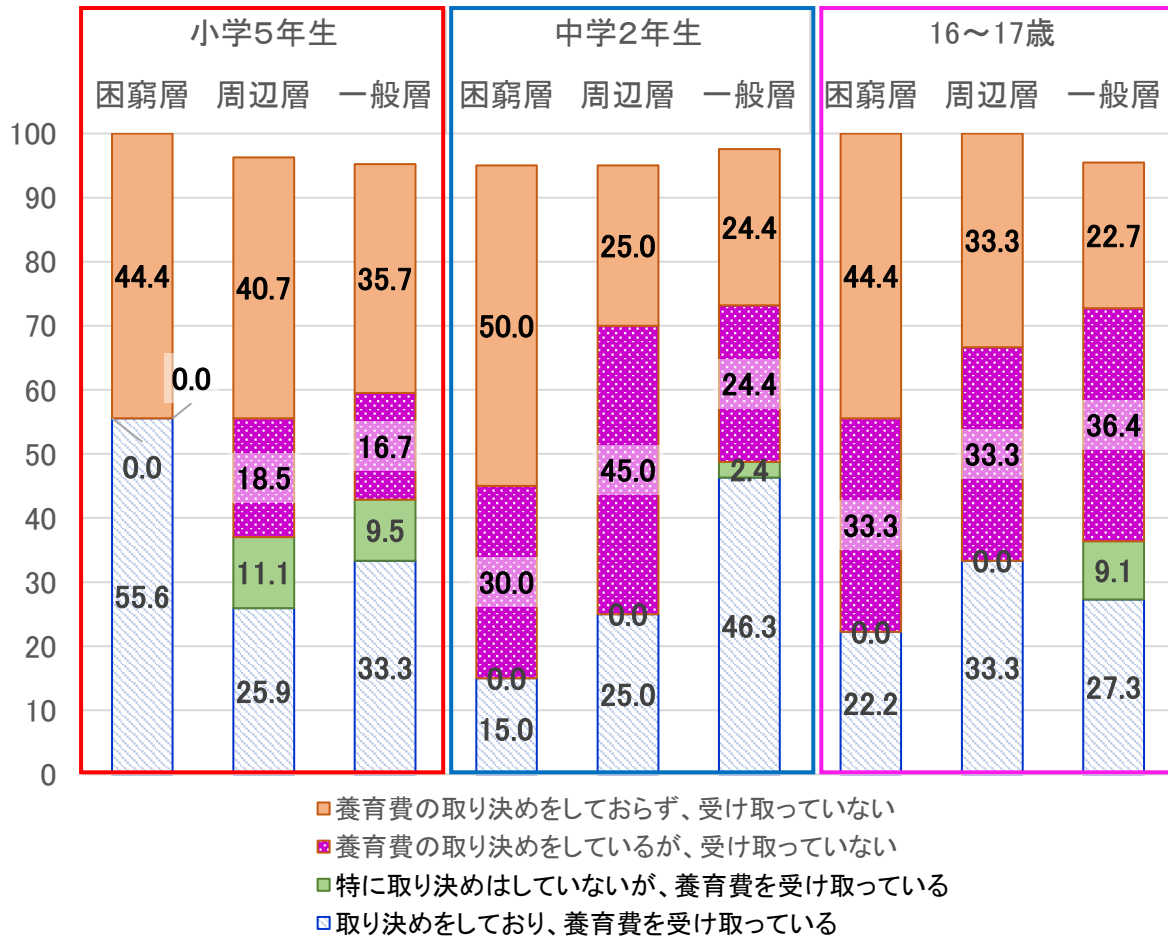


③ 養育費の取り決めについて

養育費を受け取っていない割合が高い

- 困窮層では、中学2年生・16～17歳ともに『受け取っていない』が約8割となっています。
- また、小学5年生と、中学2年生・16～17歳で比較すると、「養育費の取り決めをしているが、受け取っていない」の割合が高く、当初は取り決めのとおり受け取っていたが徐々に滞るといった状況も考えられます。

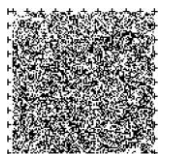
図 45 生活困窮度別 養育費の取り決めと受け取りについて



アンケート内容【保護者票・共通】

◆離婚相手と子どもの養育費の取り決めをしていますか。また養育費を現在受け取っていますか。
(1つに○)

- 1 取り決めをしており、養育費を受け取っている
- 2 特に取り決めはしていないが、養育費を受け取っている
- 3 養育費の取り決めをしているが、受け取っていない
- 4 養育費の取り決めをしておらず、受け取っていない



④ 虐待について

困窮層・周辺層ほど虐待のリスクが高い

- 小学5年生保護者、中学2年生保護者、16～17歳保護者ともに、虐待につながる経験をした割合が高くなっています。

図 46 虐待に関する経験(小学5年生保護者)

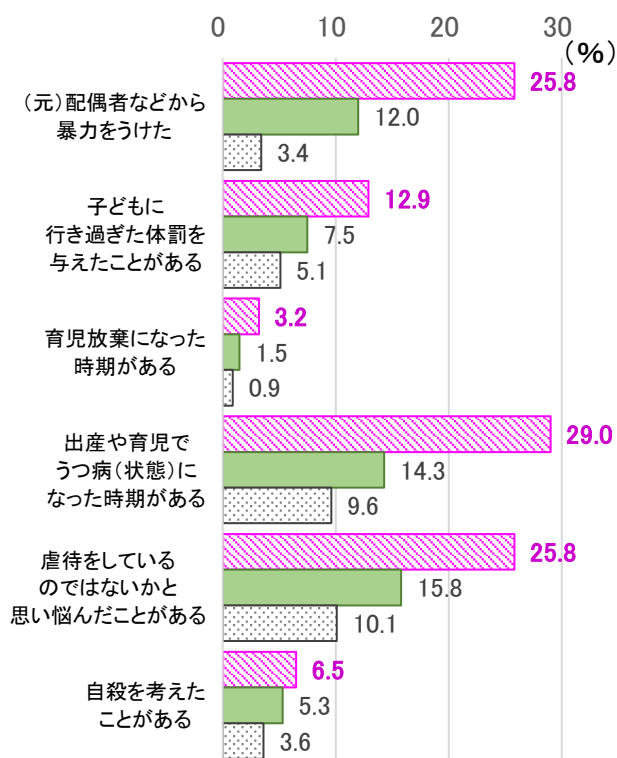


図 47 虐待に関する経験(中学2年生保護者)

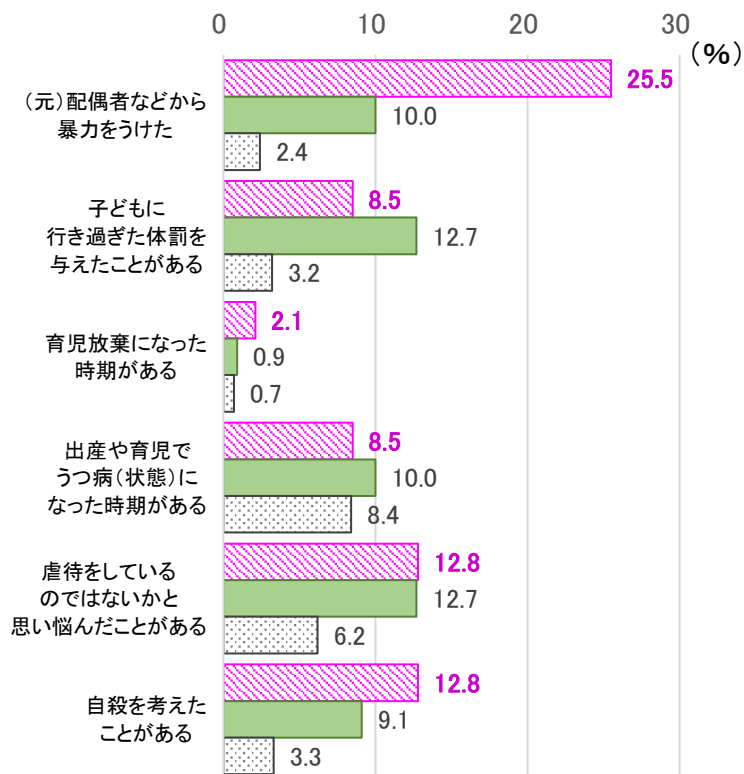
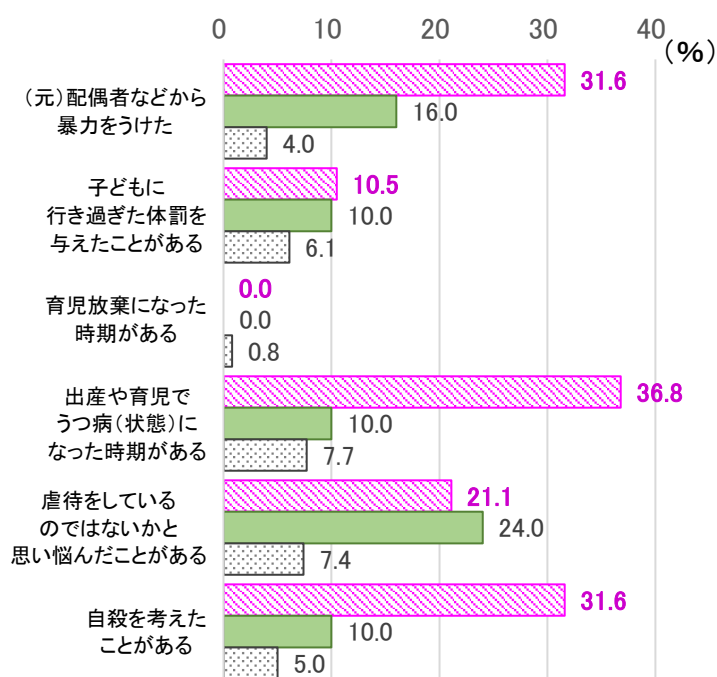
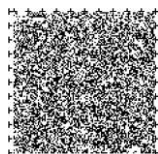


図 48 虐待に関する経験(16～17歳保護者)



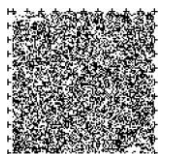
■ 困窮層 ■ 周辺層 ■ 一般層



アンケート内容【保護者票・共通】

◆あなたはお子さんをもってから、以下のような経験をしたことがありますか。（あてはまる番号すべてに○）

- | | |
|-----------------------------------|--------------------------------|
| 1 （元）配偶者（またはパートナー）から暴力をふるわれたことがある | 5 わが子を虐待しているのではないか、と思い悩んだことがある |
| 2 子どもに行き過ぎた体罰を与えたことがある | 6 自殺を考えたことがある |
| 3 育児放棄になった時期がある | 7 1～6のいずれも経験したことがない |
| 4 出産や育児でうつ病（状態）になった時期がある | |



⑤ 各種支援制度の認知度

困窮層・周辺層については、各種制度を知らない割合が高い

● 困窮層・周辺層については各種制度の認知度が低いことが顕著です。

各種制度を知らない人の割合

図 49 小学5年生保護者

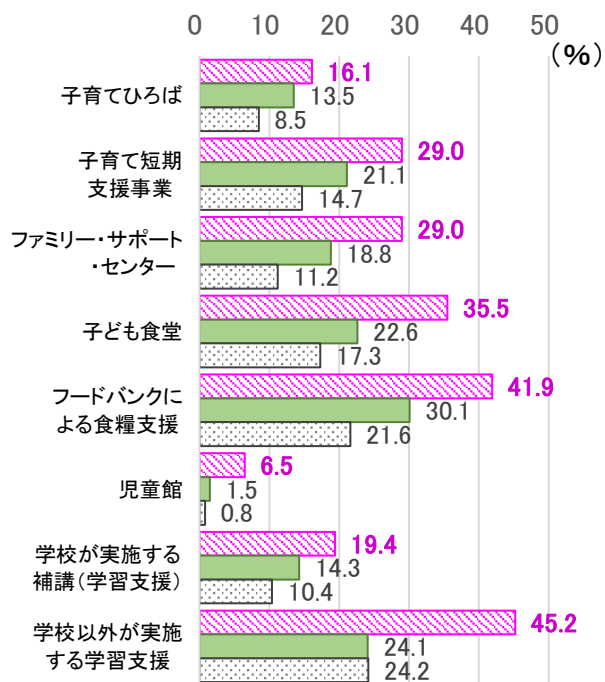


図 50 中学2年生保護者

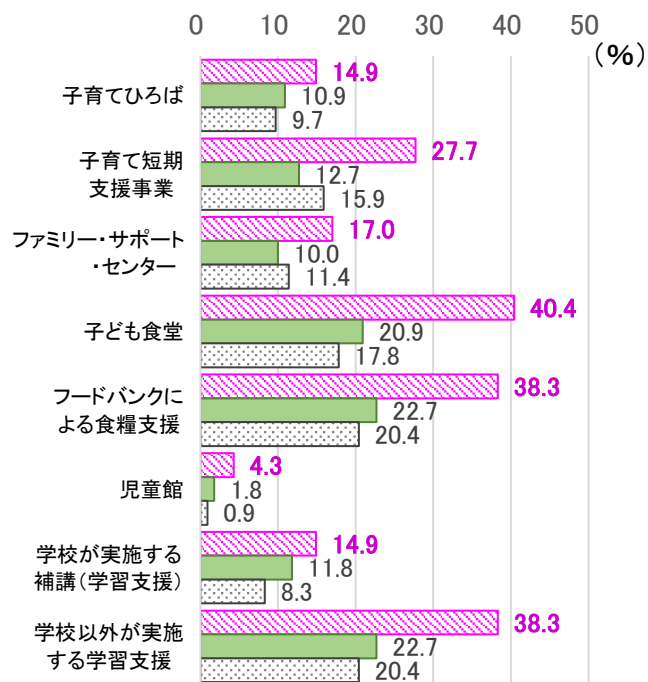
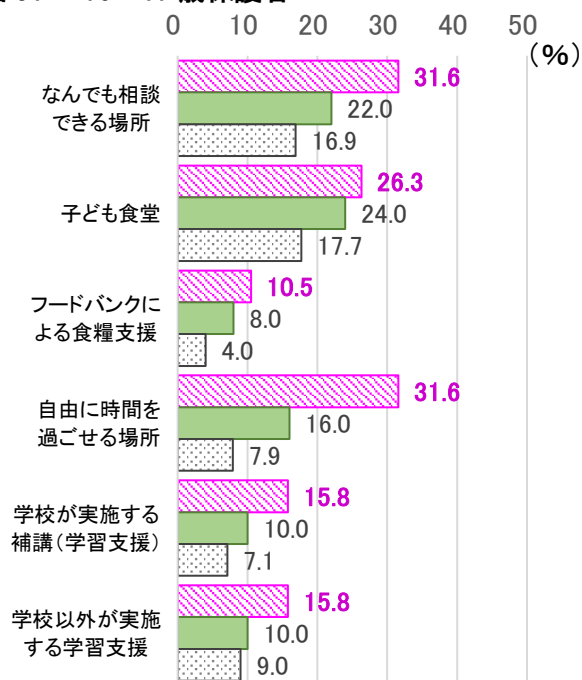
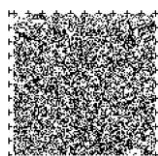


図 51 16～17 歳保護者



■ 困窮層 ■ 周辺層 ■ 一般層



⑥ 各種支援制度の利用意向

困窮層・周辺層については、食の支援の利用意向が高い

- 困窮層・周辺層については、「子ども食堂」や「フードバンクによる食料支援」といった食の支援の利用意向が高くなっています。また、「なんでも相談できる場所」や「学校が実施する補講」「学校以外が実施する学習支援」など学習支援の制度利用の意向が高くなっています。

各種制度の今後の利用意向

図 52 小学5年生保護者

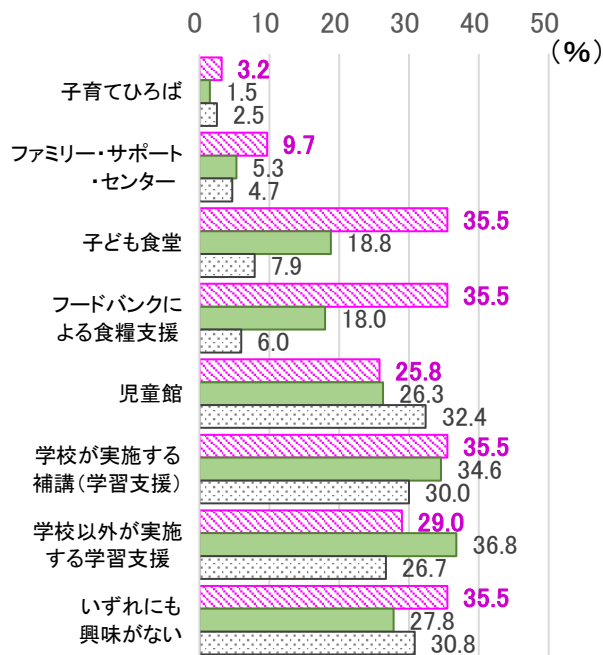


図 53 中学2年生保護者

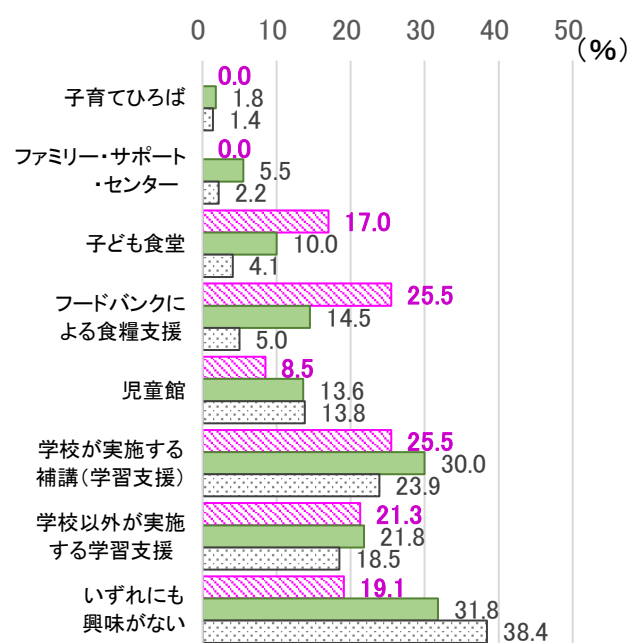
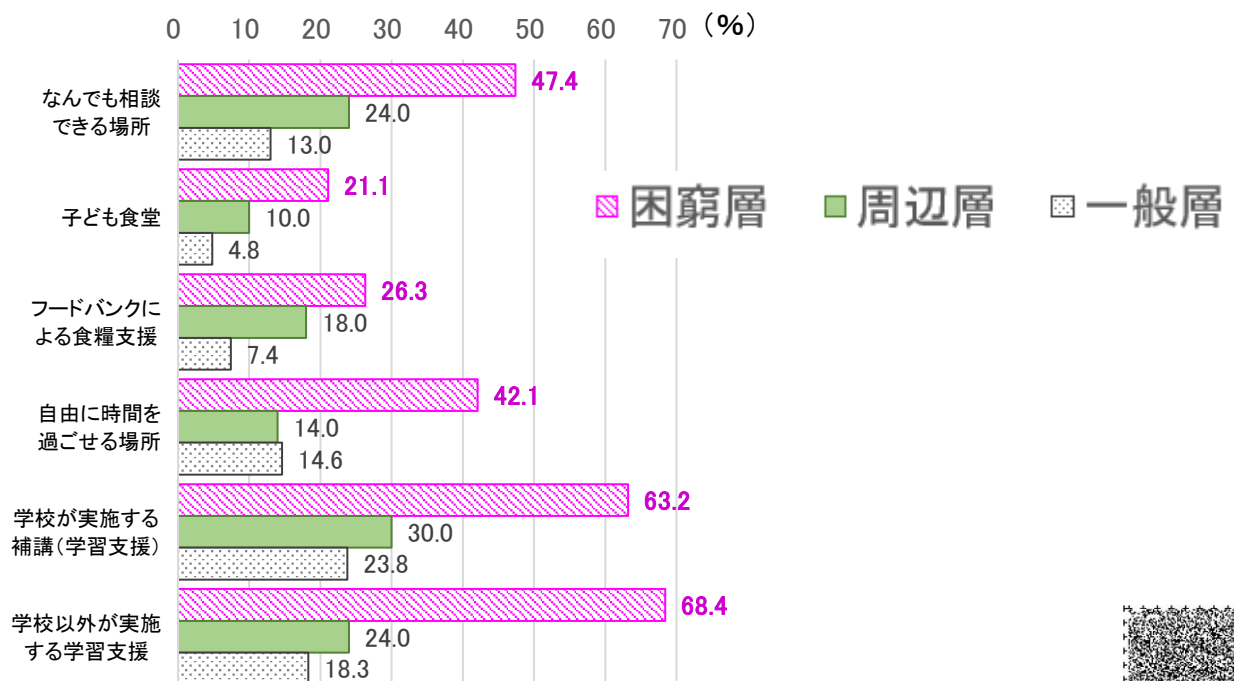


図 54 16～17歳保護者



各種支援制度の認知度に関するアンケート

アンケート内容【小学5年生保護者、中学2年生保護者、16～17歳保護者】

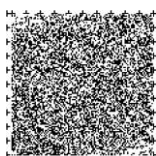
◆お子さんについて、以下の A～H の支援制度やサービスをこれまでに利用したことがありますか。利用したことがない場合は、その理由に最も近いものに○をつけてください。
(それぞれあてはまる番号 1 つに○)

(小学5年生、中学2年生)

	利用したことがある	利用したことがない				
		利用したいと思ったことがなかった	利用したかったが、条件を満たしていなかった	利用時間や制度等が使いづらかった	利用の仕方がわからなかった	制度等について全く知らなかった
A 子育てひろば	1	2	3	4	5	6
B 子育て短期支援事業（ショートステイ）	1	2	3	4	5	6
C ファミリー・サポート・センター	1	2	3	4	5	6
D 子ども食堂	1	2	3	4	5	6
E フードバンクによる食糧支援	1	2	3	4	5	6
F 児童館	1	2	3	4	5	6
G 学校が実施する補講（学習支援）	1	2	3	4	5	6
H 学校以外が実施する学習支援	1	2	3	4	5	6

(16～17歳)

	利用したことがある	利用したことがない				
		利用したいと思ったことがなかった	利用したかったが、条件を満たしていなかった	利用時間や制度等が使いづらかった	利用の仕方がわからなかった	制度等について全く知らなかった
A （学校以外で）16～17歳の子どもについて、なんでも相談できる場所	1	2	3	4	5	6
B 子ども食堂	1	2	3	4	5	6
C フードバンクによる食糧支援	1	2	3	4	5	6
D 中学生以上の子どもが自由に時間を過ごせる場所	1	2	3	4	5	6
E 学校が実施する補講（学習支援）	1	2	3	4	5	6
F 学校以外が実施する学習支援	1	2	3	4	5	6



各種支援制度の利用意向に関するアンケート

アンケート内容【小学5年生保護者、中学2年生保護者、16～17歳保護者】

◆現在、これらの支援制度等を利用することに興味がありますか。(あてはまる番号すべてに○)

(小学5年生、中学2年生)

- | | |
|----------------------|-------------------|
| 1 子育て短期支援事業（ショートステイ） | 5 児童館 |
| 2 ファミリー・サポート・センター | 6 学校が実施する補講（学習支援） |
| 3 子ども食堂 | 7 学校以外が実施する学習支援 |
| 4 フードバンクによる食糧支援 | 8 いずれにも興味がない |

(16～17歳)

- | | |
|-------------------------------------|-------------------|
| 1 （学校以外で）16～17歳の子どもについて、なんでも相談できる場所 | 5 学校が実施する補講（学習支援） |
| 2 子ども食堂 | 6 学校以外が実施する学習支援 |
| 3 フードバンクによる食糧支援 | 7 いずれにも興味がない |
| 4 中学生以上の子どもの自由な時間を過ごせる場所 | |

日野市フードパントリー事業とは？

フードパントリーとは、経済的事情等により支援を必要とする個人・世帯に対し、食品等を提供するなかで、生活上の困りごとを適切な相談支援機関等につなげる活動で、令和4年現在、市内に7か所あります。 （下記は令和4年度の案内です。案内は毎年変わります。）

2022 日野市フードパントリー事業

経済的事情等で生活にお困りの方へ 食を通して支援します！

フードパントリーとは、経済的事情等により支援を必要とする個人・世帯に対し、直接食品等を無償提供するなかで、生活上の困りごとを適切な相談支援機関等につなげる活動です。

実施期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日 利用回数：全施設を含めて、原則1回/月

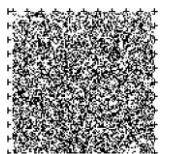
〈ご利用のながれ〉

- ①お近くの受取場所へお越しください。
※場所は裏面参照・事前連絡不要です。
- ②アンケートと受取条件承諾書をご記入ください。
- ③食品をお受け取り下さい。
※大きい袋があると持ち帰りが楽です。

- ④ 提供食品は全て寄付品のため、品目指定はできません。
- ⑤ 転売等をせず、ご自身の家庭内でのみご利用ください。
- ⑥ 食品に混入物等がありましたら、フードパントリー事務局へご連絡ください。（企業への問い合わせはしないでください。）
- ⑦ 賞味期限は1カ月以上あるように用意していますが、受け取り時では1カ月に満たない場合があります。
- ⑧ 上記のほか、フードパントリーの目的外のご利用が確認された場合は、ご利用を中止させていただくことがあります。

【お問い合わせ先】
 フードバンク TAMA・フードパントリー事務局 ☎ <http://other.foodbank-tama.com>
 〒191-0062 日野市多摩平 2-12-4 大増ハイツ 103 ☎ 070-3845-0026

《担当課：セーフティネットコールセンター》



⑦ 情報…「現在の受け取り方法」

情報は学校から受け取っている割合が高い

- 小学5年生保護者の困窮層では「行政機関の広報誌」「学校からのお便り（紙のもの）」「学校からのメール」「家族や友人からの情報」で一般層より10ポイント以上低くなっています。
- 小学5年生保護者、中学2年生保護者、16～17歳保護者ともに、「学校からのお便り（紙のもの）」「学校からのメール」が困窮層・周辺層・一般層ともに割合が高くなっています。

図 55 小学5年生保護者

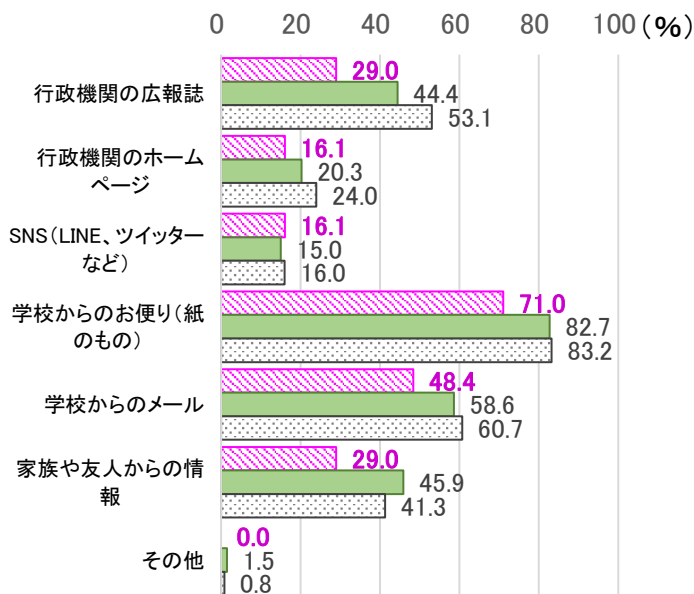


図 56 中学2年生保護者

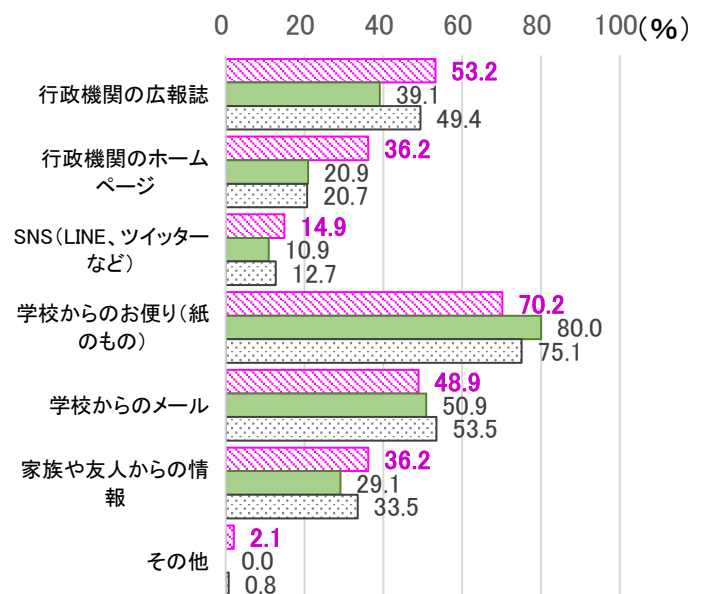
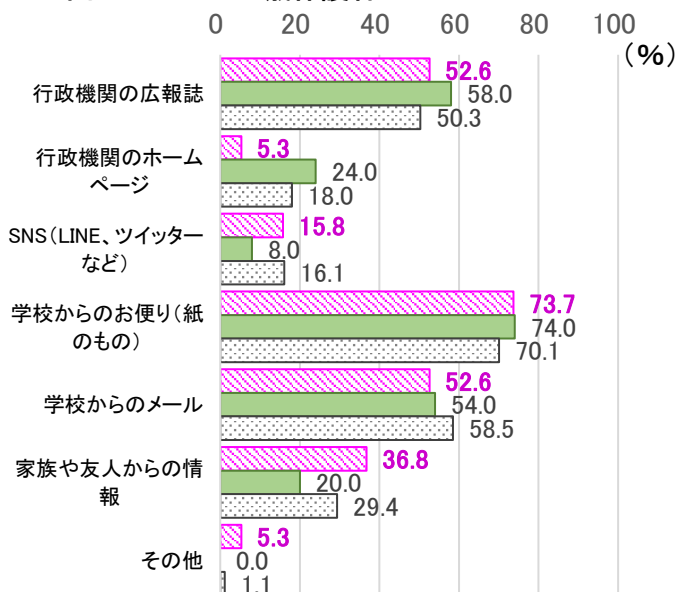
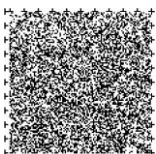


図 57 16～17歳保護者



困窮層 周辺層 一般層



⑧ 情報…「今後の受け取りたい方法」

- ・学校からの情報の受け取り意向が高い
- ・一定数の方は「SNS」での受け取りも希望している

- 「学校からのお便り（紙のもの）」「学校からのメール」の割合が、小学5年生保護者、中学2年生保護者、16～17歳保護者ともに高くなっています。
- 「SNS（LINE、ツイッターなど）」の意向が、小学5年生保護者、中学2年生保護者、16～17歳保護者ともに、概ね20～30%となっています。

図 58 小学5年生保護者

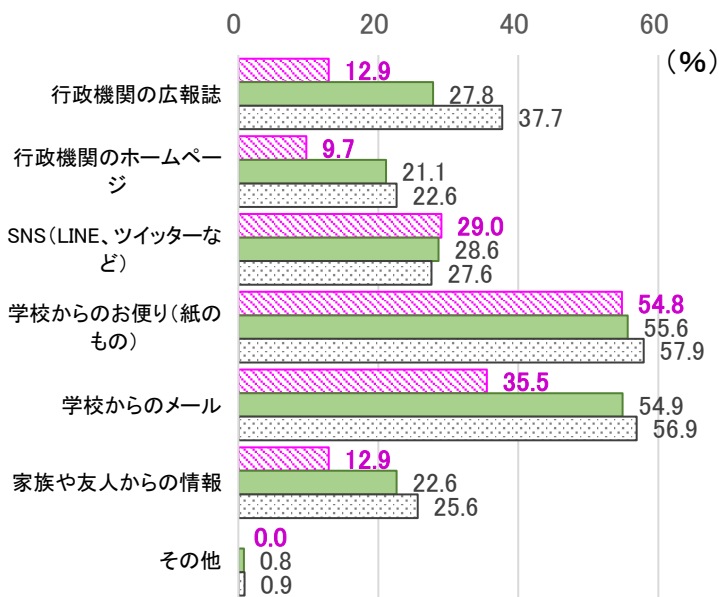


図 59 中学2年生保護者

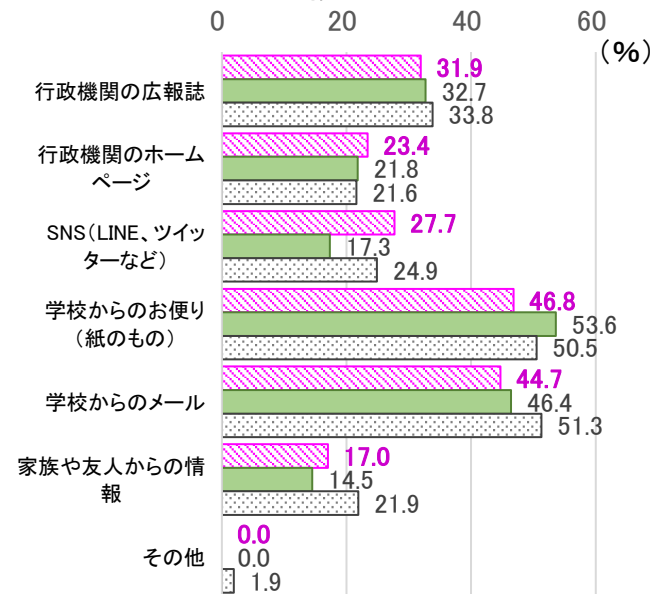
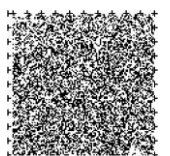
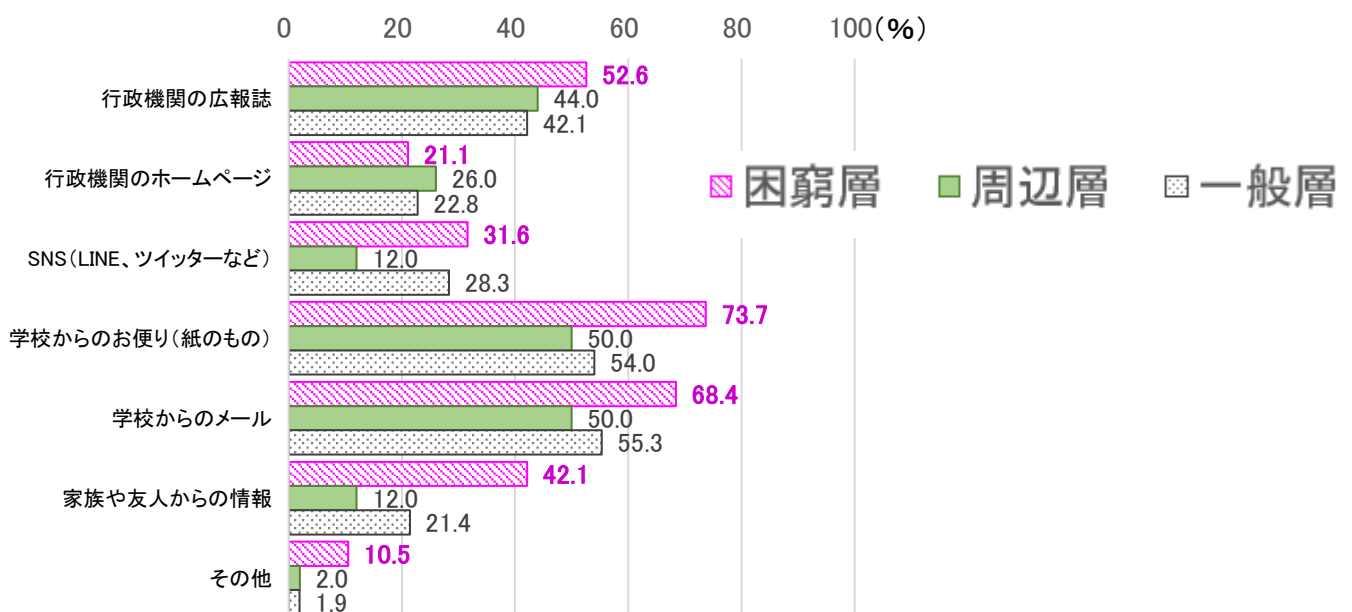


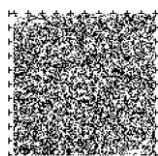
図 60 16～17歳保護者



アンケート内容【保護者票・共通】

◆あなたは、子どもに関する施策等の情報をどういう方法で受け取っていますか（A）。
また、今後、受け取りたいですか（B）。（それぞれ、あてはまる番号すべてに○）

A 現在の受け取り方法	1 行政機関の広報誌 2 行政機関のホームページ 3 SNS（LINE、ツイッターなど） 4 学校からのお便り（紙のもの） 5 学校からのメール 6 家族や友人からの情報 7 その他
B 今後、受け取りたい方法	1 行政機関の広報誌 2 行政機関のホームページ 3 SNS（LINE、ツイッターなど） 4 学校からのお便り（紙のもの） 5 学校からのメール 6 家族や友人からの情報 7 その他



⑨ コロナでの家計の変化について

増えたのは「食費」「水道光熱費」などで、困窮層で影響が大きい

- 「食費」「水道光熱費」「日用品費（衛生用品費を含む）」について、「とても増えた」と回答している方の割合が高くなっています。
- 困窮層をみると、市全体の数値と比較して「赤字」「借金」が「とても増えた」と回答している方の割合が高くなっており、より影響が大きくなっています。

図 61 小学5年生保護者全体

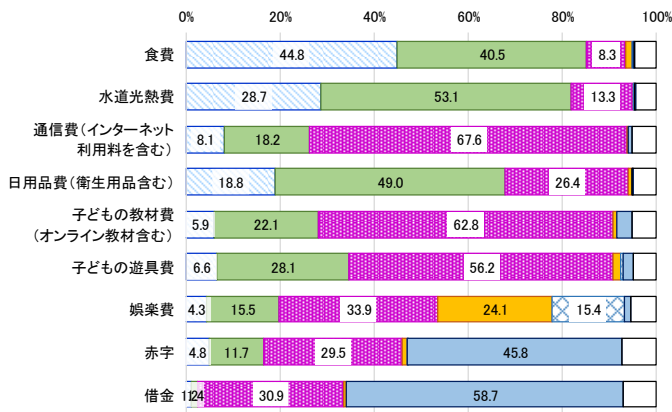


図 62 小学生5年生保護者のうち困窮層

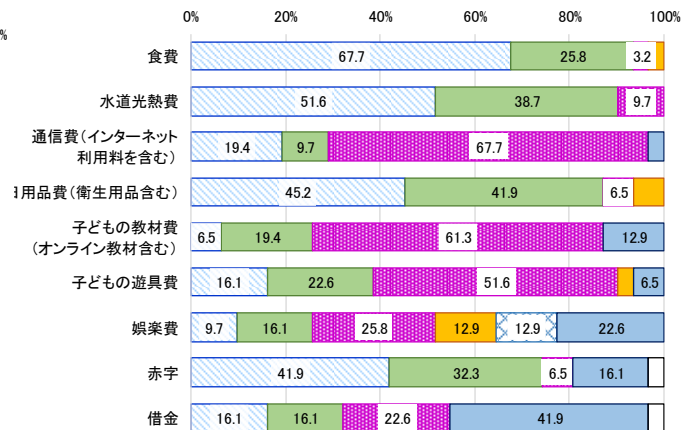


図 63 中学2年生保護者全体

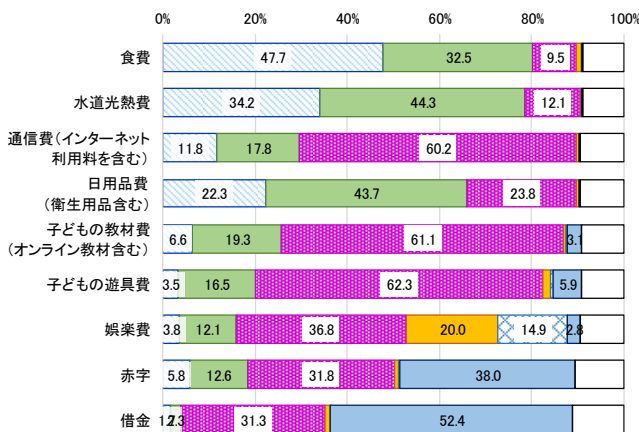


図 64 中学2年生保護者のうち困窮層

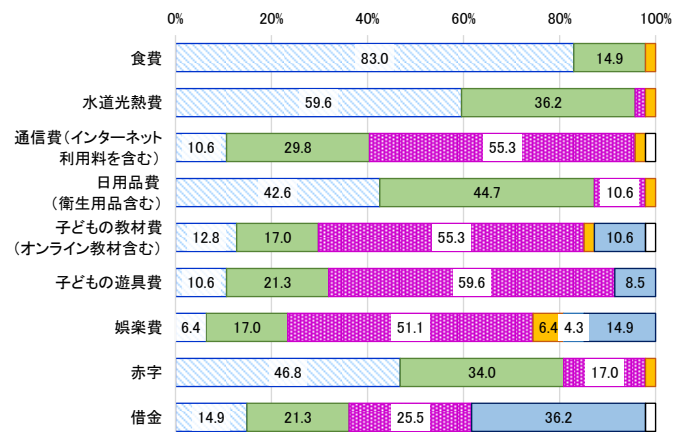


図 65 16～17 歳保護者全体

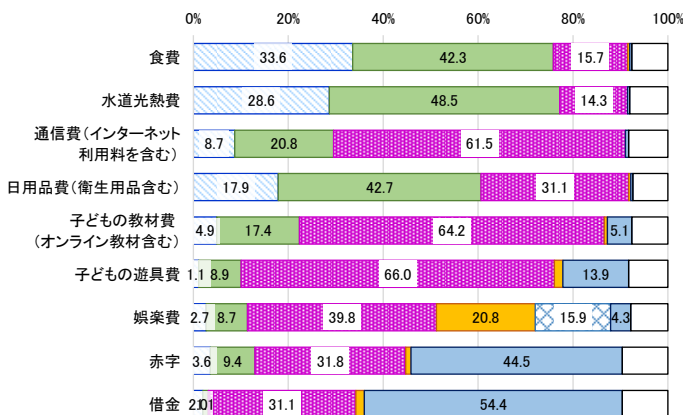
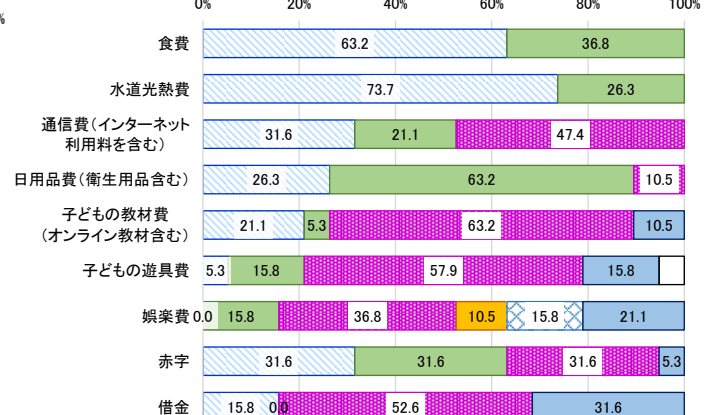
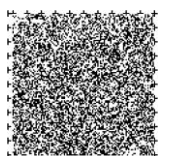


図 66 16～17 歳保護者のうち困窮層



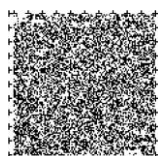
□ とても増えた ■ 少し増えた ■ 変わらない ■ 少し減った
 ■ とても減った ■ そもそもない □ 無回答



アンケート内容【保護者票・共通】

◆新型コロナウイルス感染症拡大による学校の臨時休校期間中、あなたのご家庭の家計の状況として、次のようなものは増えましたか、減りましたか。（それぞれあてはまる番号1つに○）

	とても 増えた	少し 増えた	変わらない	少し 減った	とても 減った	そもそも ない
A 食費	1	2	3	4	5	6
B 水道光熱費	1	2	3	4	5	6
C 通信費（インターネット 利用料を含む）	1	2	3	4	5	6
D 日用品費 （衛生用品含む）	1	2	3	4	5	6
E 子どもの教材費 （オンライン教材含む）	1	2	3	4	5	6
F 子どもの遊具費	1	2	3	4	5	6
G 娯楽費	1	2	3	4	5	6
H 赤字	1	2	3	4	5	6
I 借金	1	2	3	4	5	6

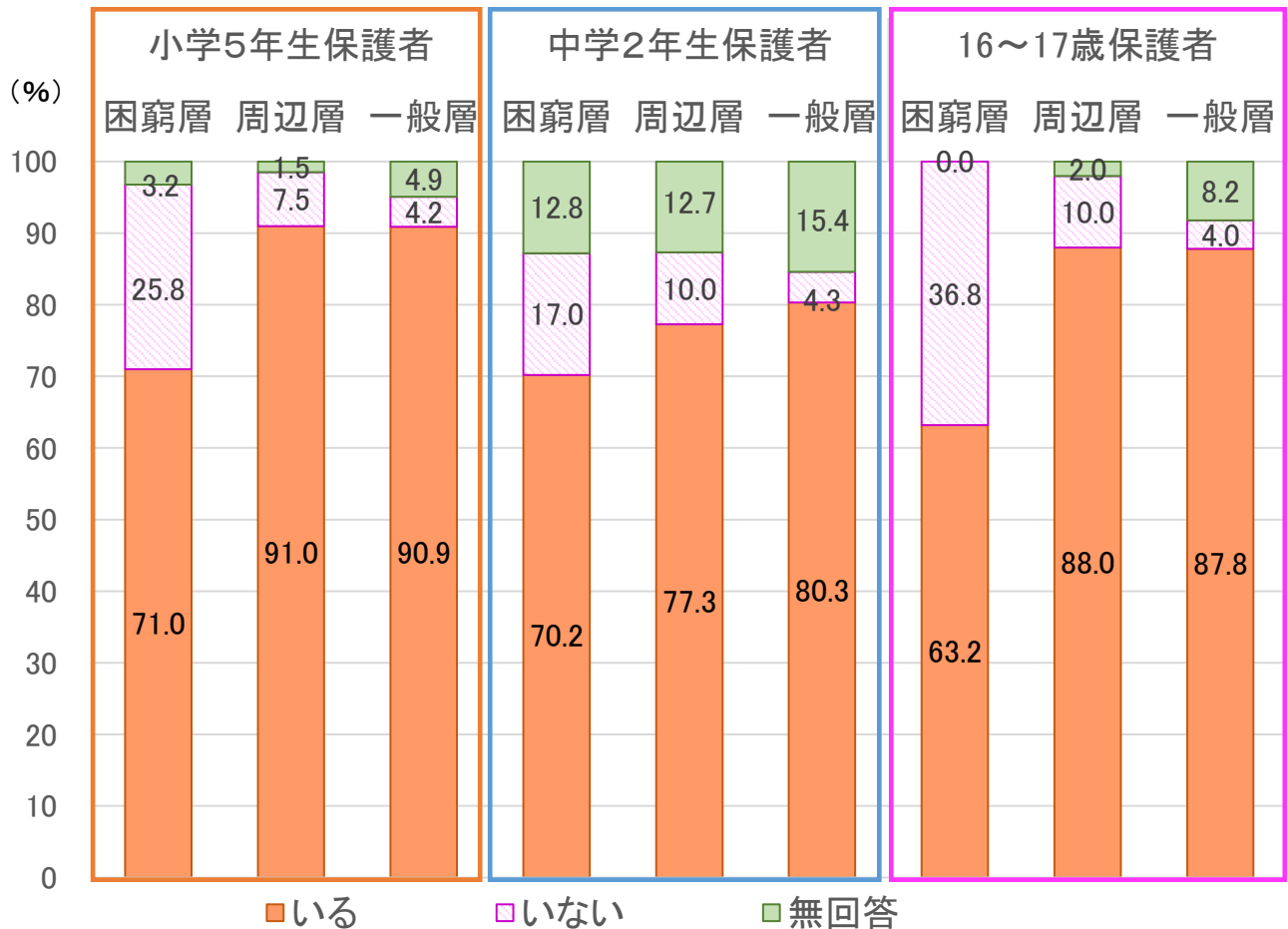


⑩ 相談できる人の有無

困窮層は相談できる人がいない割合が高い

- 困窮層では一般層と比較すると、小学5年生保護者、中学2年生保護者、16～17歳保護者ともに「いない」との回答が多く、特に16～17歳保護者では割合が高くなっています。

図 67 相談できる人の有無

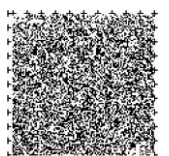


アンケート内容【保護者票・共通】

◆あなたは、本当に困ったときや悩みがあるとき、相談できる人（家族、友人、親戚、同僚など）がいますか。（1つに○）

1 いる

2 いない

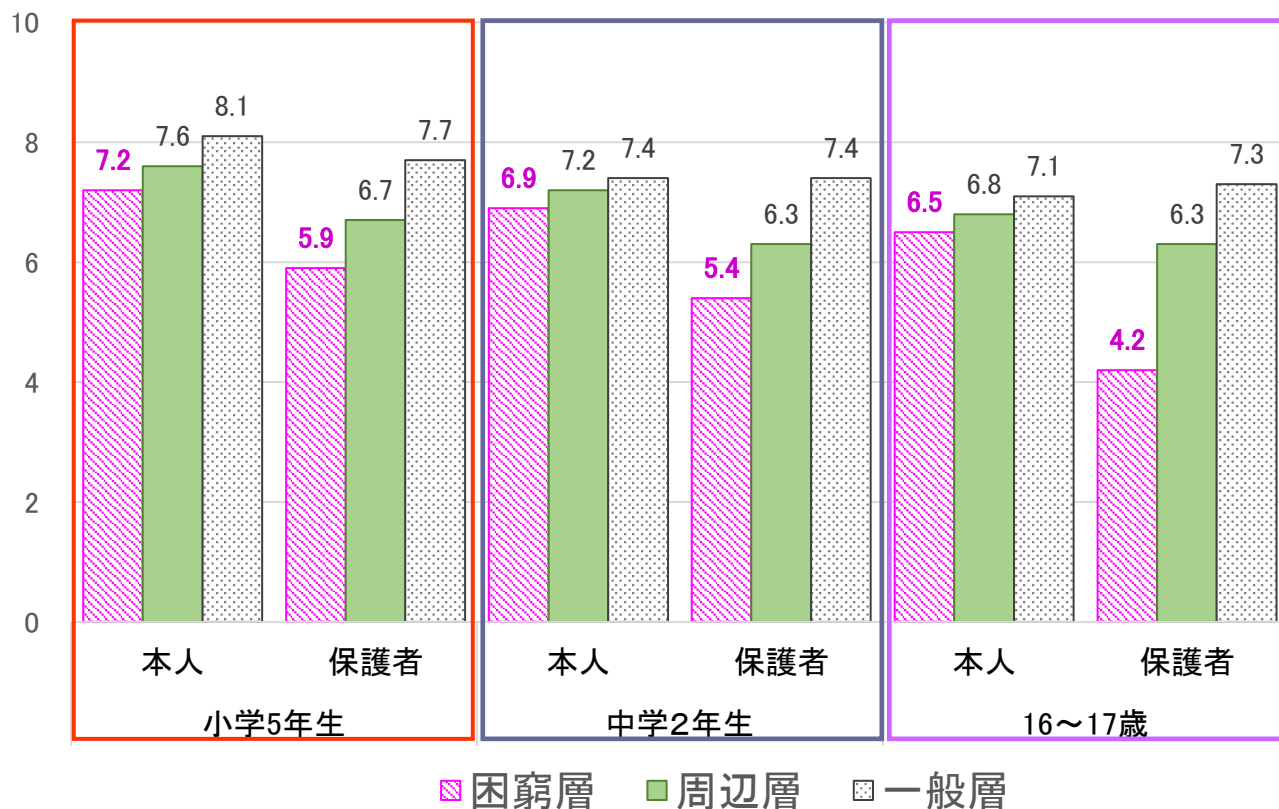


⑪ 幸福度について

困窮層・周辺層は一般層と比較して幸福度が低い

- 困窮層の幸福度は小学5年生・中学2年生・16～17歳、本人・保護者とも一般層と比較すると低くなっています。

図 68 幸福度(10 点満点)

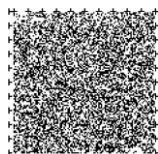


アンケート内容【すべての票・共通】

- ◆ この1年を振り返って、あなたはどの程度幸せですか。「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点とすると、何点くらいになると思いますか。0から10の数字を1つだけ選んでください。(1つに○)

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----

とても不幸 ← → とても幸せ



3

第1期基本方針の評価

第1期基本方針では、21の施策項目に基づく76の事業を行ってきました。

表13 第1期基本方針における基本的な方向性・施策項目・施策事業

基本的な方向性	施策項目		事業数	小計	計
1.子どもの学習・体験機会の提供と個々の学力向上に取り組めます	1	子どもたちの心を支える環境の充実	3	18	76
	2	生活環境に配慮した学習支援	7		
	3	子どもの生活環境に配慮した学習の提供	2		
	4	社会体験や文化に触れる学習の提供	4		
	5	学習意欲の経済的な面からの支援	2		
2.安心して生活できる環境を整え、生活習慣の改善を図ります	6	食習慣の改善、食事提供等の支援	4	19	
	7	健診結果等による気づきと情報共有による支援	4		
	8	生活習慣等の定期的な把握	2		
	9	子どもと親が安心できる居場所環境の充実	6		
	10	若者等の生活に寄り添った就労支援の実施	3		
3.子どもに係る経済的負担の軽減を図ります	11	公的制度による適正な支援	5	15	
	12	子どもに係る医療費の支援	1		
	13	公的制度、サービスの利用料等の減免拡充	2		
	14	家庭の自立に向けた支援の充実	7		
4.子育て家庭の悩みへの支援強化と生活の質の向上に取り組めます	15	子育てに関する親の精神的な不安の解消	8	15	
	16	安心して子育てができる環境の整備	4		
	17	生活困窮者への住宅支援の強化	3		
5.効果的に情報を発信し、支援ネットワークを強化します	18	支援を要する子どもの情報集約と連携	2	9	
	19	全ての子どもに支援が届く情報発信と啓発	3		
	20	相談機能と連携体制の強化	2		
	21	関係職員の気づきを促す研修の実施	2		

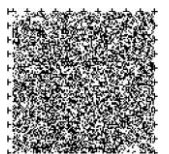
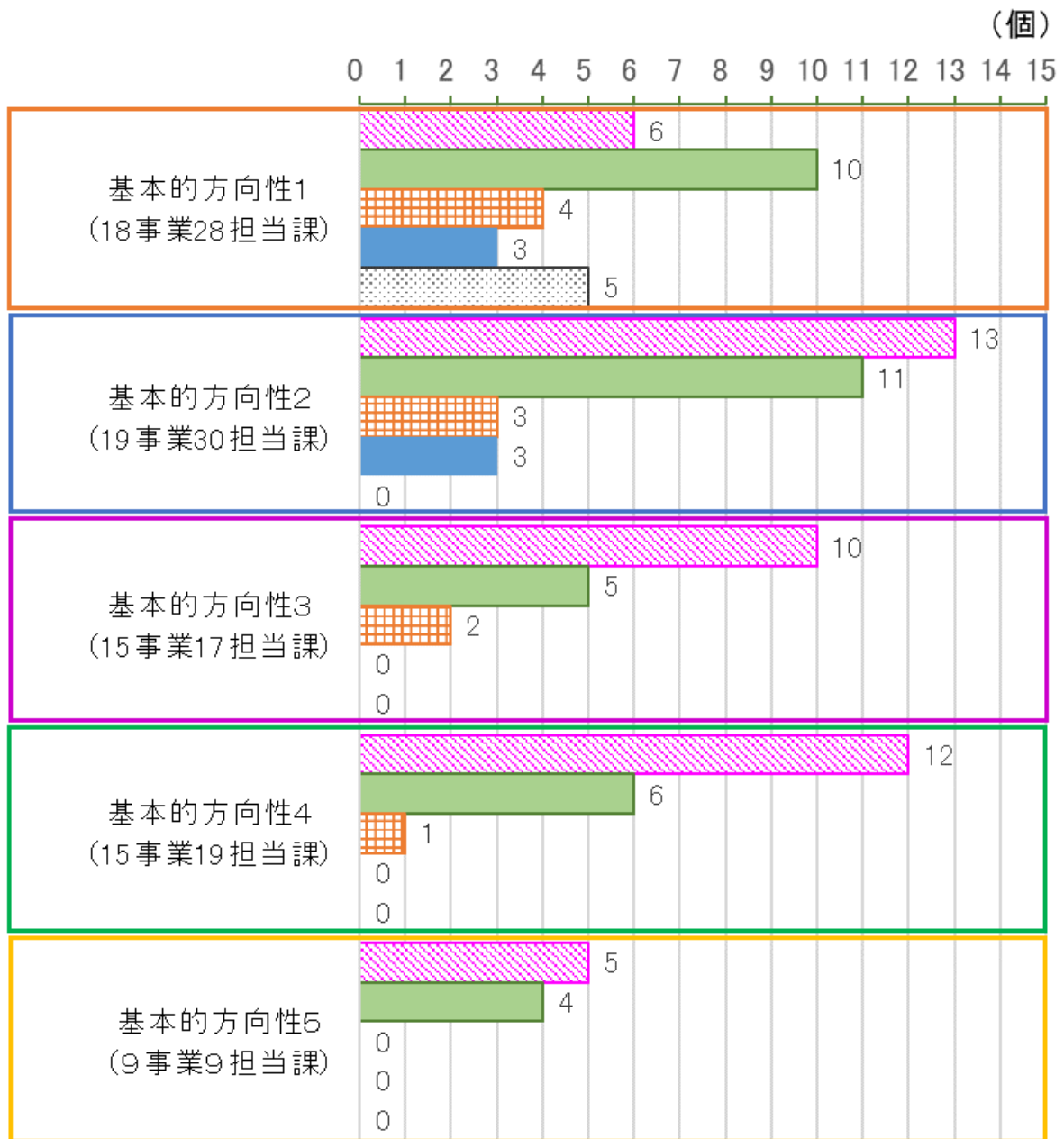
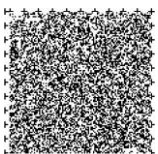


図 69 事業項目の達成状況（基本的な方向性別）



- A** 実施状況100% (合計…46)
- B** 実施状況70%以上 (合計…36)
- C** 実施状況50%以上 (合計…10)
- D** 実施状況50%未満 (合計… 6)
- E** 未実施 (合計… 5)



第1期基本方針の「基本的な方向性」の主な成果（抜粋）

*詳細は日野市ホームページ掲載を参照

1. 子どもの学習・体験機会の提供と個々の学力向上に取り組めます

《施策項目1:子どもたちの心を支える環境の充実》

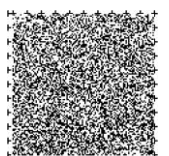
- ・「児童・生徒、保護者、教職員に対してスクールカウンセラーの相談体制の充実
（問題を抱えた子の早期発見、スクールソーシャルワーカー等との連携）」【学校課】
 - ➡都カウンセラーの全校配置の維持
相談しやすい環境及び問題を抱えた子の早期発見ができる体制を整備した
- ・「学校へのスクールソーシャルワーカーの配置による福祉との連携
（各中学校区に配置検討・福祉と連携し、社会資源を活用する仕組みの構築）」【発達・教育支援課】
 - ➡スクールソーシャルワーカーが教育と福祉のパイプ役となり、関係機関とのネットワークを構築し、児童・生徒が抱える課題に対応した環境とした

《施策項目2:生活環境に配慮した学習支援》

- ・「特別支援教室及びリソースルームの拡大（全中学校区に設置）」【発達・教育支援課】
 - ➡特別支援教室及びリソースルームを設置した
- ・「生活困窮家庭の子どもに対する学習支援の拡大（全中学校区に設置）」【セーフティネットセンター】
 - ➡計画策定時、3か所を実施
平成29年7月、1か所増設
令和4年10月、1か所増設
- ・「地域でわかりやすい学習指導を実施する民間認定への補助等支援の実施」【セーフティネットセンター】
 - ➡令和元年度に補助要綱を整備し、教材費・消耗品費の一部補助を開始した

《施策項目4:社会体験や文化に触れる学習の提供》

- ・「地域の文化や催し等の参加機会の拡大」【子育て課】
 - ➡新たな地域や地域諸団体との交流について、移動児童館で計画を図るなど様々な行事への参加機会を創出した
- ・「様々な体験を聞いたり、文化に触れる場の提供」【中央公民館】
 - ➡親子が参加でき、地域交流も体験できる事業等の実施により、全ての子どもが様々な体験をしながら地域文化に触れる機会の創出を行った



2. 安心して生活できる環境を整え、生活習慣の改善を図ります

《施策項目1:食習慣の改善、食事提供等の支援》

- ・「家庭での食育の推進（健康・食習慣、豊かな心の育成支援、第3期食育推進計画に沿った拡充）」【健康課】
 - ➡「第3期日野市食育推進計画」に取り組み、達成度を検証し、「第4期日野市食育推進計画」を策定した
- ・「食習慣の改善等に取り組む団体等への運営的支援（子ども食堂、フードバンク）」【セーフティネットコールセンター】
 - ➡令和元年度に補助要綱を整備し、設置費・運営費の一部補助を開始した

《施策項目2:健康診断等による気づきと情報共有による支援》

- ・「学校歯科、乳幼児歯科健診結果の情報共有（個人情報配慮、個人情報がスムーズに共有できる仕組みづくり）」【健康課】
 - ➡支援が必要な子どもに対し、歯科衛生士が必要な支援を行った
生活面での支援が必要な場合には、保健師と連携した支援を行った
- ・「関係機関と連携した児童虐待防止と虐待への対応（連携の強化）」【子ども家庭支援センター】
 - ➡「日野市子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会（要保護児童対策地域協議会）」を開催し関係機関への協力を呼びかけ、心配な家庭の情報共有や早期通報に繋げた

《施策項目4:子どもと親が安心できる居場所環境の充実》

- ・「スーパーひのっち「なつひの」の拡大検討」【子育て課】
 - ➡放課後子ども教室ひのっちの夏休み版となる「なつひの」を、令和3年度は市内13校、令和4年度は市内全17校で実施し、長期休業期間における子どもの居場所を提供した

《施策項目5:若者等の生活に寄り添った就労支援等の実施》

- ・若者（中退者・ニート・フリーター等）に対する就労支援の強化（市内企業、関係機関等との連携）」【セーフティネットコールセンター、産業振興課】
 - ➡すぐには一般就労が難しい方等への中間的就労の場として、令和2年度より就労準備支援事業を開始した
 - ➡就職面接会・企業説明会・職業訓練校生徒募集等を毎月広報へ掲載し、周知徹底した

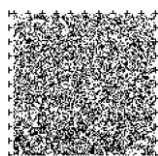
3. 子どもに係る経済的負担の軽減を図ります

《施策項目1:公的制度による適正な支援》

- ・「認証保育所等入所児童保護者への補助の充実」【保育課】
 - ➡認証保育所等を利用する保護者への補助を行い、保護者の負担を軽減した

《施策項目4:家庭の自立に向けた支援の充実》

- ・「高校生等のいるひとり親家庭への家賃助成への実施」【セーフティネットコールセンター】
 - ➡平成29年8月に、高校生相当の年齢に該当する子がいる世帯に対して民間賃貸住宅の家賃の一部の助成を開始した令和2年度から令和4年度においては19～20歳未満の大学生等のいる世帯に対象を拡大し、実施した



4. 子育て家庭の悩みへの支援強化と生活の質の向上に取り組みます

《施策項目1:子育てに関する親の精神的な不安の解消》

- ・「乳児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問）、産前産後ケア、育児支援家庭訪問の充実（困難者の早期発見・支援の仕組みの構築）」【子ども家庭支援センター】
 - ➡令和3年4月に組織改正を実施し子ども家庭支援センターが一体で行う体制としたため、ケースワーカーが保健師の事例検討に参加したり、乳幼児健診の情報を共有したりと今まで以上の連携が可能となり、早期発見等や支援の仕組みを構築した

《施策項目2:安心して子育てができる環境の整備》

- ・「『新！ひのっ子すくすくプラン』に基づく待機児童解消、多様なニーズへの対応に向けた保育施設整備の実施」【保育課】
 - ➡施設の空き情報について、ホームページ掲載や個別連絡により情報提供を行い、待機児童の解消・保育施設の利用促進を進め、待機児童が減少した

《施策項目3:生活困窮者への住宅支援の強化》

- ・「ひとり親家庭等の民間賃貸住宅への入居支援」【都市計画課】
 - ➡平成29年に「居住支援協議会」「住宅セーフティネット相談事業」を開始し、住宅確保要配慮者への支援を実施した

5. 効果的に情報を発信し、支援ネットワークを強化します

《施策項目2:全ての子どもに支援が届く情報発信と啓発》

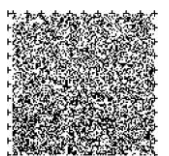
- ・「子育て情報の発信（ぼけっとなび、知っ得ハンドブック等の漏れの無い提供）」【子ども家庭支援センター】
 - ➡令和4年4月に子育て情報サイト「ぼけっとなび」をリニューアルし、スマートフォンのアプリ化・プッシュ通知にも対応子育てひろばや母子手帳交付時の妊婦面接の予約機能も追加し、情報の発信を強化した

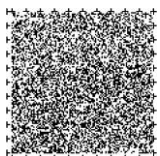
《施策項目3:相談機能と連携体制の強化》

- ・「子ども家庭支援センターが子どもと家庭の総合相談拠点であることの周知の強化」【子ども家庭支援センター】
 - ➡「日野市子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会」・広報等様々な機会を通じ、子ども家庭支援センター事業等を周知した

《施策項目4:関係機関の気づきを促す研修の実施》

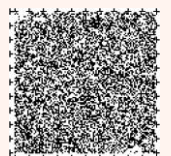
- ・「職員に対する貧困対策・自立支援に関する研修の実施」【職員課、セーフティネットコールセンター】
 - ➡市職員全員を対象にした職員研修を実施した（継続中）





第3章

日野市における子どもの貧困の重要課題



日野市における子どもの貧困の重要課題

第2章における「日野市の子どもを取り巻く現状」等から洗い出された日野市の「子どもの貧困に関する重要な課題」について、次のとおり整理しました。第1期基本方針と同様のものに加え、この間に浮き彫りとなったヤングケアラーといった新たに見えてきた課題への対応も重要です。

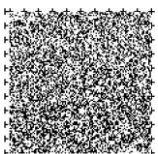
これらの課題が複雑に重なりあっている事例が多く、多方面の関係機関等によるきめ細かい伴走支援が求められます。

1. 子どもの教育環境について

- 家庭環境等の状況によって学力が左右されないように、個々の状況に応じたきめ細かな学習支援や放課後等における学習環境の充実が求められます。家庭の環境によっては、学校の予習・復習や試験勉強を自宅ですることができない子どももいるため、無料の学習スペース等を提供していくことも必要です。
- 学力が身につかない背景には、家庭の経済的な困窮、保護者の精神的な問題等が関係している場合も少なくありません。生活困窮等の困難な状況にある子どもを早期に発見し、必要な支援を行うことが重要です。そのために、学校現場と福祉部門等をつなぐ機能の強化が引き続き必要です。
- 子どもが希望を持って夢に向かっていくためには、自己肯定感が育まれることも重要です。学校の教科の勉強以外にクラブ活動や社会活動などにも参加し、様々な体験をすることが自己肯定感の向上にもつながります。しかし、経済的な理由でこれらの体験に乏しい子どももいるため、社会体験等の機会を提供していく必要があります。
- 家庭の生活困窮により子どもが進学等を断念するケースもあります。子どもの教育に対する経済的な支援を幅広く行い、子どもたちが夢をあきらめることなくチャレンジできるように後押しすることが必要です。

2. 子どもの生活について（ヤングケアラー）

- 望ましい食生活は子どもの健やかな発育・健康の維持にとって非常に大切です。しかし、朝食を「いつも食べない」、食事の満足度が「低い」といった子どもがいることも事実です。これらは家庭の経済的な困窮も理由のひとつであると考えられます。家庭・学校・保育施設等での食育の推進と併せ、フードパントリーや子ども食堂の活動等により食のセーフティネットを強化する必要があります。
- 子どもの貧困は見えにくいと言われています。早期に困窮状態にある子どもを発見し、適切な支援につなげていくためには、乳幼児健診等の機会を通じて把握に努めることが重要です。また、就学等で支援が途切れることのないよう関係者間で情報を共有して、継続的に支援していく必要があります。なお、子どもや保護者の生活実態や各種支援制度の認知及び利用状況等を定期的に調査し、客観的に把握していくことが必要です。
- 実態調査では約半数の子どもたちは放課後に「家族と過ごす」という結果ですが、「一人で過ごす」子どもたちもいるのも事実です。子どもが安心して過ごせる居場所を提供していくことが必要です。
- 日野市の行った調査でも兄弟などの世話をしている子ども（大人に代わって日常的に家事や家族の世話をする「ヤングケアラー」）がいることがわかっていますが、厚生労働省の調査によると、小学6年生の6.5%（約15人に1人）が「世話をしている家族がいる」と回答しています。ケアラーは遅刻や早退が多くなり、学校生活や健康状態に影響があるなどの傾向も明らかにされています。また、子どもが自分の置かれている状況や、家族を世話する大変さを十分に自覚できておらず、孤立していることも懸念されています。今後、市として必要な施策を進めていくことは急務です。



3. 経済面について

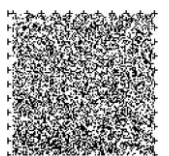
- 経済的に支援が必要な世帯の個々の生活状況に応じて、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度等の公的制度を活用して適切な支援をしていくことが求められます。さらに、子どもに係る所得基準の緩和、多子世帯への配慮、サービスの利用料の減免などの経済的な支援について、きめ細かく実施し、充実させていく必要があります。
- ひとり親の多くが母子世帯で、また、非正規で就労しています。世帯の経済的自立のためには、より安定した就労に結び付けることが有効であることから、各種資格取得等により正規就労につながりやすくするといった支援のさらなる充実が必要です。

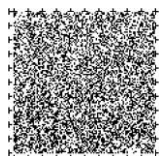
4. 子育てについて

- 生活困窮世帯にかかわらず、母親が安心して妊娠・出産し、子育てしていけるように、妊娠期から子育て期まで継続的に支援をしていくことが重要です。また、その中で健康面・経済面等でリスクを抱えた親を早期に発見し、必要な支援に適切につなげていく必要があります。
- 家族以外の人との接点やつながりの希薄化などの悩みを抱える親の孤立化を防ぎ、子どもや家庭からのSOSにいち早く気づくために、地域住民も含めたネットワークの強化・充実が重要です。

5. 相談、支援体制について

- 貧困の状態にある子どもについて、子どもと日常的に接している学校・保育施設・児童館等が情報を的確に把握し、個々の状況に応じて関係機関と情報を共有し、連携して対応することが重要です。そのため、日頃から各関係機関が相互に顔の見える関係を構築しておく必要があります。
- 全ての子どもがいる世帯に対し、子育ての各種制度、相談窓口等の情報が行き渡るように、様々な手法により、効果的でわかりやすい情報発信をしていくことが引き続き求められています。
- 子どもが貧困に陥る背景には、家庭が抱える問題の要因となる事柄が複雑に絡み合っている状況がみられます。関係する相談窓口等が多岐に亘るケースもあり、横断的な連携が必要です。
- 子どもの貧困を早い段階でキャッチして適切に支援機関等と連携していくためには、貧困に気づくための正しい知識、つなぐ意識を持つことが非常に重要となります。そのため引き続き支援意識・支援技術向上のための職員研修等を推進していく必要があります。

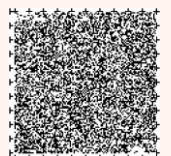




第4章

基本的な考え方及び対策

- 1 目指すべき姿・指標（P80）
- 2 基本的な方向性（目標）（P81）
- 3 目指すべき姿・基本的な方向性（目標）の
施策体系（P82）
- 4 施策体系に基づく主な事業（P83～）



1

目指すべき姿・指標

「目指すべき姿」は、基本方針を通じて実現を目指す、日野市の姿を指します。

第2期基本方針では、国・都の動向、日野市の重要課題等を踏まえつつ、第1期基本方針で掲げた「目指す姿」を引き継ぐこととします。

目指すべき姿

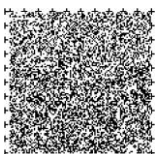
**全ての子どもたちが夢と希望を持って
成長していけるような地域を目指します**

指 標

基本方針の達成度合いを図る指標として、第2期基本方針では以下の5つの項目を「指標」として設定しました。今後も目標達成状況を定期的に計測することで、改善状況を把握していきます。

指標	現状値※	目標 (令和8年度)
子どもの相対的貧困率	6.3% (令和2年)	数値を下げます
生活保護世帯に属する子供の高校・大学等進学率	高 校：100.0% 大学等： 56.5% (令和3年度)	数値を維持します 数値を上げます
電気、ガス、水道料金の未払い経験 (子どもと保護者の生活実態調査で「あった」と答えた保護者の割合)	電気料金：1.7% ガス料金：1.6% 水道料金：2.0% (令和2年度)	数値を下げます
学校の授業の理解 (子どもと保護者の生活実態調査で「あまりわからない」「ほとんどわからない」と答えた子どもの割合)	《一般層》小学5年生： 8.7% 中学2年生：16.1% 《周辺層》小学5年生：16.5% 中学2年生：24.5% 《困窮層》小学5年生：22.6% 中学2年生：29.8% (令和2年度)	数値を下げます
ひとり親の正規就業率(児童扶養手当受給者へのアンケート結果をもとに数値を測定)	37.8% (令和4年度)	数値を上げます

※各指標の現状値は、第2期基本方針策定時点での最新の数値となっています。



2 基本的な方向性（目標）

「目指すべき姿」を実現するため下記の5つを「基本的な方向性」として定め、目標としました。

1. 子どもの遊び・学び・体験機会の提供と個々の学力向上に取り組めます

子どもの個々の生活環境に配慮した遊び、学習及び体験機会の提供と個々の学力向上に取り組めます

2. 安心して生活できる環境を整え、生活習慣の改善を図ります

子どもの健やかな育ちを守り支えるために、子どもに安全安心な生活環境を整え、生活習慣の改善を図ります

3. 子どもに係る経済的負担の軽減を図ります

子どもが経済的な理由で将来への希望や夢をあきらめることがないよう、子育てに係る負担の軽減を図ります

4. 子育て家庭の悩みへの支援強化と生活の質の向上に取り組めます

子どもを育てる家庭の悩みを支え、子どもの家庭に対する心配を軽減して生活の質を高めます

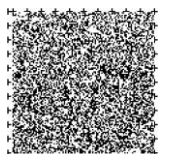
5. 効果的に情報を発信し、支援ネットワークを強化します

全ての子どもたちが支援を享受できるよう情報発信や相談機能、支援のネットワークを強化します

方向性の共通課題

コロナ禍や物価高騰等に対しては横断的に対応します

コロナ禍や物価高騰等という社会的影響・経済的影響が、すべての生活場面に影響を及ぼすことから、「コロナ禍や物価高騰等への対応」を「方向性の共通課題」として位置づけました



目指す
べき姿

全ての子どもたちが夢と希望をもって成長していけるような地域を目指します



対策

子どもの遊び・学び・体験機会の提供と個々の学力向上に取り組みます

- ・子どもたちの心を支える環境の充実
- ・生活環境に配慮した学習支援
- ・学習環境（スペース）の提供
- ・遊びや社会体験、文化に触れる学習の提供
- ・学習意欲の経済的な面からの支援

安心して生活できる環境を整え、生活習慣の改善を図ります

- ・食習慣の改善、食事提供等の支援
- ・健診結果等による気づきと情報共有による支援
- ・生活習慣等の定期的な把握
- ・子どもと親が安心できる居場所環境の充実
- ・若者等の生活に寄り添った就労支援の実施

子どもに係る経済的負担の軽減を図ります

- ・公的制度による適正な支援
- ・公的制度、サービスの利用量等の減免拡充
- ・家庭の自立に向けた支援の充実

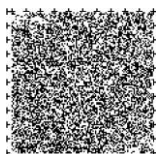
子育て家庭の悩みへの支援強化と生活の質の向上に取り組みます

- ・子育てに関する親の精神的な不安の緩和
- ・安心して子育てができる環境の整備
- ・住宅支援の強化

効果的に情報を発信し、支援ネットワークを強化します

- ・支援を要する子どもの情報集約と連携
- ・全ての子どもに支援が届く情報発信と啓発
- ・相談機能と連携体制の強化
- ・関係職員の気づきを促す研修の実施

（方向性の共通課題）コロナ禍や物価高騰等に対しては横断的に対応します



4 施策体系に基づく主な事業

(1) 拡充事業・新規事業…全61事業・施策

(★は第2期基本方針から追加された事業)

第1期基本方針における「施策に基づく拡充事業・新規事業」であったもののうち、当該方針期間中の進行管理において「実施状況 100%」に満たなかった事業や、実態に合わせて事業内容を発展させた事業、第2期基本方針からの新規事業を対象としています。

*施策 No.について

(例) 基本的方向性 1、施策項目 1、事業 1 つ目 (01) → No.1101

基本的な方向性 1 …17事業・施策

■子どもの遊び・学び・体験機会の提供と個々の学力向上に取り組めます

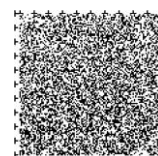
施策項目 1	子どもたちの心を支える環境の充実
施策項目 2	生活環境に配慮した学習支援
施策項目 3	学習環境（スペース）の提供
施策項目 4	遊びや社会体験、文化に触れる学習の提供
施策項目 5	学習意欲の経済的な面からの支援

施策項目 1 子どもたちの心を支える環境の充実

No.	事業・施策	担当課
1101	コミュニティ・スクールなど地域の協力による「気になる情報提供」の仕組みづくり	学校課
1102	「子どもオンブズパーソン制度」の検討★	関係各課
1103	就学前児童・妊婦への教育★	子ども家庭支援センター
1104	個別最適な学びと協働的な学びの推進★	学校課

施策項目 2 生活環境に配慮した学習支援

No.	事業・施策	担当課
1201	生活困窮家庭の子どもに対する学習支援の拡大（「ほっとも」を全中学校区に設置）	セーフティネットコールセンター
1202	放課後の学習支援の拡大	生涯学習課
1203	家庭訪問の実施	学校課
1204	教員の働き方改革の推進	学校課
1205	オンライン学習のためのインターネット環境が整っていない家庭への支援★	ICT 活用教育推進室



施策項目3 学習環境（スペース）の提供

No.	事業・施策	担当課
1301	空き家等を活用した無料の自習スペースの提供	都市計画課 セーフティネットコールセンター
1302	図書館の学習スペースの周知・広報による利用啓発	図書館

施策項目4 遊びや社会体験、文化に触れる学習の提供

No.	事業・施策	担当課
1401	地域企業との連携による就業体験の実施	産業振興課
1402	地域の催し等へ参加する際に多文化共生参加や地域の多様な主体と交流する機会の増大	ふるさと文化財課 中央公民館 文化スポーツ課 子育て課
1403	様々な体験を聞いたり、文化に触れる場の提供	産業振興課 中央公民館 図書館 学校課
1404	自然体験の機会の充実	子育て課
1405	市内農業者の協力による「農業体験」の実施★	都市農業振興課

施策項目5 学習意欲の経済的な面からの支援

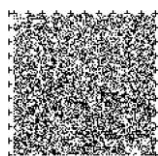
No.	事業・施策	担当課
1501	高校生奨学金制度の継続と周知方法等の検討	庶務課

「放課後学習支援」とは？

各学校からの要請に基づき、学校に設置のある「地域学校協働本部」が主体となって、地域の方々や豊富な社会経験を持つ外部の人材の協力を得ながら、放課後にそれぞれの学校及び地域の特性に応じた学習支援を行っています。

地域の教育力活性化に繋がる取り組みは、市民にとっては自ら学習してきたことを地域に還元する生涯学習の場となっています。

《担当課：生涯学習課》



基本的な方向性2…18事業・施策

■安心して生活できる環境を整え、生活習慣の改善を図ります

施策項目1	食習慣の改善、食事提供等の支援
施策項目2	健診結果等による気づきと情報共有による支援
施策項目3	生活習慣等の定期的な把握
施策項目4	子どもと親が安心できる居場所環境の充実
施策項目5	若者等の生活に寄り添った就労支援の実施

施策項目1 食習慣の改善、食事提供等の支援

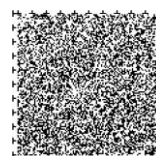
No.	事業・施策	担当課
2101	家庭での食育の推進（健康・食習慣、豊かな心の育成支援、第4期食育推進計画に沿った拡充）	健康課
2102	情報を共有し、学校、保育園、児童館等での子どもへの食育の推進（食習慣、豊かな心の育成、第4期食育推進計画に沿った拡充）	学校課 子育て課 保育課
2103	食習慣の改善等に取り組む団体等への運営等支援（子ども食堂、フードバンク、児童館等市内施設でのフードパントリーの実施）	子育て課 セーフティネットコールセンター
2104	朝食を欠食した子どもに対し軽食の無料提供検討（フードドライブの活用、農業者、スーパー、コンビニなどから果物、パンの提供の活用検討）	関係各課

施策項目2 健診結果等による気づきと情報共有による支援

No.	事業・施策	担当課
2201	学校歯科、乳幼児歯科検診結果の情報共有（個人情報配慮、個人情報がスムーズに共有できる仕組みづくり）	学校課 健康課
2202	関係機関と連携した児童虐待防止と虐待防止に係る見守り強化（連携の強化）	子ども家庭支援センター
2203	配偶者等からの暴力（DV）の未然防止、早期発見と対応策の強化（連携の強化）	平和と人権課

施策項目3 生活習慣等の定期的な把握

No.	事業・施策	担当課
2301	見守り強化事業の検討★	子ども家庭支援センター
2302	困難を抱える子どもへの寄り添いと心のケア★	発達・教育支援課
2303	子ども宅食事業の検討★	関係各課

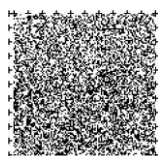


施策項目4 子どもと親が安心できる居場所環境の充実

No.	事業・施策	担当課
2401	児童館での高校生向けの事業内容の検討	子育て課
2402	子どもの居場所としての公園整備（遊具の充実、街灯設置）	緑と清流課
2403	子どもと親の居場所づくり活動に取り組む団体等の運営等に対する支援	子育て課 子ども家庭支援センター 地域協働課
2404	今後の幼児教育の在り方の検討★	学校課
2405	保護者以外の信頼できる大人の見守りがある、子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくり★ ・義務教育終了後の継続した支援（相談・居場所・学習） ・小中高生の支援（ほっともの充実）	子ども家庭支援センター セーフティネットコールセンター

施策項目5 若者等の生活に寄り添った就労支援の実施

No.	事業・施策	担当課
2501	雇用、就労の総合的支援を行う部門の必要性の検討	企画経営課 産業振興課
2502	若者（中退者・ニート・フリーター等）に対する就労支援員の活用、就労支援の強化（日野市障害者生活支援センターくらしごと、ハローワーク八王子、ナイスワーク高幡、しごとセンター多摩、市内企業、関係機関等との連携）	生活福祉課 セーフティネットコールセンター 障害福祉課 産業振興課 子ども家庭支援センター 子育て課
2503	就労支援員による支援やハローワークと連携したひとり親等の生活困窮者への就労支援強化	生活福祉課 セーフティネットコールセンター



基本的な方向性3…9 事業・施策

■子どもに係る経済的負担の軽減を図ります

施策項目1	公的制度による適正な支援
施策項目2	公的制度、サービスの利用料等の減免拡充
施策項目3	家庭の自立に向けた支援の充実

施策項目1 公的制度による適正な支援

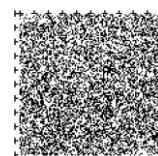
No.	事業・施策	担当課
3101	生活保護の適正な捕捉による生活支援の強化 (進学、就労に向けた自立支援プログラムの推進)	生活福祉課
3102	就学援助の拡充検討	庶務課
3103	中学校クラブ活動等に係る個人負担費用助成制度の検討 (交通費、道具類等)	庶務課
3104	子どもの医療費助成制度(高校生に対する医療費の助成)の見直し 検討	子育て課
3105	学校における生理用品の配備★	庶務課
3106	市役所庁舎内・子ども家庭支援センター・児童館・子育て応援施設 (もぐもぐ)・フードパントリーでの生理用品の無償配布★	セーフティネットコールセンター

施策項目2 公的制度、サービスの利用料等の減免拡充

No.	事業・施策	担当課
3201	運動施設等の子どもが利用する施設の減免基準の見直し検討	企画経営課

施策項目3 家庭の自立に向けた支援の充実

No.	事業・施策	担当課
3301	女性の再就職支援、ハローワークと連携した就労支援	平和と人権課
3302	弁護士等と連携した養育費未払い及び離婚調整等の支援強化	市長公室 セーフティネットコールセンター



基本的な方向性（目標） 4…8 事業・施策

■子育て家庭の悩みへの支援強化と生活の質の向上に取り組めます

施策項目 1	子育てに関する親の精神的な不安の緩和
施策項目 2	安心して子育てができる環境の整備
施策項目 3	住宅支援の強化

施策項目 1 子育てに関する親の精神的な不安の緩和

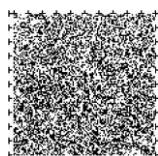
No.	事業・施策	担当課
4101	基本的な生活習慣や社会的ルールを学べる講座等の実施と充実（保護者対象）	生涯学習課
4102	親の子育て力向上支援講座の充実	子ども家庭支援センター
4103	民生委員・児童委員の活動支援及び行政との連携	福祉政策課
4104	子育てパートナー事業の充実（会員拡大）・周知の工夫	子ども家庭支援センター
4105	ファミリー・サポート・センター事業（育児支援）の普及啓発	子ども家庭支援センター

施策項目 2 安心して子育てができる環境の整備

No.	事業・施策	担当課
4201	ショートステイ、トワイライトステイのスムーズな利用の実現	子ども家庭支援センター
4202	一時保育事業のスムーズな利用の実現	子ども家庭支援センター

施策項目 3 住宅支援の強化

No.	事業・施策	担当課
4301	生活困窮世帯・ひとり親家庭等への民間賃貸住宅への入居支援（「あんしん住まいる日野（日野市居住支援協議会・住宅セーフティネット相談事業）」の実施）	都市計画課



基本的な方向性（目標）5…9 事業・施策

■効果的に情報を発信し、支援ネットワークを強化します

施策項目 1	支援を要する子どもの情報集約と連携
施策項目 2	全ての子どもに支援が届く情報発信と啓発
施策項目 3	相談機能と連携体制の強化
施策項目 4	関係職員の気づきを促す研修の実施

施策項目 1 支援を要する子どもの情報集約と連携

No.	事業・施策	担当課
5101	困難をかかえる子どもに関する連絡協議会等各種会議による情報の共有と連携	関係各課
5102	子どもの居場所づくりに関心のある団体等が連携し、情報を共有する場づくり★	中央公民館 子ども家庭支援センター 子育て課
5103	子どもの貧困対策を担う組織体制の検討★	セーフティネット・センター 企画経営課 子ども部 福祉政策課

施策項目 2 全ての子どもに支援が届く情報発信と啓発

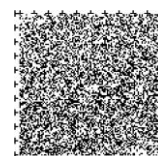
No.	事業・施策	担当課
5201	貧困に対する支援情報等を学校を通じて、全ての子どもへ提供（校長会等を通じた支援制度の周知など）	セーフティネット・センター

施策項目 3 相談機能と連携体制の強化

No.	事業・施策	担当課
5301	子ども家庭支援センターが子どもと家庭の総合相談拠点であることの周知の強化	子ども家庭支援センター
5302	庁内各課相互の「困難をかかえる家庭」の情報共有、支援へのつなぎ	関係各課
5303	『子ども包括支援センターにおける「総合相談窓口：子どもなんでも相談」』の設置★	子ども家庭支援センター
5304	ヤングケアラー支援検討会の設置及び支援方針の検討★	福祉政策課 関係各課

施策項目 4 関係職員の気づきを促す研修の実施

No.	事業・施策	担当課
5401	学校管理職研修、初任者研修、10年経験者研修における貧困対策の気づきと連携意識の醸成（気づきと連携の強化）	学校課



(2) 維持・継続事業…全20事業・施策

第1期基本方針における「施策に基づく拡充事業・新規事業」であったもののうち、当該方針期間中の進行管理において「実施状況 100%」とされ、維持・継続していくべき事業であって、引き続き定期的に実施状況を確認し、進行管理をしていく事業です。

基本的な方向性1…3事業・施策

■子どもの遊び・学び・体験機会の提供と個々の学力向上に取り組みます

施策項目1 子どもたちの心を支える環境の充実

No.	事業・施策	担当課
1105	児童・生徒、保護者、教職員に対してスクールカウンセラーの相談体制の充実（問題を抱えた子の早期発見、スクールソーシャルワーカー等との連携）	学校課 発達・教育支援課
1106	学校へのスクールソーシャルワーカーの配置による福祉との連携 ・各中学校区に配置検討 ・福祉と連携し、社会資源を活用する仕組みの構築	発達・教育支援課

施策項目2 生活環境に配慮した学習支援

No.	事業・施策	担当課
1206	地域でわかりやすい学習指導を実施する民間団体への補助等支援の実施	セーフティネットコールセンター

基本的な方向性2…5事業・施策

■安心して生活できる環境を整え、生活習慣の改善を図ります

施策項目2 健診結果等による気づきと情報共有による支援

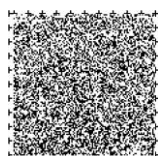
No.	事業・施策	担当課
2204	新生児、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診結果の情報共有（個人情報配慮、連携の強化）	子ども家庭支援センター

施策項目3 生活習慣等の定期的な把握

No.	事業・施策	担当課
2304	各調査の定期的な実施 ・子どもと保護者の生活実態調査 ・貧困率の推計調査 ・ひとり親アンケート	セーフティネットコールセンター
2305	貧困対策の担い手となる関係機関へのアンケートの実施	セーフティネットコールセンター

施策項目4 子どもと親が安心できる居場所環境の充実

No.	事業・施策	担当課
2406	学童クラブ育成時間の拡大、対象者の拡大検討	子育て課
2407	放課後の子どもたちの安心安全な居場所づくり（放課後子ども教室「ひのっち」の実施）	子育て課



基本的な方向性3…5 事業・施策

■子どもに係る経済的負担の軽減を図ります

施策項目3 家庭の自立に向けた支援の充実

No.	事業・施策	担当課
3303	母子家庭等の資格取得支援の強化（国家資格等取得支援）	セーフティネットコールセンター
3304	家計収支管理等に関する相談支援の充実	セーフティネットコールセンター
3305	ひとり親セミナーの充実	セーフティネットコールセンター
3306	養育困難者のセーフティネットとしての母子生活支援施設の活用	セーフティネットコールセンター
3307	高校生等のいるひとり親家庭への家賃助成の実施	セーフティネットコールセンター

基本的な方向性4…4 事業・施策

■子育て家庭の悩みへの支援強化と生活の質の向上に取り組みます

施策項目1 子育てに関する親の精神的な不安の緩和

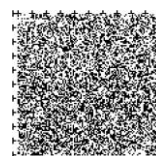
No.	事業・施策	担当課
4106	乳児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問）、産前産後ケア、育児支援家庭訪問の充実（困難者の早期発見・支援の仕組みの構築）	子ども家庭支援センター
4107	プレママ（妊婦）＆乳幼児健康相談事業による子育て不安緩和	子ども家庭支援センター

施策項目2 安心して子育てができる環境の整備

No.	事業・施策	担当課
4203	「新！ひのっ子すくすくプラン」に基づく待機児童解消、多様なニーズへの対応に向けた保育施設整備の実施	保育課

施策項目3 住宅支援の強化

No.	事業・施策	担当課
4302	離婚直後等のひとり親への住宅支援	セーフティネットコールセンター 財産管理課



基本的な方向性 5 … 3 事業・施策

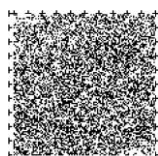
■効果的に情報を発信し、支援ネットワークを強化します

施策項目 2 全ての子どもに支援が届く情報発信と啓発

No.	事業・施策	担当課
5202	市民に対する貧困対策に関する基本方針及び施策に関する周知及び啓発	セーフティネットコールセンター
5203	子育て情報の発信（ぼけっとなび、知っ得ハンドブック等の漏れのない提供）	子ども家庭支援センター

施策項目 4 関係職員の気づきを促す研修の実施

No.	事業・施策	担当課
5402	職員に対する貧困対策・自立支援に関する研修の実施（気づきと連携意識）	セーフティネットコールセンター 職員課



(3) その他基本方針に関連する事業…47事業・施策

基本的な方向性1…7事業・施策

■子どもの遊び・学び・体験機会の提供と個々の学力向上に取り組めます

施策項目1 子どもたちの心を支える環境の充実

事業・施策	担当課
日野市立幼稚園・小学校教育研究会	学校課
外国人児童・生徒への講師配置	学校課
学校登校支援	発達・教育支援課 教育センター 子ども家庭支援センター
児童相談所との連携	子ども家庭支援センター

施策項目2 生活環境に配慮した学習支援

事業・施策	担当課
特別支援教室及びリソースルーム	発達・教育支援課

施策項目4 遊びや社会体験、文化に触れる学習の提供

事業・施策	担当課
移動教室及び修学旅行	学校課

施策項目5 学習意欲の経済的な面からの支援

事業・施策	担当課
生活保護教育扶助	生活福祉課

基本的な方向性2…5事業・施策

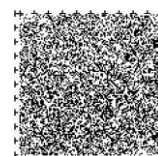
■安心して生活できる環境を整え、生活習慣の改善を図ります

施策項目4 子どもと親が安心できる居場所環境の充実

事業・施策	担当課
児童館	子育て課
特別支援教室、個に応じた自立活動指導	発達・教育支援課

施策項目5 若者等の生活に寄り添った就労支援の実施

事業・施策	担当課
雇用における男女平等推進のための情報提供・啓発	平和と人権課 産業振興課
生活保護受給者への就労支援員による就労支援の実施	生活福祉課
就労活動促進費の支給	生活福祉課



基本的な方向性3…20 事業・施策

■子どもに係る経済的負担の軽減を図ります

施策項目1 公的制度による適正な支援

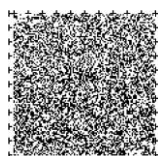
事業・施策	担当課
児童手当の支給	子育て課
児童扶養手当の支給	子育て課
児童育成手当の給付	子育て課
生活保護受給中の高校生の就労収入認定の特例	生活福祉課
ひとり親家庭医療費助成制度	子育て課
受験生チャレンジ支援貸付事業	セーフティネットコールセンター
認証保育所等入所児童保護者への補助	保育課

施策項目2 公的制度、サービスの利用料等の減免拡充

事業・施策	担当課
学童クラブ費の軽減	子育て課
求職活動中の一時保育料の免除	子ども家庭支援センター
私立幼稚園園児保護者への補助	保育課
児童扶養手当及び特別児童扶養手当支給世帯への下水道使用料の減免	下水道課
ゴミ袋購入費用の減免	ごみゼロ推進課
駐輪場使用料の減免	道路課

施策項目3 家庭の自立に向けた支援の充実

事業・施策	担当課
学習支援費	生活福祉課
生活保護生業扶助（技能習得費）	生活福祉課
就労自立給付金の支給	生活福祉課
進学準備給付金	生活福祉課
母子・父子自立支援員の相談体制の充実	セーフティネットコールセンター
母子・父子自立支援プログラムによる自立に向けた支援の実施	セーフティネットコールセンター
母子及び父子・女性福祉資金の貸付	セーフティネットコールセンター



基本的な方向性（目標）4…13事業・施策**■子育て家庭の悩みへの支援強化と生活の質の向上に取り組みます****施策項目1 子育てに関する親の精神的な不安の緩和**

事業・施策	担当課
出産・子育て応援事業	子ども家庭支援センター
離乳食教室	健康課
地域子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センター
児童相談	子ども家庭支援センター
専門指導事業	発達・教育支援課
育児支援家庭訪問事業	子ども家庭支援センター
利用者支援事業	子ども家庭支援センター
産前産後ケア事業	子ども家庭支援センター

施策項目2 安心して子育てができる環境の整備

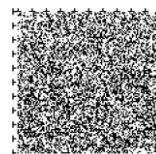
事業・施策	担当課
ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	平和と人権課 産業振興課
一時預かり	発達・教育支援課
保育所入所のひとり親への配慮	保育課
駅前ミニ子育て応援施設「モグモグ」	子育て課
ひとり親家庭ホームヘルプサービスによる支援	子育て課

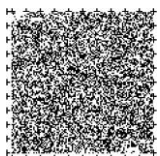
基本的な方向性（目標）5…2事業・施策**■効果的に情報を発信し、支援ネットワークを強化します****施策項目1 支援を要する子どもの情報集約と連携**

事業・施策	担当課
スーパーヴィジョン	子ども家庭支援センター

施策項目3 相談機能と連携体制の強化

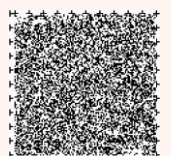
事業・施策	担当課
養育家庭啓発活動	子ども家庭支援センター
市民税等の納税相談（生活困窮の訴えがあったり、生活困窮を認知した時は、関連窓口につなぐ）	納税課





第 5 章

推進体制



推進体制

（１）基本方針の推進体制

子どもの貧困対策を総合的に推進していくため、庁内の関係各課で構成される「日野市子どもの貧困対策庁内連絡会」を活用し、庁内の連携体制をより強化し、総合的に推進していきます。

また、学識者、公募市民、子どもの貧困対策に関する活動を行っている有識者等、様々な分野の関係者で構成される「日野市子どもの貧困対策推進委員会」により、事業の進行管理等を行っていきます。

（２）進行管理

具体的な事業については、指標と目標を設けることで達成度を測り、定期的の実施状況を確認し、事業の進行管理を行い、必要に応じて見直しを行います。

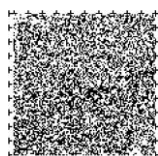
また、本基本方針全体については、各事業に対する検証、評価を行った結果や、法律、大綱の見直し状況など国等の動向も踏まえて、見直しを検討していきます。

【定期的な進捗状況の確認】

本方針 第４章（１）拡充事業・新規事業 については原則年３回とする
（２）維持・継続事業 については原則年１回とする

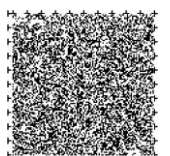
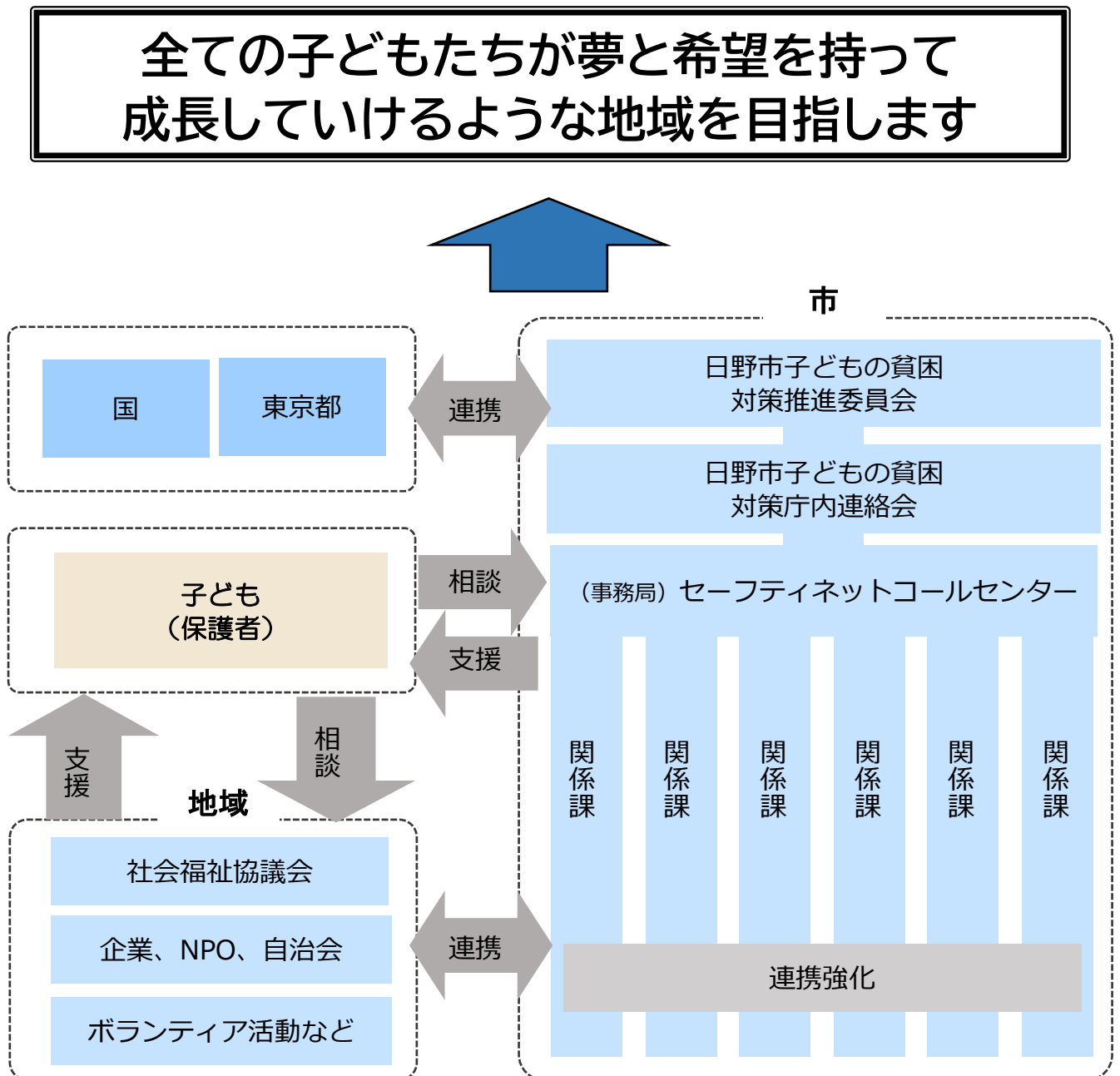
（３）庁内各課の連携

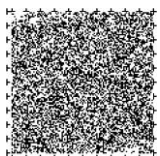
子どもの貧困は、関連する分野が広範多岐にわたるため、庁内各課が情報を共有し、市全体で取り組まなければならない大きな課題です。事業の実施に当たっては、関係各課をはじめ庁内全体で十分な情報共有を図ります。さらに、貧困世帯にいち早く気づき、適切な部署につなげていくための連携体制を強化していきます。



（４）関係団体等との連携

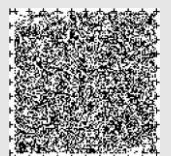
子どもの貧困は、行政だけでなく企業、NPO、自治会などの関係団体およびその他地域活動による支援も欠かせないため、それらとの連携を十分に図っていきます。





資料編

- 1 日野市子どもの貧困対策に関する
基本方針の策定および見直し経過 (P102)
- 2 日野市子どもの貧困対策推進委員会
委員名簿 (P103)
- 3 子どもの貧困対策の推進に
関する法律・大綱のポイント (P104～)



1

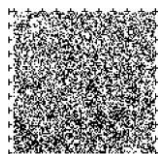
日野市子どもの貧困対策に関する基本方針の策定および見直し経過

基本方針の策定経過（第1期基本方針）

項目	月 日	主な内容
第1回協議会	平成28年 7月14日（木）	・協議会の役割について ・日野市の子どもの貧困対策の考え方について ・今までの経過及び今後のスケジュール等について ・各課の「子どもの貧困対策」につながる事業について
児童扶養手当現況届期間を利用したひとり親世帯アンケート	8月1日（月） ～8月31日（水）	・市の相談窓口で「児童扶養手当現況届期間を利用したひとり親世帯アンケート」を実施
東京都 「子供の生活実態調査」	8月5日（金） ～9月7日（水）	・都により、墨田区、豊島区、調布市、日野市に住民登録している全ての小学校5年生、中学校2年生、高校2年生（高校に在席していない同年齢の方も含む）とその保護者を対象にした「子供の生活実態調査」を実施
第2回協議会	9月30日（金）	・日野市の子どもの貧困対策の現状把握について
日野市内における地域の活動内容等調査（ヒアリング調査）	10月26日（水） 10月27日（木）	・市内で活動している子どもの貧困対策に関連する各種団体及び保育園、小学校、中学校へヒアリング調査を実施
第3回協議会	11月14日（月）	・基本方針の構成案について
第4回協議会	12月19日（月）	・基本方針の素案について
第5回協議会	平成29年 1月25日（水）	・基本方針の素案について
パブリックコメント	2月1日（水） ～2月7日（火）	・市民からの意見募集
第6回協議会	2月24日（金）	・基本方針の素案について

基本方針の見直し経過（第2期基本方針）

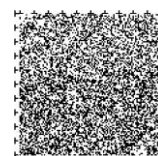
項目	月 日	主な内容
日野市子どもと保護者の生活実態調査	令和3年 2月18日（木） ～3月1日（月）	・日野市に住民登録している全ての小学校5年生、中学校2年生、16～17歳（高校2年生学年相当）とその保護者を対象にした「日野市子どもと保護者の生活実態調査」を実施
令和3年度第1回推進委員会	6月22日（火）	・基本方針の見直しについて（スケジュール、見直しの視点・内容）
児童扶養手当現況届期間を利用したひとり親世帯アンケート	8月2日（月） ～8月31日（火）	・市の相談窓口で「児童扶養手当現況届期間を利用したひとり親世帯アンケート」を実施
子どもの貧困対策庁内連絡会	10月20日（水）	・基本方針の見直しについて（意見等の状況）
第2回推進委員会	11月8日（月）	・基本方針の見直しに係る調査結果について
第3回推進委員会	令和4年度 2月22日（火）	・基本方針の見直し概要について
令和4年度第1回推進委員会	7月12日（火）	・基本方針の素案について
パブリックコメント	8月2日（火） ～8月31日（水）	・市民からの意見募集
児童扶養手当現況届期間を利用したひとり親世帯アンケート	8月1日（月） ～8月31日（水）	・市の相談窓口で「児童扶養手当現況届期間を利用したひとり親世帯アンケート」を実施
第2回推進委員会	10月4日（火）	・基本方針の素案について



2 日野市子どもの貧困対策推進委員会委員名簿

令和4年10月1日時点
(委員長◎ 副委員長○)

選出区分	所属	氏名（敬称略）
学識経験者 （2名）	明星大学 心理学部 教授	福田 憲明 ◎
	東京都立大学 非常勤講師	小田川 華子 ○
公募市民 （3名）	市民委員	加藤 洋子
	市民委員	星野 美智代
	市民委員	藤浪 里佳
子どもの貧困に関する 活動を行っている者 （2名）	公益財団法人 社会教育協会 日野社会教育センター 副館長	阿部 和弘
	特定非営利活動法人 フードバンク TAMA 理事	山口 喜一郎
民生・児童委員の代表者 （1名）	西部地区会長	中村 眞紀子
小中学校の代表者 （2名）	市立日野第七小学校 校長	大西 浩之
	市立大坂上中学校 校長	高橋 康則
市職員 （3名）	子ども部長	中田 秀幸
	教育部長	村田 幹生
	健康福祉部長	山下 義之
事務局	健康福祉部セーフティネットコールセンター センター長	簀野 亨
	健康福祉部セーフティネットコールセンター 副主幹	地下 有可里
	健康福祉部セーフティネットコールセンター ひとり親相談係 係長	秋山 滋美
	健康福祉部セーフティネットコールセンター ひとり親相談係 主査	鳥井山 さと里
	健康福祉部セーフティネットコールセンター 自立支援係 係長	稲葉 洋司
	健康福祉部セーフティネットコールセンター 自立支援係 主査	小林 拓也
	健康福祉部セーフティネットコールセンター セーフティネット係 主任	吉岡 典子
	健康福祉部セーフティネットコールセンター セーフティネット係 主事	古城 妃の華



3 子どもの貧困対策の推進に関する法律・大綱のポイント

(1) 子どもの貧困対策の推進に関する法律

平成二十五年法律第六十四号

子どもの貧困対策の推進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 基本的施策（第八条—第十四条）

第三章 子どもの貧困対策会議（第十五条・第十六条）

附則

第一章 総則

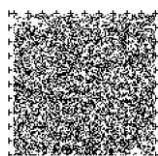
（目的）

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。



3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第五条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況の公表）

第七条 政府は、毎年一回、子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況を公表しなければならない。

第二章 基本的施策

（子どもの貧困対策に関する大綱）

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

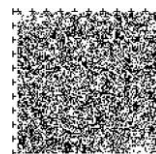
2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項



五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」、「一人親世帯の貧困率」、「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」の定義は、政令で定める。

（都道府県計画等）

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（教育の支援）

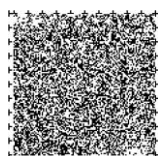
第十条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等が図られるよう、就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（生活の安定に資するための支援）

第十一条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、貧困の状況にある子どもに対する社会との交流の機会の提供その他の貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援に関し必要な施策を講ずるものとする。

（保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援）

第十二条 国及び地方公共団体は、貧困の状況にある子どもの保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の貧困の状況にある子どもの保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し必要な施策を講ずるものとする。



（経済的支援）

第十三条 国及び地方公共団体は、各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究）

第十四条 国及び地方公共団体は、子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する指標に関する研究その他の子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 子どもの貧困対策会議**（設置及び所掌事務等）**

第十五条 内閣府に、特別の機関として、子どもの貧困対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策に関する重要事項について審議し、及び子どもの貧困対策の実施を推進すること。

3 文部科学大臣は、会議が前項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち文部科学省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

4 厚生労働大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、第八条第二項各号に掲げる事項のうち厚生労働省の所掌に属するものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

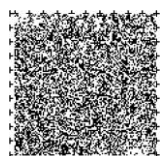
5 内閣総理大臣は、会議が第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、関係行政機関の長の協力を得て、第八条第二項各号に掲げる事項のうち前二項に規定するもの以外のものに関する部分の素案を作成し、会議に提出しなければならない。

6 会議は、第二項の規定により大綱の案を作成するに当たり、貧困の状況にある子ども及びその保護者、学識経験者、子どもの貧困対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（組織等）

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。



- 3 委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議の庶務は、内閣府において文部科学省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

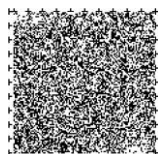
附 則 （令和元年六月一九日法律第四一号）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下この項において「新法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



(2) 大綱のポイント

子供の貧困対策に関する大綱のポイント（令和元年11月29日閣議決定）

子供の貧困対策に関する大綱

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年成立、議員立法)に基づき策定
- 今般の大綱改定は、
 - ①前大綱（平成26年8月閣議決定）において、5年を目途に見直しを検討するとされていたこと、及び②議員立法による法律改正（令和元年6月）を踏まえて実施。
- 平成30年11月の子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において、令和元年度中に新たな大綱を策定することとされた。

目的

現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す
子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施

基本的 方針

- ① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 ➡ 子供のライフステージに応じて早期の課題把握
- ② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮 ➡ 声を上げられない子供や家庭の早期発見と支援の多様化
- ③ 地方公共団体による取組の充実 ➡ 計画策定や取組の充実、市町村等が保有する情報の活用促進

指標

ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加（指標数 25→39）

指標の改善に向けた重点施策（主なもの）

1. 教育の支援

- 学力保障、高校中退予防、中退後支援**の観点を含む教育支援体制の整備
 少人数指導や習熟度別指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実、教育相談体制の充実、高校中退者への学習支援・情報提供等
- 真に支援が必要な低所得者世帯の子供たちに対する大学等の授業料減免や給付型奨学金を実施**

2. 生活の安定に資するための支援

- 妊娠・出産期からの切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援**
 子育て世代包括支援センターの全国展開、若年妊婦等へのアウトリーチ、SNSを活用した相談支援、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化・民間団体の活用等
- 生活困窮家庭の親の自立支援** 生活困窮者に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進

3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

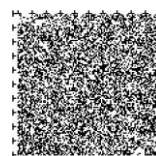
- ひとり親への就労支援** 資格取得や学び直しの支援、ショートステイ（児童養護施設等で一時的に子供を預かる事業）等の両立支援

4. 経済的支援

- 児童扶養手当制度の着実な実施** 支払回数を年3回から6回に見直し（令和元年11月支給分～）
- 養育費の確保の推進** 養育費の取決め支援、民事執行法の改正による財産開示手続の実効性の向上

施策の推進体制等

- 地方公共団体の計画策定等支援**
- 子供の未来応援国民運動の推進** 子供の未来応援基金等の活用



子供の貧困対策に関する大綱(概要)

I 目的・理念

- 現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

II 基本的な方針

- 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援
- 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭への配慮
- 地方公共団体による取組の充実など

III 子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高校・大学等進学率
- 高等教育の修学支援新制度の利用者数
- 食料又は衣服が買えない経験
- 子供の貧困率
- ひとり親世帯の貧困率

など、39の指標

IV 指標の改善に向けた重点施策

教育の支援

- 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上
- 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
 - ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築、少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障
- 高等学校等における修学継続のための支援
 - ・高校中退の予防のための取組、高校中退後の支援
- 大学等進学に対する教育機会の提供
- 特に配慮を要する子供への支援
- 教育費負担の軽減
- 地域における学習支援等

生活の安定に資するための支援

- 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援
 - ・特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援 等
- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援、保育等の確保 等
- 子供の生活支援
- 子供の就労支援
- 住宅に関する支援
- 児童養護施設退所者等に関する支援
 - ・家庭への復帰支援、退所等後の相談支援
- 支援体制の強化

保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 職業生活の安定と向上のための支援
 - ・所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
- ひとり親に対する就労支援
- ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

経済的支援

- 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施
- 養育費の確保の推進
- 教育費負担の軽減

施策の推進体制等

<子供の貧困に関する調査研究等>

- 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究
- 子供の貧困に関する指標に関する調査研究
- 地方公共団体による実態把握の支援

<施策の推進体制等>

- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

子供の貧困対策に関する大綱

I 目的・理念

- 現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

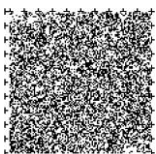
II 基本的な方針

<分野横断的な基本方針>

- 1 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。
- 2 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。
- 3 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。
- 4 地方公共団体による取組の充実を図る。

<分野ごとの基本方針>

- 1 教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。
- 2 生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。
- 3 保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。
- 4 経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。
- 5 子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進める。
- 6 今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。



Ⅲ 子供の貧困に関する指標

【教育の支援】

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 93.7% (平成30年4月1日現在)
- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 4.1% (平成30年4月1日現在)
- 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 36.0% (平成30年4月1日現在)
- 児童養護施設の子供の進学率
 - ・中学校卒業後 95.8% (平成30年5月1日現在)
 - ・高等学校等卒業後 30.8% (平成30年5月1日現在)
- ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園等) 81.7% (平成28年11月1日現在)
- ひとり親家庭の子供の進学率
 - ・中学校卒業後 95.9% (平成28年11月1日現在)
 - ・高等学校等卒業後 58.5% (平成28年11月1日現在)
- 全世帯の子供の高等学校中退率 1.4% (平成30年度)
- 全世帯の子供の高等学校中退者数 48,594人 (平成30年度)
- スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合
 - ・小学校 50.9% (平成30年度)
 - ・中学校 58.4% (平成30年度)
- スクールカウンセラーの配置率
 - ・小学校 67.6% (平成30年度)
 - ・中学校 89.0% (平成30年度)
- 就学援助制度に関する周知状況 65.6% (平成29年度)
- 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況
 - ・小学校 47.2% (平成30年度)
 - ・中学校 56.8% (平成30年度)
- 高等教育の修学支援新制度の利用者数
 - ・大学 ・短期大学 ・高等専門学校 ・専門学校

【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】

- ひとり親家庭の親の就業率
 - ・母子世帯 80.8% (平成27年)
 - ・父子世帯 88.1% (平成27年)
- ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合
 - ・母子世帯 44.4% (平成27年)
 - ・父子世帯 69.4% (平成27年)

【生活の安定に資するための支援】

- 電気、ガス、水道料金の未払い経験
 - ・ひとり親世帯 (平成29年)
 - 電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8%
 - ・子供がある全世帯 (平成29年)
 - 電気料金 5.3% ガス料金 6.2% 水道料金 5.3%
- 食料又は衣服が買えない経験
 - ・ひとり親世帯 (平成29年)
 - 食料が買えない経験 34.9%
(よくあった6.7%、ときどきあった11.8%、まれにあった16.4%の合計)
 - 衣服が買えない経験 39.7%
(よくあった10.0%、ときどきあった10.5%、まれにあった19.2%の合計)
 - ・子供がある全世帯 (平成29年)
 - 食料が買えない経験 16.9%
(よくあった2.5%、ときどきあった5.6%、まれにあった9.2%の合計)
 - 衣服が買えない経験 20.9%
(よくあった3.0%、ときどきあった5.6%、まれにあった12.3%の合計)
- 子供がある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合
 - ・ひとり親世帯 (平成29年)
 - 重要な事柄の相談 8.9%
 - いざというときのお金の援助 25.9%
 - ・等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位 (平成29年)
 - 重要な事柄の相談 7.2%
 - いざというときのお金の援助 20.4%

【経済的支援】

- 子供の貧困率
 - ・国民生活基礎調査 13.9% (平成27年)
 - ・全国消費実態調査 7.9% (平成26年)
- ひとり親世帯の貧困率
 - ・国民生活基礎調査 50.8% (平成27年)
 - ・全国消費実態調査 47.7% (平成26年)
- ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合
 - ・母子世帯 42.9% (平成28年度)
 - ・父子世帯 20.8% (平成28年度)
- ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合
 - ・母子世帯 69.8% (平成28年度)
 - ・父子世帯 90.2% (平成28年度)

Ⅳ 指標の改善に向けた重点施策

教育の支援

- 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上 ・幼児教育・保育の無償化 ・幼児教育・保育の質の向上
- 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
 - ・スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等 ・少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障
- 高等学校等における修学継続のための支援 ・高校中退の予防のための取組 ・高校中退後の支援
- 大学等進学に対する教育機会の提供 ・高等教育の修学支援
- 特に配慮を要する子供への支援 ・児童養護施設等の子供への学習・進学支援 ・特別支援教育に関する支援の充実 ・外国人児童生徒等への支援
- 教育費負担の軽減 ・義務教育段階の就学支援の充実 ・高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減 ・生活困窮世帯等・ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減
- 地域における学習支援等 ・地域学校協働活動における学習支援等 ・生活困窮世帯等への学習支援
- その他の教育支援 ・学生支援ネットワークの構築 ・夜間中学の設置促進・充実 ・学校給食を通じた子供の食事・栄養状態の確保 ・多様な体験活動の機会の提供

生活の安定に資するための支援

- 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援 ・妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援 ・特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援
- 保護者の生活支援 ・保護者の自立支援 ・保育等の確保 ・保護者の育児負担の軽減
- 子供の生活支援 ・生活困窮世帯等の子供への生活支援 ・社会的養育が必要な子供への生活支援 ・食育の推進に関する支援
- 子供の就労支援 ・生活困窮世帯等の子供に対する進路選択等の支援 ・高校中退者等・児童福祉施設入所児童等への就労支援 ・子供の社会的自立の確立のための支援
- 住宅に関する支援
- 児童養護施設退所者等に関する支援 ・家庭への復帰支援 ・退所等後の相談支援
- 支援体制の強化 ・児童家庭支援センターの相談機能の強化 ・社会的養護の体制整備 ・市町村等の体制強化
 - ・ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進 ・生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進 ・相談職員の資質向上

保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 職業生活の安定と向上のための支援 ・所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
- ひとり親に対する就労支援 ・ひとり親家庭の親への就労支援 ・職業と家庭の両立 ・学び直しの支援 ・企業表彰
- ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援 ・就労機会の確保 ・学び直しの支援 ・非正規雇用から正規雇用への転換

経済的支援

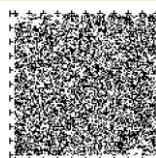
- 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施
- 養育費の確保の推進
- 教育費負担の軽減

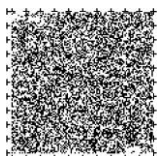
Ⅴ 子供の貧困に関する調査研究等

- 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究
- 子供の貧困に関する指標に関する調査研究
- 地方公共団体による実態把握の支援

Ⅵ 施策の推進体制等

- 国における推進体制 ○ 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価 ○ 大綱の見直し





第2期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針

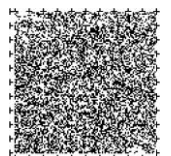
発行日：令和4年10月

発行：日野市 健康福祉部 セーフティネットコールセンター

住所：〒191-8686

東京都 日野市 神明 1丁目 12番地の1

電話：042-585-1111（代表）



令和4年10月
日 野 市

